

基幹統計調査に係るHP掲載のひな型文書

○ ひな型文書作成の際の整理	p1
○ ひな型文書HP掲載のレイアウト（案）	p3
1. メインページ	p3
2. 調査の概要	p4
3. 調査の結果	p8
4. F A Q	p14
○ 事業所調査用ひな型	p22
1. 調査の概要	p22
2. 調査の結果	p29
○ 世帯調査用ひな型	p39
1. 調査の概要	p39
2. 調査の結果	p44

○ ひな型文書作成の際の整理

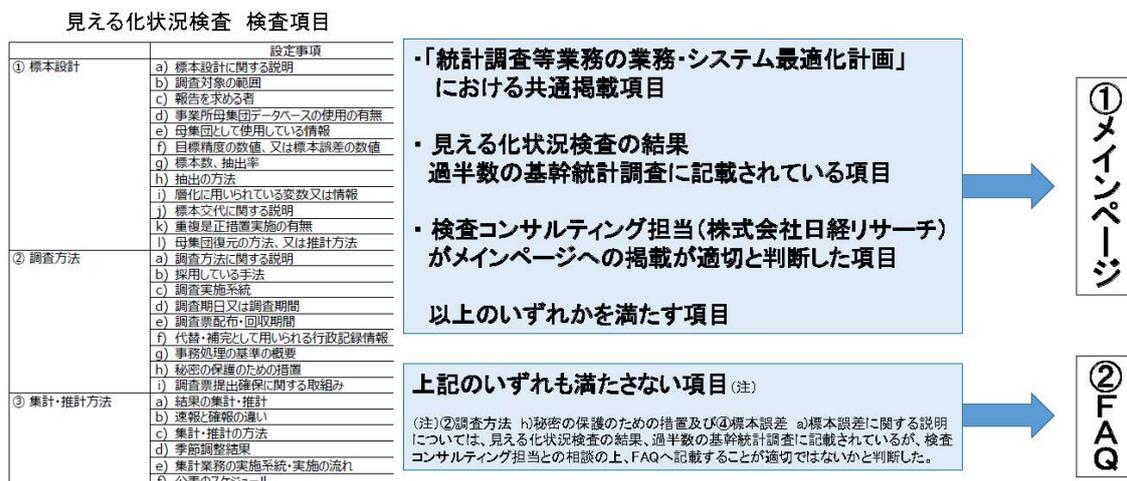
1. 見える化状況検査の検査項目を分別

見える化状況検査の検査項目を

- ① HPのメインページに分かりやすく掲載すべき事項。
- ② 参考情報（詳細情報や専門知識を含む情報）であり質疑応答集に掲載すべき事項。

の二つに分別を行い、それぞれ①メインページ②FAQとして整理。

HPのひな型 メインページ・FAQ分別の考え方



2. 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」に基づきHPへの掲載方法を整理

「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」に基づき、HP掲載項目のうちメインページに掲載する事項を①調査の概要②調査の結果に大別した。また、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」等に基づきそれぞれの掲載項目の整理（大項目、中項目、小項目の編集）を行った。

以上の整理を踏まえ、HPに掲載する際のひな型を次頁の掲載区分で作成した。

各項目の掲載区分

「HPのメインページに分かりやすく掲載すべき事項」をA、
「参考情報（詳細情報や専門知識を含む情報）であり質疑応答集に掲載すべき事項」をBとしている。

	見える化状況検査 検査項目	最適化計画 掲載項目	ガイドライン 掲載項目	見える化状況検査 結果			検査コンサル テイング分別案	ひな型文書
				○	×	－		
① 標本設計	a) 標本設計に関する説明		○	31	1	0	A	A
	b) 調査対象の範囲	○	○	54	0	0	A	A
	c) 報告を求める者		○	25	28	1	A	A
	d) 事業所母集団データベースの使用の有無		○	20	20	14	A	A
	e) 母集団として使用している情報		○	18	19	17	A	A
	f) 目標精度の数値、又は標本誤差の数値		○	23	9	0	B	A
	g) 標本数、抽出率		○	48	6	0	A	A
	h) 抽出の方法	○	○	30	2	0	A	A
	i) 層化に用いられている変数又は情報			28	4	0	A	A
	j) 標本交代に関する説明			5	17	10	B	B
	k) 重複是正措置実施の有無		○	1	20	11	B	B
l) 母集団復元の方法、又は推計方法			30	2	0	B	A	
② 調査方法	a) 調査方法に関する説明	○	○	54	0	0	A	A
	b) 採用している手法	○	○	54	0	0	A	A
	c) 調査実施系統	○	○	53	1	0	A	A
	d) 調査期日又は調査期間	○	○	54	0	0	A	A
	e) 調査票配布・回収期間		○	28	26	0	A	A
	f) 代替・補完として用いられる行政記録情報		○	5	49	0	B	B
	g) 事務処理の基準の概要		○	5	49	0	B	B
	h) 秘密の保護のための措置		○	48	6	0	B	B ※例外対応
	i) 調査票提出確保に関する取組み			2	51	1	B	B
③ 集計・推計方法	a) 結果の集計・推計	○		45	9	0	A	A
	b) 速報と確報の違い			20	17	17	A	A
	c) 集計・推計の方法	○	○	44	10	0	A	A
	d) 季節調整結果			8	2	44	B	A
	e) 集計業務の実施系統・実施の流れ		○	25	29	0	A	A
	f) 公表のスケジュール	○		52	2	0	A	A
	g) 非回答に関する集計上の取扱い			9	44	1	B	B
	h) 一部非回答、外れ値の処理			5	48	1	B	B
④ 標本誤差	a) 標本誤差に関する説明			24	8	22	B	B ※例外対応
	b) 結果に対する標本誤差の数値			20	12	22	B	A
	c) 結果に対する標本誤差の計算方法			14	18	22	B	B
⑤ 非標本誤差	a) 目標母集団及び母集団フレーム			36	18	0	A	A
	b) 目標母集団と母集団フレームのカバレッジ誤差			2	52	0	B	B
	c) 回答数、非回答数又は回収率			25	28	1	A	A
	d) 非回答を減じるための対応			6	48	0	B	B
	e) オンライン回答数、オンライン提出率			1	44	9	B	B
	f) 非回答、又は欠測値に対する集計上の対応			14	40	0	B	B
	g) データ処理による誤差			3	51	0	B	B
	h) データ処理による誤差を減じるための対応			1	53	0	B	B
	i) 異常値、外れ値における集計上の対応			6	48	0	B	B
	j) 測定誤差の説明			2	52	0	B	B
	k) 非標本誤差に関する研究分析			1	53	0	B	B
⑥ 他統計との比較・分析	a) 他の類似統計と比較した説明		○	20	34	0	B	B
	「最適化計画」必須掲載メニュー等							
調査の概要	調査の目的	○	○				A	A
	調査の沿革	○	○				A	A
	調査の根拠法令	○	○				A	A
	調査事項	○	○				A	A
	調査票	○	○				A	A
	記入要領		○				A	A
	民間委託の状況						A	A
調査の結果	問い合わせ先	○	○				A	A
	用語の解説	○	○				A	A
	利活用の状況		○				A	A
	利用上の注意	○	○				A	A

【基幹統計調査名】

1. メインページ

調査の概要

- ・ 調査の目的
- ・ 調査の沿革
- ・ 調査の根拠法令
- ・ 調査の対象
- ・ 抽出方法
- ・ 調査事項
- ・ 調査票
- ・ 調査の時期
- ・ 調査の方法

調査の結果

- ・ 用語の解説
- ・ 結果の集計・推計
- ・ 集計・推計方法
- ・ 利用上の注意
- ・ 利活用事例
- ・ 公表予定

F A Q

よくある質問集

問合せ先

〇〇省〇〇室
TEL 03-xxxx-xxxx（代表）（内線）
03-xxxx-xxxx（直通）
E-mail xxxx@xxxxi.go.jp

2. 調査の概要

調査の目的

〇〇調査は、統計法に基づく基幹統計調査（基幹統計である〇〇統計を作成するための調査）として、〇〇の事業所の経営実態を明らかにし、景気動向の把握や〇〇のための基礎資料などを得ることを目的とする。

調査の沿革

この調査は〇〇年に「〇〇調査」の名称で実施された。対象業種は、〇〇、××によって構成されていた。〇〇年から〇〇の拡大などを行い調査名称も「〇〇調査」に改められた。

〇〇年に〇〇についての変更を行い、××の体制とした。

〇〇年〇月から統計法（平成 19 年法律第 53 号）による基幹統計調査として実施している。

調査の根拠法令

〇〇調査は、統計法（総務省）[法令等へリンク]（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に基づく基幹統計調査（基幹統計である〇〇統計を作成する調査）として、〇〇調査規則（〇〇省）[調査規則等へリンク]（昭和 × × 年総理府令第 × × 号）に基づき実施している。

調査の対象

調査対象の範囲は全国の事業所のうち以下の条件を全て満たす事業所である。

◆〇〇年 × × 調査において日本標準産業分類（平成 xx 年総務省告示第 xxx 号）に掲げる以下の分類に属する事業所。

- ・ × × 業
- ・ 〇〇業
- ・ △△業

◆常用労働者を雇用するもののうち、常時〇人以上を雇用する事業所。

◆資本金額又は出資金額〇〇円以上。

この調査は標本調査として実施しており、標本理論に基づいて抽出された約〇〇〇〇事業所（xx年調査実績）を調査対象としている。（詳細は、標本抽出方法[PDF等へリンク]を参照）

なお、この調査の対象となる事業所の責任者（報告者）は調査票に掲げる事項について報告することが統計法第13条（報告義務）で義務付けられている。

（統計法第13条参照[法令等へリンク]

（〇〇統計調査規則第〇条参照[調査規則等へリンク]

抽出方法

標本設計及び抽出方法

この調査は、標本調査であり、〇〇抽出『層化抽出、層化2段抽出などの抽出方法名』により調査対象を抽出している。

・母集団名簿（抽出の枠）

標本抽出にあたっては、平成××年〇〇調査の結果を基に〇〇省の△△情報を利用して作成した名簿を母集団名簿としている。

層化の方法

【層化の基準】

層化の基準は業種別（××区分〔区分の数〕）、事業従事者規模別（××区分〔区分の数〕）を用いている。ただし、従事者数〇〇人以上など一部の層については結果精度への影響が大きいため全数調査としている。

【標本数の配分】

各層への標本数の配分は〇〇配分『比例配分などの配分方法名』により行っている。

目標精度・標本数・抽出率

〇〇別『層の区分など』に××『売上高などの変数名』について目標精度（標準誤差率）を設定し、必要な標本数を算出した。

〇〇ごとの目標精度、標本数、抽出率は次のとおりである。

[目標精度、標本数、抽出率についての表と目標精度計算方法を記載する。大部になる場合は別途PDF等へリンク]

※標本設計及び抽出方法の詳細は、『標本抽出の詳細[PDF 等へリンク]』を参照。

調査事項

(1) ○○調査票

A 事業主の業況判断に関する事項

- (ア) 業況
- (イ) 売上の状況
- (ウ) 営業利益の状況
- ・・・

(2) ○○調査票

A 事業所の経営形態に関する事項

- (ア) 開設時期
- (イ) 営業(操業)日数及び時間
- (ウ) 営業用土地・建物の所有形態
- ・・・

B 事業主に関する事項

- (ア) 事業主の年齢
- (イ) 後継者の有無
- ・・・

C 営業収支等に関する事項

- (ア) 売上金額及び仕入金額
- (イ) 棚卸高
- (ウ) 営業経費
- ・・・

調査票

平成○○年度の調査票と記入要領等（調査票は業種によって異なる）

■調査票

- ・業種 A 調査票[PDF 等へリンク]
- ・業種 B 調査票[PDF 等へリンク]
- ・業種 C 調査票[PDF 等へリンク]

■記入要領等

- ・業種 A 調査票記入要領[PDF 等へリンク]
- ・業種 B 調査票記入要領[PDF 等へリンク]
- ・業種 C 調査票記入要領[PDF 等へリンク]
- ・オンライン調査利用ガイド[PDF 等へリンク]

調査の時期

調査の期日

平成〇〇年〇月〇日

ただし、売上、経費等の経理事項は、平成〇〇年〇月〇日から〇月〇日の 1 年間

調査票の配布・回収

- ・調査票の配布

平成〇〇年〇月〇日～〇月〇日

- ・調査票の回収

〇月〇日以降調査員が随時回収（〇月〇日まで）

インターネットでの回答は〇月〇日～〇月〇日

調査の方法

都道府県、市町村を通じて、調査員が〇〇事業所へ調査票を配布し、〇〇事業所の責任者が自ら調査票に記入。その後調査票を調査員が回収するか、又は郵送で返信してもらった。

調査経路：〇〇省→都道府県→市町村→調査員→報告者（事業所）

配布方法：調査員

収集方法：調査員、郵送

3. 調査の結果

用語の解説

用語の解説

1. 産業分類[\[リンク\]](#)
2. 都市階級[\[リンク\]](#)
3. 地方[\[リンク\]](#)
4. 集計事業所数[\[リンク\]](#)
5. 業況判断に関する事項[\[リンク\]](#)
6. 営業状況に関する事項[\[リンク\]](#)
 - (1) 売上高[\[リンク\]](#)
 - (2) 仕入高[\[リンク\]](#)
 - (3) 売上原価[\[リンク\]](#)
 - (4) 営業費[\[リンク\]](#)
 - (5) 営業利益[\[リンク\]](#)
 - (6) 設備投資[\[リンク\]](#)
7. 棚卸高に関する事項[\[リンク\]](#)
8. 従業者に関する事項[\[リンク\]](#)
 - (1) 家族従業者[\[リンク\]](#)
 - (2) 雇用者[\[リンク\]](#)

リンク先の例

1. 産業分類

日本標準産業分類（平成19年11月改定）を適用している。

なお、「産業特殊中分類」は、日本標準産業分類（中分類及び小分類）を組み合わせたものである。（「産業特殊中分類一覧」[\[PDF等へリンク\]](#)を参照）

結果の集計・推計

集計区分・集計内容

〇〇調査の集計では、〇〇集計と××集計を行っている。集計区分と集計内容については以下のとおりである。

[下記の表等を掲載する。(例として、経済センサス-活動調査の表を掲示) 大部になる場合は別途 PDF 等へリンク]

平成28年経済センサス - 活動調査の集計体系及び結果の公表時期一覧

集計区分		集計内容	公表時期		
I 速報 集計	1 事業所に関する集計	地域、産業（大分類）、経営組織別、事業活動別、従業者規模別等に事業所数、従業者数、売上（収入）金額等を表章。	平成29年5月		
	2 企業等に関する集計	地域、産業（大分類）、経営組織別、事業活動別、企業常用雇用者規模別、資本金階級別等に企業数、従業者数、経理事項等を表章。	平成29年5月		
1 事業所 集計	(1) 産業的 横集計	① 事業所数、従業者数	地域、産業（大分類・中分類・小分類・細分類）、経営組織別、従業者規模別、開設時期別、存続・新設・廃業別等に事業所数、従業者数を表章。	平成30年6月	
		② 売上（収入）金額等	地域、産業（大分類・中分類・小分類・細分類）、経営組織別、事業活動別、従業者規模別等に売上（収入）金額、付加価値額等を表章。	平成30年6月	
	(2) 製造業	① 鉱業、採石業、砂利採取業	「鉱業、採石業、砂利採取業」について、地域、産業（小分類・細分類）別等に、事業所数、従業者数、売上（収入）金額等を表章。	平成29年12月	
		1) 概要	事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額等の主要な事項について、産業（中分類）別に表章。	平成29年9月	
			2) 品目編	品目別（6桁）について、産出事業所数、出荷額、出荷数量を表章。	平成29年12月
			3) 産業編	産業（中分類・細分類）・従業者規模別統計表、産業（中分類）・都道府県・大都市別統計表を表章。	平成29年12月
		4) 用地・用水編	産業（中分類・細分類）別に、事業所数、従業者数、製造品出荷額等、敷地面積、用水使用量（水源	平成29年12月	

集計・推計方法

集計業務の実施系統

〇〇省××室に提出された調査票は、独立行政法人〇〇において集計される。

推計方法

・ 標本調査業種

標本調査業種の母集団推計は、調査結果を基に〇〇別・△△規模別・都道府県別の層ごとに以下により行っている。

(1) 調査結果に基づく抽出率の設定

① 母集団数は、抽出時の母集団に調査時の廃業、対象外等を反映した数による。

② 有効回答数は、集計事業所（企業）数である。

③ 各層（事前の層）の抽出率の計算

各層の抽出率 = 当該層の有効回答数 / 当該層の母集団数

(2) 個票の拡大推計（事前の層）

個票の拡大推計は、各個票（有効回答）の標本抽出時の層による。

したがって、調査の結果、業種、事業従事者規模、都道府県のいずれかの区

分が移動した場合でも、標本抽出時の業種、事業従事者規模、都道府県の区分で（事前の層）拡大推計を行っている。

各個票の拡大推計値 = 1 / 当該層の抽出率 × 当該層の個票データ

※推計方法の詳細は、『推計方法の詳細[PDF 等へリンク]』を参照

調査結果の精度（標本誤差の数値）

各調査結果の標準誤差率は次のとおりである。（〇〇年調査実績）

〔下記の表等を掲載する。（例として、特定サービス産業実態調査の表を掲示）
大部になる場合は別途 PDF 等へリンク〕

②達成精度（標準誤差率）

調査業種	売上高		
	平均(万円)	標準偏差	標準誤差率
ソフトウェア業	57,450	84,449	0.016
情報処理・提供サービス業	65,875	113,351	0.040
インターネット附随サービス業	58,189	65,464	0.057
映像情報制作・配給業	42,226	49,116	0.043
新聞業	271,256	232,796	0.002
出版業	55,694	48,280	0.021
映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	11,109	7,474	0.027
各種物品賃貸業	312,522	300,239	0.010
産業用機械器具賃貸業	42,698	79,657	0.031

利用上の注意

（例）合計と内訳について

〇〇については、標本調査で拡大推計して集計後に四捨五入をしており、〇〇については、欠測値の補完を行い集計後に四捨五入をしている。そのため、総計と内訳の合計とは一致しない場合がある。また、単位当たり換算の値は、各数値に単位以下の数値を有しているため、公表値から求められても一致しない場合がある。

（例）記号について

①「ー」は該当数値なし、「…」は不詳、「0」は単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。

②①にある「…」は、回収標本数が少ないために表章できない項目を表している。

③概況の区分中に「不詳」とあるものは、全数調査業種における欠測値の補

完又は標本調査業種における〇〇推計の際に、経営組織別、資本金規模別、従業者規模別などの区分の格付情報が特定できない場合である。

④「x」は、1又は2である事業所（企業）に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため、数値を秘匿した箇所である。また、3以上の事業所（企業）に関する数値であっても、1又は2の事業所（企業）の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表した。

調査の回答状況

標本数、回収率、回答率などの実績は次のとおりである。

[下記の表等を掲載する。(例として、特定サービス産業実態調査の表を掲示) 大部になる場合は別途 PDF 等へリンク]

調査業種	標本数	回答数	回答率 (%)	有効回答数	有効回答率 (%)
合計 (21 業種)	48,934	40,509	82.8	40,447	82.7
ソフトウェア業	3,076	2,787	90.6	2,787	90.6
情報処理・提供サービス業	1,828	1,631	89.2	1,628	89.1
インターネット附随サービス業	560	378	67.5	378	67.5
映像情報制作・配給業	808	639	79.1	638	79.0
新聞業	374	345	92.2	345	92.2
出版業	655	526	80.3	525	80.2
映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	485	377	77.7	375	77.3

調査結果の報告

この調査の結果は、速報、確報（第1報、確報）として報告している。

「速報」と「確報」の両方が公表されている場合は、「確報」が確定値となる。

(1) 速報

調査期の終了時からおよそ〇〇カ月後に公表している。

速報での報告内容は次のとおりである。

- ・調査項目、集計区分
- ・売上高(都道府県単位での集計のみ)
- ・従業者数(〇〇人以上の事業所についてのみ集計)

(2) 確報

調査期の終了時からおよそ〇〇カ月後に公表している。

速報に加え、残る調査項目、集計区分、〇〇を掲載している。

なお、次のような処理により速報から修正される値がある。

- ・速報確定後に回収された回答の反映

- ・ 回答データの精査による修正
- ・ ~~~
- ・ ~~~

(確報など一度のみの場合)

この調査の結果は、確報としてのみ報告している。

季節調整情報

季節調整済み系列はセンサス局法 X-12-ARIMA によって作成している。

※各系列に適用した X-12-ARIMA のスペックファイルなどの詳細は『季節調整の方法の詳細』[PDF 等へリンク]を参照

利活用事例

1 行政上の施策への利用

- ○ 関係施策のための基礎資料
- ○ 支援のための諸施策
- ○ ○ の経営実態をみる際に売上高や営業利益などが活用されています。

2 国民経済計算の推計への利用

- 四半期別 GDP 速報 (QE)
- ○ ○ の推計に × × が利用されています。
- 国民経済計算確報
- ○ ○ の推計に × ×、× × が利用されています。

3 最近の白書等における分析での利用

- ○ 白書
- ○ の分析
- ○ ○ について分析するために、○ ○ 調査の × ×、× ×、× × を使用しています。

4 地方公共団体における利用

- 県民経済計算等の推計
- ○ ○ 別、○ ○ 別 △ △ 状況や産業特殊中分類、月別売上高、従業者数等が県民経済計算や市町村民経済計算の推計に利用されています。
- ○ の営業状況の分析

●〇〇について、全国と地方の比較のための資料として利用されています。

5 民間企業や学術研究機関等による利用

●研究機関や金融機関による経済分析・予測等に利用

公表予定

〇〇調査の公表時期は次のとおりである。

年次調査

上期調査 ○月○旬

下期調査 ○月○旬

四半期調査

4～6月期調査 ○月○旬

7～9月期調査 ○月○旬

10～12月期調査 ○月○旬

1～3月期調査 ○月○旬

月次調査

調査期日の翌月○旬

詳細は公表予定[公表予定のページへリンク]を参照。

4. FAQ

よくある質問集

標本交代

Q 私の会社は、昨年もこの調査の対象になり、調査票が送られてきました。調査の対象は毎年変わるものではないのですか？

A 調査の対象となる事業所は、「標本交代」という手法で、〇年ごとに全体の調査事業所の△分の1ずつ交替する方法をとっています。したがって、同じ事業所に対しては、□年間（〇×△）継続するローテーション方式によって調査しています。これは、いっぺんに対象を替えてしまうと、調査の連続性が損なわれてしまうためです。

どうぞ、ご理解の上、本調査にご協力をお願いいたします。

重複是正

Q 毎年調査票が送られてきますが、同じ会社を調査するのですか？

A 調査の対象になる事業所は、毎年無作為に選ばれます。特定の事業所を選んでいるわけではありません。

また、一度選ばれた事業所は、〇年間は選ばれないように配慮しています。

【事業所母集団データベースを使用した場合】

Q 私の会社には、〇〇省からも別の調査の調査票が送られてきていますが、同じ会社に何度も調査票が送られることがないように配慮してほしい。

A 〇〇調査の対象となる事業所は、総務省で整備している「事業所母集団データベース」から選ばれています。事業所母集団データベースには、全国の事業所・企業に関する情報が収められており、行政機関の行う統計調査の調査対象の抽出に用いられるなど、国や地方公共団体において、経済統計を正確に作成するための名簿情報の提供及び管理のための重要なインフラとなっています。

このデータベースには、どの事業所が何の調査で対象になったかの履歴も登録されており、できるだけ同じ時期に同じ事業所には調査依頼が重複しないように配慮されています。

しかし、対象となる事業所は、調査の精度を高めるために、地域や事業所の業種、規模などのグループ別に選ばれており（これを「層化抽出」といいます。詳しくは抽出方法[該当ページ等へリンク]を御覧ください。）、グループ内で事業所数

が少ない場合には、どうしても重複して選ばれることもあります。
以上の趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願いいたします。

行政記録情報

Q 私の会社はいつも調査に協力していますが、きちんと回答してくれないような会社もあると思います。そのような場合はどのように集計していますか？

A 調査の集計を行う前に、調査票の記入内容を精査し、記入不備、記入内容の矛盾などが生じた場合は、〇〇などの行政記録情報を活用し、補足・訂正を行うようにしています。

事務処理基準

Q 調査方法の説明をみると、各都道府県、各市町村を經由して調査を行ったと記載されていますが、具体的には〇〇省からどのような指示を出して、どのように調査が行われていますか？

A 調査票の配布、記入案内、回収、整理、確認については、各都道府県を經由し各市町村を通じて行っています。

これらの具体的な事務処理内容については、都道府県及び市町村へ送付した「調査の手引」[PDF 等へリンク]をご参照ください。

調査票提出確保

Q 〇〇調査の調査票が送られてきましたが、いつまでにどこに提出すればいいですか？

A ただいま〇〇省では、平成〇〇年〇月〇日現在で「〇〇調査」を実施しております。本調査の趣旨・重要性[「調査の概要」等該当ページへリンク]をご理解いただき、調査票の提出にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、調査票の提出期限は〇月〇日です。郵送にてご提出ください。

また、調査票の提出状況について電話で確認させていただく場合がございます。通知される電話番号は以下のとおりです。調査についてのご質問等に関しても、以下へお問い合わせください。

〇〇省〇〇室 03-xxxx-xxxx（直通）

【督促について】

Q 私の会社はいつも調査に協力しているが、会社によっては答えていないとこ

るもあるのではないですか？

A 調査の精度を高めるためには、調査の対象になった皆様のご協力が必要です。〇〇調査事務局では、調査票の提出を確保するために、以下のような作業を行っています。

1. 締切直前の提出喚起

提出締切日（〇月〇日）の1週間前（〇月〇日）に、それまでに提出のなかった調査対象事業所に対して、提出を促すハガキを送付しました。

2. 締切後の督促

提出締切後の〇月〇日に、それまでに提出のなかった調査対象事業所に対して、提出督促のハガキを送付しました。

3. 電話による督促

提出締切の1か月後の〇月〇日から〇月〇日の間に、それまでに提出がなく電話番号の判明している調査対象事業所に対して、電話による提出督促を行いました。

以上のような方法により、できるだけ調査にご協力いただけるようお願いしております。

なお、これらの作業により、最終的には〇〇%の回収率を確保しております。

秘密保護

Q 調査で答えた内容が外部に漏れることはないですか？ 調査内容には個人情報も含まれているので心配です。

A 〇〇調査をはじめとする国の統計調査は、「統計法」（総務省）[法令等へリンク]に基づいて行われます。統計調査に従事する者（外部委託先も含めて）には統計法により守秘義務が課せられており、違反した場合には罰則（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が設けられています。

調査でいただいた回答は、統計の作成・分析の目的にのみ使用され、統計以外の目的（例えば徴税など）に調査票の回答内容を使用することも禁止されています。ご回答いただいた調査票は、外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、集計が完了した後は完全に溶かしてしまうなど、個人情報の保護には万全を期しておりますので、調査の対象となられた方々は、安心してご回答ください。

結果精度に関する情報

Q 統計表に示されている数字は、どうやって計算されていますか？ 調査の対象は全事業所ではなく、一部の事業所であり、また、回答しない事業所もあると思いますが、数字に誤差などはありますか？

A 統計調査の結果には、必ず何らかの誤差が生ずることは避けられません。例えば、標本調査では、調査されなかった調査対象があるので、全数調査を行えば得られたはずの値（これを「真の値」といいます。）と調査結果には差が生じます。全数調査を行わずに標本調査を行ったことにより生ずる差のことを「標本誤差」[リンク 1]といます。

また、全数調査を行ったとしても、例えば誤回答や未回答などによる誤差があり、これを「非標本誤差」[リンク 2]といます。非標本誤差には、調査を行う段階で発生する様々なものがあります。詳細については、以下のリンクをクリックして御覧ください。

- ・回答をしなかったことにより生ずる誤差（これを「非回答誤差」[リンク 3]といます。）
- ・集計の際の誤りによる誤差（これを「データ処理による誤差」[リンク 4]といます。）
- ・標本が正しく母集団の縮図となっていなかったことによる誤差（これを「カバレッジ誤差」[リンク 5]といます。）
- ・調査員や委託先の質、調査票のデザイン、回答者のミスなどによる誤差（これらを総称して「測定誤差」[リンク 6]といます。）

標本誤差とその計算方法【リンク 1】

調査の結果は、標本調査で調査票が回収された標本から得られた推定値なので、標本誤差を含んでおり、全数調査をすれば得られるはずの値（以下「真の値」といいます。）とは必ずしも一致しません。集計結果の推定値には、標本調査による一定の統計的誤差を含んでいます。

参考表に示した「標準誤差率」は、全数調査を行った場合に得られるはずの「真の値」の存在範囲を示す目安となるものです。推定値を中心として、その前後に標準誤差の2倍の幅をとれば、その区間内に真の値があることが約95%の確率で期待されます（20回のうちおおよそ19回は正しい）。

なお、参考表の「主要項目別の標準誤差率」は、以下の式で計算されています。

(標本誤差率の計算式)

$$e = \sqrt{V}/G$$

$$V = \sum_h N_h (N_h - n_h) s_h^2 / n_h$$

e : G の標準誤差率

V : G の分散の推定値

s_h : 第 h 層の標本の標準偏差

N_h : 第 h 層の母集団施設数

n_h : 第 h 層の標本 (回収) 施設数

非標本誤差とそれに関する研究分析【リンク 2】

非標本誤差には、非回答誤差、カバレッジ誤差、データ処理による誤差、調査員や委託先の質による誤差、回答者の誤りによる誤差などがあり、調査の過程において介在する人間が多くなれば、それだけ非標本誤差も大きくなります。このような誤差は、標本誤差と違って、どの程度の誤差が発生しているのか、数字で評価することができません。したがって、調査の設計の際には細心の注意を払って、なるべく起こらないようにすべきです。例えば回答者の回答誤りについては、誤解が生じにくいように調査票を設計するなどの工夫が必要です。

非標本誤差に関する研究分析は、国の統計調査についての研究や大学等の学術機関における研究など様々な分析報告がありますので、それらの資料をご参照ください。

例 1. ○○統計調査の非標本誤差の縮小に向けた研究会 (○○省) [\[リンク\]](#)

例 2. 社会調査における非標本誤差 (○○研究所) [\[リンク\]](#)

例 3. 非標本誤差をめぐる問題と諸種の手法 (○○大学) [\[リンク\]](#)

非回答誤差を減じるための措置【リンク 3】

調査では、集計対象となる調査項目についてはすべて回答してもらうのが原則ですが、対象者のミスや回答しづらいもの、あるいは意図的に回答を拒否するものなどがあり、必ずしも調査項目がすべて回答されているわけではありません。このような回答漏れによる誤差を「非回答誤差」といい、事前の調査票の工夫や記入要領による丁寧な説明など、また提出後には非回答部分の電話による照会などの方法で、できるだけ減らすように努めなければなりません。

本調査では、非回答を減らすために、次のような方法をとっています。

1. 記入要領での説明

記入要領では、できるだけ回答漏れをなくすために、実際の調査票の上に記入が必要な部分（項目）を着色し、さらに注意喚起を促す内容については吹き出しを利用して、これも別の色でカラー化しました。

2. 調査員によるフォロー

調査員が調査票を回収した際に、非回答部分をチェックして、その場で再回答をお願いしました。ただし、対象者に会えない場合には、〇〇、〇〇、〇〇の項目については調査員の観察（目視）や近隣の者に質問して非回答項目を補定しました。

3. 電話によるフォロー

回収後に調査票を目視して記入漏れや記入ミスを発見した場合には、対象者に電話で照会を行い、再回答をお願いしました。

データ処理による誤差とこれを減じるための対応【リンク4】

非標本誤差のうち、調査票の回答内容を電子化して、これらを集計するまでの段階で発生する「データ処理による誤差」があります。

このうち代表的な誤差は、データを電子化（データパンチ）する際にパンチする人間が介在するため、この段階で入力ミスなどのヒューマンエラーが発生する可能性があります。

〇〇調査に限らず、〇〇省の統計調査に関しては、データ処理を民間に委託していますが、委託先の条件として、ベリファイの実施を義務付けています。これは、調査票のデータを並行して2人の違う人が入力し、それぞれのデータを照合することで入力ミスを検出する方法です。この方法により、入力ミスはほぼなくなります。

【OCR使用の例】

非標本誤差のうち、調査票の回答内容を電子化して、これらを集計するまでの段階で発生する「データ処理による誤差」があります。

このうち代表的な誤差は、データを電子化（データパンチ）する際にパンチする人間が介在するため、この段階で入力ミスなどのヒューマンエラーが発生する可能性があります。

本調査では、データを電子化する際に人間を介在させずに、調査票に記入されたマークと数字を機械（光学式文字読取装置）で読み取って統計を作成するようにしています。しかし、この機械の読み取りの際にも機械的なエラーが発生する可能性があるため、調査対象者への記入要領では、機械が読み取りやすい黒鉛筆の

使用と、読み取りやすい数字の記入例を示して、できるだけエラーをなくするように努めています。

カバレッジ誤差の発生要因【リンク5】

調査では調べる対象となる「母集団」（これを「目標母集団」といいます。）があり、標本調査の場合は、この母集団に相当する名簿（これを「枠母集団」又は「標本抽出枠」といいます。）から標本抽出（サンプリング）を行います。目標母集団と枠母集団が必ずしも一致しているとは限らず、それによって生じる誤差を「カバレッジ誤差」といいます。

本調査では、全国にある従業者数〇〇人以上の事業所を母集団とし、標本抽出枠は総務省で整備している「事業所母集団データベース」を用いていますが、この名簿は「経済センサス - 基礎調査」を基に各種行政記録情報等により整備されたものなので、掲載漏れや廃業、新設などによるカバレッジ誤差が発生する可能性があります。極めて小さいものと評価できます。

ただし、調査の実施上難しいなどの理由により、次の事業所は除外しています。

.....

測定誤差の説明【リンク6】

もともと測定誤差とは、自然科学の分野で、ものの大きさや重さなどを測定する際に発生する誤差のことで、その原因は測定機器の不完全さ、測定者の能力による違い、測定条件の変動などによるものです。

調査の分野でも、測定機器に相当する調査票のデザインや言葉遣いによって回答者が質問を誤解したり懸念したりして事実と異なる記入をした場合の誤差、測定者である調査員の面接の拙さや委託先の質による誤差、測定条件である調査方法（郵送調査か調査員調査かなど）による誤差など様々な測定誤差があります。

〇〇調査では、調査票の作成段階における言葉遣いなどの細心の注意、委託先や調査員に対する研修・指導の徹底などを行い、これらの測定誤差をできるだけ減らすように努めています。

非回答事項に関する集計上の取扱い

- Q 調査票に回答がなかった場合は、集計の際にどのように処理していますか？
A 調査票を集計する前段階で、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて精査して、欠測値や矛盾が生じた場合は〇〇調査などを基に補足・訂正を行います

した。

しかし、補足・訂正が不可能な数値については、回答が得られた数値の集計結果に回答率の逆数を掛けることにより全体の推計を行いました。

オンライン回答数、オンライン提出率

Q ○○調査は、ネットでも回答を受け付けているようですが、ネットでの回答はどのくらいありますか？

A 今回の○○調査は、郵送での回答送付とインターネットで回答送信の2種類の方法を用いていましたが、全回答者のうち、インターネットで回答した人は○○%でした。

都道府県別、業種別のインターネット回答率は、以下のファイルを参照ください。

- ・都道府県別のインターネット回答率 [PDF 等へリンク]
- ・業種別のインターネット回答率 [PDF 等へリンク]

異常値、外れ値における集計上の対応

Q 調査対象の企業の中には、他の中小企業とは異なる超大手企業が含まれることもあると思いますが、その場合、そのまま平均値を算出すると実態とはかけ離れた数値になるのではないですか？

A ○○調査では、業種別にみて、特に売上の大きい企業については、その企業を除いた売上の平均値と標準偏差を算出し、平均値より標準偏差の○倍以上の場合は、○○統計表ではその企業を除いて集計しています。

他の類似統計と比較した説明

Q ○○調査の結果は、似たような△△調査の結果とは少し異なっていますが、なぜですか？

A ○○調査の結果は、○月から○月までの1年間の結果であるが、△△調査の場合は、年度での結果なので、△△調査とは若干異なっています。

また、○○調査は標本調査なので、調査で得た平均値に標本抽出率及び回収率の逆数を乗じて全体の売上などを推計しているため、全数調査の結果とは一致しません。

○ 事業所調査用ひな型

1. 調査の概要

ひな型文書	参考となる統計調査の記載
<p><調査の目的></p> <p>【ひな型】</p> <p>〇〇調査は、統計法に基づく基幹統計調査（基幹統計である〇〇統計を作成するための調査）として、〇〇の事業所の経営実態を明らかにし、景気動向の把握や〇〇のための基礎資料などを得ることを目的とする。</p>	<p><調査の目的></p> <p>【例】個人企業経済統計 http://www.stat.go.jp/data/kojinke/gaiyou.htm ・調査の目的 個人企業経済調査は、統計法に基づく基幹統計調査（基幹統計である個人企業経済統計を作成するための調査）として、個人で「製造業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」又は「サービス業」を営んでいる事業所の経営実態を明らかにし、景気動向の把握や中小企業振興のための基礎資料などを得ることを目的とする。</p>
<p><調査の沿革></p> <p>【ひな型】</p> <p>この調査は〇〇年に「〇〇調査」の名称で実施された。対象業種は、〇〇、××によって構成されていた。〇〇年から〇〇の拡大などを行い調査名称も「〇〇調査」に改められた。</p> <p>〇〇年に〇〇についての変更を行い、××の体制とした。</p> <p>〇〇年〇月から統計法（平成19年（2007年）法律第53号）による基幹統計調査として実施している。</p>	<p><調査の沿革></p> <p>【例】特定サービス産業実態統計 http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/gaiyo.html#menu02 ・調査の沿革 【調査開始年】 昭和48年（1973年開始） 【調査の沿革】 昭和48年に「昭和48年特定サービス業実態調査」の名称で実施され、対象業種は、毎年調査業種（物品賃貸業、情報サービス業、広告業）と年次別にローテーションする業種（知識関連産業、余暇関連産業、公害関連産業）によって構成されていたが、昭和54年からは調査対象業種を拡大して行政上必要な業種を新規業種として追加していくこととし、調査の名称も「特定サービス産業実態調査」に改められた。</p> <p>平成3～11年までは①毎年調査業種（5業種）、②周期調査業種（3年周期で9業種）、③選択調査業種（毎年1から2業種）のパターンにより実施され、平成12年からは、調査業種の上位分類である「対事業所サービス業」を「ビジネス支援産業」とし、「対個人サービス業」を「娯楽関連産業」及び「教養・生活関連産業」に分割し、各々の分類ごとの業種を原則として、3年に1回調査を行っていた。</p> <p>平成18年からは、母集団名簿をアクティビティベース（業界団体名簿）から日本標準産業分類ベース（事業所・企業統計調査名簿）に変更するとともに、調査業種については、7業種とした。</p> <p>平成19年からは4業種を追加し11業種に、平成20年からは、10業種を追加し21業種に、平成21年からは、冠婚葬祭業、映画館、興行場、興行団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地・テーマパーク、学習塾、教養・技能教授業の7業種を追加し28業種となり、平成19年からの業種拡大が終了した。</p> <p>調査業種及び調査年次一覧についてはこちらをご覧ください。</p>
<p><調査の根拠法令></p> <p>【ひな型】</p> <p>〇〇調査は、<u>統計法（総務省）[別ウインドウ]</u>(平成19年法律第53号)第2条第4項に基づく基幹統計調査（基幹統計である〇〇統計を作成する調査）として、<u>〇〇調査規則（総務省）[別ウインドウ]</u>(昭和x x年総理府令第x x号)に基づき実施している。</p>	<p><調査の根拠法令></p> <p>【例】個人企業経済統計 http://www.stat.go.jp/data/kojinke/gaiyou.htm ・調査の根拠法令 個人企業経済調査は、<u>統計法（総務省）[別ウインドウ]</u>(平成19年法律第53号)第2条第4項に基づく基幹統計調査（基幹統計である個人企業経済統計を作成する調査）として、<u>個人企業経済調査規則（総務省）[別ウインドウ]</u>(昭和50年総理府令第5号)に基づき実施する。</p>
<p><調査の対象></p> <p>【ひな型1：全数調査】</p> <p>調査の対象は以下に掲げる全国の事業所である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体の事業所 ・日本標準産業分類に掲げる「〇〇業」に属する事業所 ・XXX ・YYY <p>ただし以下に掲げる事業所は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者数〇人以下 ・資本金額〇〇円未満 ・AAA ・BBB <p>調査対象事業所数は約××××事業所である（平成〇〇年調査確報値）。</p> <p>なお、この調査の対象となる事業所の責任者（報告者）は調査票に掲げる事項について報告することが統計法13条（報告義務）で義務付けられている。(〇〇統計調査規則第〇条参照[リンク])</p> <p><調査の対象></p> <p>【ひな型2：標本調査】</p> <p>調査対象の範囲は全国の事業所のうち以下の条件を全て満たす事業所である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 〇〇年××調査において日本標準産業分類（平成xx年総務省告示第xxx号）に掲げる以下の分類に属する事業所。 <ul style="list-style-type: none"> ・××業 ・〇〇業 	<p><調査の対象></p> <p>【例1：調査対象の範囲】経済構造統計（経済センサス・活動調査） http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/gaiyo.htm#a4 調査の対象 以下に掲げる事業所を除くすべての事業所及び企業が対象です。 ・国・地方公共団体の事業所 ・日本標準産業分類大分類A-農業、林業に属する個人経営の事業所</p> <p>【例2：調査対象の範囲】工業統計 http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/gaiyo.html#menu04 調査の対象 【地域】 全国 【単位】 事業所 【属性】 日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く）。（平成20年調査以前は、西暦末尾0、3、5及び8年については全数調査を実施していた。）</p> <p>【例3：調査対象数】商業統計 http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/gaiyo.html#menu04 調査の対象 【地域】 全国 【単位】 事業所 【属性】 日本標準産業分類に掲げる「大分類I-卸売業、小売業」に属する全国の事業所。 【調査対象数】 1,407,235事業所 平成26年調査結果</p> <p><調査の対象></p> <p>【例4：調査対象の範囲】特定サービス産業実態統計 http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/gaiyo.html#menu04 調査の対象 【地域】 全国 【単位】 事業所（一部業種は企業） 【属性】 平成24年経済センサス・活動調査において、以下の日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）の小分類に格付けされた事業所（一部業種は企業）が対象。 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 インターネット付随サービス業 ・・・・（以下、例示省略）</p> <p>【例5：調査対象数】個人企業経済統計 http://www.stat.go.jp/data/kojinke/gaiyou.htm#midashi4 調査の対象 全国の個人企業約220万事業所（平成24年経済センサス・活動調査結果による。）のうち、次の産業を営むものなかから、一定の統計上の抽出方法に基づき抽出した約4,000事業所を調査対象としている。</p>

・△△業

- ◆ 常用労働者を雇用するもののうち、常時〇人以上を雇用する事業所。
- ◆ 資本金額又は出資金額〇〇円以上。

この調査は標本調査として実施しており、標本理論に基づいて抽出された約〇〇〇〇事業所（xx年調査実績）を調査対象としている。（詳細は、[標本抽出方法\[リンク\]](#)を参照）

なお、この調査の対象となる事業所の責任者（報告者）は調査票に掲げる事項について報告することが統計法第13条（報告義務）で義務付けられている。（〇〇統計調査規則第〇条参照[\[リンク\]](#)）

個人企業経済調査で 開いている業種区分	日本標準業分類(平成10年11月改定)
製造業	1 製造業
卸売業、小売業	2 卸売業、小売業
宿泊業、飲食サービス業	3 宿泊業、飲食サービス業 （「755 運賃、バザール」及び「756 パーキング、ナイトクラブ」を除く。）
サービス業	4 不動産業、物品賃貸業のうち 70 不動産業 71 物品賃貸業 72 学術研究、専門・技術サービス業のうち 73 広告業 74 印刷サービス業（他に分類されないもの） （「744 刷込・印刷準備業」及び「745 計量証明業」に属する。） 75 生活関連サービス業、娯楽業のうち 76 洗髪・美容・浴業

【例6：調査対象の報告義務】経済産業省生産動態統計
<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/gaiyo/chosahyo/H29kinuyoryo/kagakukougyou.pdf>

4. 報告義務等

この調査の対象となる工場又は企業の管理責任者（報告者）は調査票に掲げる事項について報告することが、統計法第13条（報告義務）で義務付けられているほか、必要に応じて、同法第15条（立入検査等）の規定の適用があります。

なお、報告者がこれらの規定に反し、報告を拒んだり、虚偽の報告をしたり、立入検査に応じない場合などには、統計法第60条、第61条に基づいて罰せられることがあります。

1 調査票の種類と報告義務者・作成者

調査票の種類	報告義務者・作成者
1 学校調査票（幼稚園）	学校の長
2 * (幼稚園認定こども園)	
3 * (小・中学校)	
4 * (義務教育学校)	
5 * (高等学校)	
6 * (中等教育学校)	
7 * (特別支援学校)	
8 * (専修学校)	
9 * (各種学校)	
10 * (各種学校)	
11 学校施設調査票(高等学校)	施設長
12 学校施設調査票(高等学校)	施設長
13 学校施設調査票(高等学校)	施設長
14 * (各種学校)	施設長
15 卒業後の状況調査票(高等学校)	施設長
16 * (職業実践専門課程)	施設長
17 * (職業実践専門課程)	施設長
18 * (職業実践専門課程)	施設長
19 * (職業実践専門課程)	施設長
20 * (職業実践専門課程)	施設長
21 * (職業実践専門課程)	施設長

<抽出方法>

【ひな型】

- ・ 標本設計及び抽出方法

この調査は、標本調査であり、〇〇抽出[層化抽出、層化2段抽出などの抽出方法名]により調査対象を抽出している。

- ・ 母集団名簿（抽出の枠）

標本抽出にあたっては、平成××年〇〇調査の結果を基に〇〇省の△△情報を利用して作成した名簿を母集団名簿としている。

- ・ 層化の方法

【層化の基準】

層化の基準は業種別（××区分[区分の数]）、事業従事者規模別（××区分[区分の数]）を用いている。ただし、従事者数〇〇人以上など一部の層については結果精度への影響が大きいため全数調査としている。

【標本数の配分】

各層への標本数の配分は〇〇配分[比例配分などの配分方法]により行っている。

- ・ 目標精度・標本数・抽出率

〇〇別（層の区分など）に××[売上高などの変数名]について目標精度（標準誤差率）を設定し、必要な標本数を算出した。

〇〇ごとの目標精度、標本数、抽出率は次のとおりである。

[【目標精度、標本数、抽出率についての表と目標精度計算方法を記載する。大部になる場合は別途 PDF ファイルなどへのリンク】](#)

※標本設計及び抽出方法の詳細は、『[標本抽出の詳細\[PDF ファイルなどへのリンク\]](#)』を参照。

<抽出方法>

【例1】農業経営統計

http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_kobetu/gaiyou/index.html#6

1. 農業経営体リストの作成

2010年世界農林業センサス結果で調査対象に該当した農業経営体を「営農類型（その他経営を含む。）の「種類及び分類基準」に即し、各営農類型の分類基準に該当する経営体ごとに集め、さらに、営農類型別・都道府県別、営農類型規模別（「営農類型別経営統計（個別経営）」の作付・飼養規模区分）を参照）に細分したリストを作成した。

営農類型	種類	区分	区分	区分	区分	区分	区分
水稲作付経営	水稲作付	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～2.5	2.5～3.0	3.0～7.0
		7.0～10.0	10.0～15.0	15.0～20.0	20.0～25.0	25.0～30.0	30.0以上
雑穀作付経営	雑穀作付	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～2.5	2.5～3.0	3.0～7.0
		7.0～10.0	10.0～15.0	15.0～20.0	20.0～25.0	25.0～30.0	30.0以上
露地野菜作付経営	露地野菜作付	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～2.5	2.5～3.0	3.0～7.0
		7.0～10.0	10.0～15.0	15.0～20.0	20.0～25.0	25.0～30.0	30.0以上
露地果樹作付経営	露地果樹作付	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～2.5	2.5～3.0	3.0～7.0
		7.0～10.0	10.0～15.0	15.0～20.0	20.0～25.0	25.0～30.0	30.0以上
施設野菜作付経営	施設野菜作付	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～2.5	2.5～3.0	3.0～7.0
		7.0～10.0	10.0～15.0	15.0～20.0	20.0～25.0	25.0～30.0	30.0以上
施設果樹作付経営	施設果樹作付	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～2.5	2.5～3.0	3.0～7.0
		7.0～10.0	10.0～15.0	15.0～20.0	20.0～25.0	25.0～30.0	30.0以上
畜産経営	畜産経営	0頭未満	0～10	10～20	20～30	30～50	50頭以上
		50～100	100～200	200～500	500頭以上		
養鶏経営	養鶏経営	0羽未満	0～100	100～200	200～300	300頭以上	
		1羽未満	1羽～2羽	2羽以上			
ブドウ・果樹経営	ブドウ・果樹経営	0ha未満	0.01～0.05	0.05～0.1	0.1～0.2	0.2～0.5	0.5ha以上
		0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～2.5	2.5～3.0	3.0～7.0

2. 標本数

営農類型別に1農業経営体当たり農業粗収益について目標精度を設定し、必要な標本数を算出した。なお、目標精度を設定しない露地花き作経営、施設花き作経営、採卵養鶏経営及びブロイラー養鶏経営についてはそれぞれ50経営体を目標標本数とした。営農類型ごとの目標精度及び標本数は次のとおりである。

営農類型	目標精度	標本数
水稲作付	0.5	391
雑穀作付	0.5	1,449
露地野菜作付	0.5	1,449
露地果樹作付	0.5	1,449
施設野菜作付	0.5	1,449
施設果樹作付	0.5	1,449
畜産	0.5	391
養鶏	0.5	391
ブドウ・果樹	0.5	391

3. 標本の配分

標本の配分は、営農類型別、規模階層別に最適配分を行い、配分された標本数を各都道府県の各階層に、その階層の母集団の大きさに比例して配分した。

4. 標本の抽出

営農類型別、規模別、都道府県別に区分した標本抽出のための経営体リストの経営体を当該営農類型規模の小さいほうから順に並べた上で、3で配分した階層別の標本数で等分し、等分したそれぞれの区分から1経営体ずつ無作為抽出した。

【例2：標本抽出の詳細】特定サービス産業実態統計
<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/result-2/h27/pdf/h27attention.pdf>

7. 標本設計及び抽出方法

(1) 母集団名簿

平成24年経済センサス・活動調査を用い、かつ、特定サービス産業実態調査から得られる最新情報（廃業、対象外、主業変更等）を反映した。

(2) 標本設計を行う業種の選定

調査客体への負担軽減、調査資源の効率化の観点から、28業種のすべてについて標本設計を行ったが、母集団数が少ない業種については全数調査とした。

【全数調査とした業種（7業種）】

「音声情報制作業」、「クレジットカード業」、「割賦金融業」、「事務用機械器具貸業」、「スポーツ・娯楽用品貸業」、「計量証明業」、「映画館」、「公園、遊園地・テーマパーク」

(3) 抽出方法

① 層化及び抽出の考え方

業種別・事業従事者規模別・都道府県別に層化抽出した。なお、企業単位の業種については、業種別・常用雇用者規模別・都道府県別に層化抽出した。基準変数は、原則、売上高とした。ただし、売上高が把握できない場合は、事業従事者数（又は常用雇用者数）とした。

② 配分方法

全国計の業種ごとに基準変数に対する標準誤差率が2.0%以下になるよう標本数を計算した。この標本数を事業従事者規模別（又は常用雇用者規模別）にネイマン配分した後、都道府県別に比例配分した。層ごとに抽出率が50%を超える層にあっては、悉皆層と設定した。この場合にあって、各業種の事業従事者100人以上の層は抽出率に依存することなく悉皆層と設定した（中

小企業基本法の考え方を踏まえて設定)。その後、抽出層の標本数を再計算し、層ごとの最低標本数を「2」と設定し、標本数を追加した。

【層の区分】 事業従事者規模別（又は常用雇用者規模別）の層は以下の区分とした。
 1； 4 人以下、2； 5 人～9 人、3； 10 人～29 人、
 4； 30 人～49 人、5； 50 人～99 人、6； 100 人～299 人、
 7； 300 人～499 人、8； 500 人以上
 ※業種によっては、300 人以上を1つの層と設定。

- (4) 都道府県別の標準誤差率の改善
 都道府県ごとに基準変数に対する標準誤差率が 20%以内になるよう標本数を追加し、業種別・事業従事者規模別（又は常用雇用者規模別）・都道府県別に、事業所（又は企業）数により比例配分した。(5) 回収率を勘案した標本数の設定 (4)までに算出した標本数に、過去の都道府県別の回収率の逆数を乗じ、抽出層の標本数を追加した。(6) 標準誤差率は、次の式による。
- (5) 回収率を勘案した標本数の設定
 (4)までに算出した標本数に、過去の都道府県別の回収率の逆数を乗じ、抽出層の標本数を追加した。
- (6) 標準誤差率は、次の式による。

$$\text{標準誤差率} = \frac{1}{n} \left[\frac{\text{標準誤差}^2}{\text{標本数}} \times (\text{母集団数} - \text{標本数}) + (\text{母集団数} - 1) \right] \times \left[\frac{\text{母集団数}^2}{\text{母集団数}^2} \right]$$

標準誤差率 = 標準誤差 / 平均
 標準誤差： 業種の売上高(名)の標準誤差 平均： 売上高(名)の平均
 標本数： 業種の標本数 母集団数： 業種の母集団数
 n： 層の標本数

※ 業種ごとに平成 20 年調査データと産業実態調査の結果を利用。

9. 調査結果の概要

(1) 業種の別調査結果

(注) 業種の別調査結果(標本調査結果)

業 種 区 分	標本数	母集団数	抽出率 (%)	母集団数	抽出率 (%)
全 計 (1 8 業 種)	49,074	49,200	99.7	49,417	99.7
ア 製造業	3,079	3,200	96.2	3,270	97.2
イ サービス業	1,024	1,024	100.0	1,024	100.0
ロ サービス業	344	344	100.0	344	100.0
ハ サービス業	386	386	100.0	386	100.0
ニ サービス業	214	214	100.0	214	100.0

【例 3：標本抽出の詳細】法人土地・建物基本統計

<http://tochi.mlit.go.jp/wp-content/uploads/2014/10/9cebb0447d2c2a939fe88e9d7d57ad58.pdf>

2 標本抽出の方法

(1) 抽出の枠

資本金 1 億円以上の会社法人については、「平成 24 年企業の土地取得状況等に関する調査 (平成 23 年分) 名簿」を基に、「事業所母集団データベース」等を用いて補完した。資本金 1 億円未満の会社法人については、「事業所母集団データベース」の単独事業所と本所・本社・本店の事業所を基に、民間の企業信用調査会社の企業情報等を用いて補完し、これを抽出枠とした。
 会社以外の法人については、「事業所母集団データベース」を基に、文部科学省 (文化庁) 「宗教年鑑」のほか、各都道府県の所有する法人名簿等を合わせて名寄せを行い、法人単位の抽出枠を作成した。
 上記で作成した抽出枠を「2010 年世界農林業センサス農林業経営体調査」の調査票情報と照合して、大土地所有の別を転記した。

(2) 抽出方法

次の法人については、結果精度への影響が大きいため、全数調査とした。
 ・資本金 1 億円以上の会社法人
 ・「平成 20 年法人土地基本調査」又は「2010 年世界農林業センサス」において所有土地面積が 100 万㎡以上であった法人
 次に、資本金 1 億円未満の会社法人については、業種 (48 区分) × 資本金 (5 区分) のうち、精度への影響が大きいと判断される場合は当該区分を全数調査とし、それ以外の区分は標本調査とした。
 標本調査の対象とした区分では、「平成 20 年法人土地基本調査」の結果を用いて、全国の業種 (18 区分) × 資本金 (5 区分) ごとの標準誤差率が 15%以下となるように標本の大きさを決めた。この標本の大きさを本社所在地の都道府県 × 業種 (48 区分) × 資本金 (5 区分) の法人数に比例して配分したものと、本社所在地の都道府県 × 業種 (18 区分) 及び全国の業種 (48 区分) の標準誤差率をそれぞれ 25%以下、15%以下にするために必要な標本の大きさを算出して比較し、過不足分を調整した。なお、業種及び資本金の区分については、表 1 に示すとおりである。
 最後に、会社以外の法人については、表 2 に示す抽出率を用いて、全数調査又は標本調査とした

表 1-1 目標精度の表章区分-業種-

業 種 18 区 分	業 種 48 区 分
農業、林業	農業
漁業	林業
鉱業、採石業、砂利採取業	漁業、採石業、砂利採取業
建設業	採石業
製造業	その他の建設業
	食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業
	繊維工業
	木材・木製品製造業 (家具を除く)
	パルプ・紙・紙加工品製造業
	印刷・複製業
	化学工業
	石油・石炭採掘業

表 1-2 目標精度の表章区分-資本金-

資本金 5 区分	業 種 48 区 分	抽出率
1,000 万円未満	社会福祉法人	0.5
1,000～3,000 万円	学校法人	1.0
3,000～5,000 万円	医療法人	0.5
5,000 万～1 億円	宗教法人	0.5
1 億円以上	各種協賛組合	1.0
	その他の会社以外の法人	1.0
	全数調査 (以下を除く)	1.0
	標本調査 (NPO法人、社団法人、財団法人)	0.5

<調査事項>

【ひな型】

- (1) ○○調査票
 - A 事業主の業況判断に関する事項
 - (ア) 業 況
 - (イ) 売上の状況
 - (ウ) 営業利益の状況
 - ...
- (2) ○○調査票
 - A 事業所の経営形態に関する事項
 - (ア) 開設時期
 - (イ) 営業(操業)日数及び時間
 - (ウ) 営業用土地・建物の所有形態
 - ...
 - B 事業主に関する事項
 - (ア) 事業主の年齢
 - (イ) 後継者の有無
 - ...

<調査事項>

- 【例】個人企業経済統計
<http://www.stat.go.jp/data/kojinke/gaiyou.htm#midashi6>
 調査事項
- (1) 動向調査票
 - ア 事業主の業況判断に関する事項
 - (ア) 業 況
 - (イ) 売上の状況
 - (ウ) 営業利益の状況
 - (エ) 製品・商品・原材料の在庫状況
 - (オ) 資金繰りの状況
 - (カ) 今期の雇用状況
 - イ 従業者に関する事項
 - (ア) 従業者数
 - (イ) 給料賃金
 - ウ 営業収支等に関する事項
 - (ア) 売上金額及び仕入金額
 - (イ) 棚卸高
 - (ウ) 営業経費
 - (エ) 設備投資
 - (2) 構造調査票
 - ア 事業所の経営形態に関する事項
 - (ア) 開設時期
 - (イ) 営業(操業)日数及び時間
 - (ウ) 営業用土地・建物の所有形態
 - (エ) チェーン組織への加盟の有無
 - (オ) 納税申告の形態
 - イ 事業主に関する事項
 - (ア) 事業主の年齢
 - (イ) 後継者の有無
 - ウ 営業収支等に関する事項
 - (ア) 売上金額及び仕入金額
 - (イ) 棚卸高
 - (ウ) 営業経費
 - (エ) 設備投資
 - エ 従業者に関する事項
 - (ア) 従業者数及び給料賃金
 - (イ) 従業者の採用・離職状況
 - オ パーソナルコンピュータの使用の有無
 - カ 事業経営上の問題点
 - キ 経営方針に関する事項
 - (ア) 今後の事業展開

<p>C 営業収支等に関する事項</p> <p>(ア) 売上金額及び仕入金額</p> <p>(イ) 棚卸高</p> <p>(ウ) 営業経費</p> <p>・・・</p>	<p>(イ) 法人化の予定</p> <p>ク 営業上の資産及び負債</p>
<p><調査票></p> <p>【ひな型】</p> <p>平成〇〇年度の調査票と記入要領等（調査票は業種によって異なる）</p> <p>■調査票</p> <p>・業種 A 調査票[PDF にリンク]</p> <p>・業種 B 調査票[PDF にリンク]</p> <p>・業種 C 調査票[PDF にリンク]</p> <p>■記入要領等</p> <p>・業種 A 調査票記入要領[PDF にリンク]</p> <p>・業種 B 調査票記入要領[PDF にリンク]</p> <p>・業種 C 調査票記入要領[PDF にリンク]</p> <p>・オンライン調査利用ガイド[PDF にリンク]</p>	<p><調査票></p> <p>【例】経済構造統計（経済センサス - 活動調査） http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/ichiran.htm</p> <p>■調査票 調査員調査</p> <p>【01】個人経営調査票（PDF：533KB） 【02】単独事業所調査票（農業、林業、漁業）（PDF：633KB） 【03】単独事業所調査票（鉱業、採石業、砂利採取業）（PDF：596KB）</p> <p>■オンライン調査利用ガイド</p> <p>・調査員調査（PDF：4,104KB） ・直轄調査（個人経営）（PDF：3,956KB） ・指定地域（PDF：2,932KB）</p> <p>■調査票の記入のしかた 調査員調査</p> <p>【01】個人経営調査票（PDF：4,112KB） 【02】単独事業所調査票（農業、林業、漁業）（PDF：4,596KB） 【03】単独事業所調査票（鉱業、採石業、砂利採取業）（PDF：5,097KB）</p> <p>■分類表 調査員調査</p> <p>・分類表 A（PDF：12,777KB）・・・製造業 ・分類表 B（PDF：5,541KB）・・・卸売業、小売業 ・分類表 C（PDF：3,372KB）・・・サービス関連産業 B</p>
<p><調査の時期></p> <p>【ひな型】</p> <p>[調査の期日]</p> <p>平成〇〇年〇月〇日</p> <p>ただし、売上、経費等の経理事項は、平成〇〇年〇月〇日から〇月〇日の1年間</p> <p>[調査票の配布・回収]</p> <p>・調査票の配布</p> <p>平成〇〇年〇月〇日～〇月〇日</p> <p>・調査票の回収</p> <p>〇月〇日以降調査員が随時回収（〇月〇日まで）</p> <p>インターネットでの回答は〇月〇日～〇月〇日</p>	<p><調査の時期></p> <p>【例】経済構造統計（経済センサス - 活動調査） http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/gaiyo.htm</p> <p>[調査の期日] 平成 28 年 6 月 1 日 なお、「調査事項」のうち、売上（収入）金額、費用等の経理事項は、平成 27 年 1 年間の値を把握している。</p> <p>http://www.stat.go.jp/data/e-census/28campaign/flow/index.htm</p> <p>[調査の日程]</p> <p>■調査員による調査（主に単独事業所及び新設事業所）</p> <p>・調査票の配布 平成 28 年 5 月 20 日（金曜日）～5 月 31 日（火曜日） 支社などのない単独事業所には調査員が訪問して調査票を直接配布します。</p> <p>・インターネットによる回答・調査票の回収 平成 28 年 6 月 1 日（水曜日）～ 支社などのない単独の事業所や新設の事業所は、6 月 1 日以降に調査員が直接回収に伺います。</p> <p>インターネットでご回答いただけます。 ※ご不明な点はコールセンターにお問い合わせください。 ※インターネット回答期間は平成 28 年 5 月 20 日（金曜日）～6 月 7 日（火曜日）です。 ※調査員による回収期間は各市区町村によって異なります。</p> <p>■国、都道府県及び市による調査（主に支社を有する企業等）</p> <p>・調査票の送付 平成 28 年 5 月中旬～下旬 支社等を有する企業及び一部の単独事業所は、国が企業の本社宛てに傘下の事業所分を含めた調査票を郵送します。</p> <p>・インターネットによる回答・調査票の回収 平成 28 年 6 月 1 日（水曜日）～6 月 24 日（金曜日） ※支社等を有する個人経営の回答期限は、6 月 15 日（水曜日）までです。</p>
<p><調査の方法></p> <p>【ひな型】</p> <p>都道府県、市町村を通じて、調査員が〇〇事業所へ調査票を配布し、〇〇事業所の責任者が自ら調査票に記入。その後調査票を調査員が回収するか、又は郵送で返信してもらった。</p> <p>【調査経路】 〇〇省→都道府県→市町村→調査員→報告者（事業所）</p> <p>【配布方法】 調査員</p> <p>【収集方法】 調査員、郵送</p>	<p><調査の方法></p> <p>【例】商業統計 http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/gaiyo.html#menu09</p> <p>【調査経路】 調査員調査方式 経済産業省→都道府県→市町村→調査員→報告者 本社一括調査方式 経済産業省→民間事業者→報告者</p> <p>【配布方法】 郵送、調査員</p> <p>【収集方法】 郵送、オンライン、調査員</p>
<p><その他 FAQ：標本交代></p> <p>【ひな型】</p> <p>Q 私の会社は、昨年もこの調査の対象になり、調査票が送られてきました。調査の対象は毎年変わるものではないのですか？</p> <p>A 調査の対象となる事業所は、「標本交代」という手法で、〇年ごとに全体の調査事業所の△分の1ずつ交替する方法をとっています。したがって、同じ事業所に対しては、□年間（〇×△）継続するローテーション方式によって調査しています。これは、いっぺんに対象を替えてしまうと、調査の連続性が損なわれてしまうためです。どうぞ、ご理解の上、本調査にご協力をお願いいたします。</p>	<p><その他 FAQ：標本交代></p> <p>【例】毎月勤労統計 http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1d.html#link05</p> <p>[抽出方法]</p> <p>(1) 標本設計 (前略)</p> <p>第二種事業所（規模 5～29 人）は、二段抽出法によって抽出しています。第一段は、センサスの「調査区」（約 22 万区）に基づき全国を約 7 万に分割して設定した毎勤調査区(第二種事業所)を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを 5 の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出しています。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5～29 人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出しています。</p> <p>第二種事業所は、半年ごとに全体の調査事業所の 3 分の 1 について交替し、各組は 18 か月間継続するローテーション方式により調査を行っています。</p>

<p><その他 FAQ：重複是正> 【ひな型 1】 Q 毎年調査票が送られてきますが、同じ会社を調査するのですか？ A 調査の対象になる事業所は、毎年無作為に選ばれます。特定の事業所を選んでいるではありません。 また、一度選ばれた事業所は、〇年間は選ばれないように配慮しています。</p> <p><その他 FAQ：重複是正> 【ひな型 2：事業所母集団データベースを使用した場合】 Q 私の会社には、〇〇省からも別の調査の調査票が送られてきますが、同じ会社に何度も当たらないように配慮できないのですか？ A 〇〇調査の対象となる事業所は、総務省で整備している「事業所母集団データベース」から選ばれています。事業所母集団データベースには、全国の事業所・企業に関する情報が収められており、行政機関の行う統計調査の調査対象の抽出に用いられるなど、国や地方公共団体において、経済統計を正確に作成するための名簿情報の提供及び管理のための重要なインフラとなっています。 このデータベースには、どの事業所が何の調査で対象になったかの履歴も登録されており、できるだけ同じ時期に同じ事業所には調査依頼が重複しないように配慮されています。 しかし、対象となる事業所は、調査の精度を高めるために、地域や事業所の業種、規模などのグループ別によって選ばれており（これを「層化抽出」といいます。詳しくは 抽出方法[リンク] をご覧ください。）、グループ内で事業所数が少ない場合には、どうしても重複して選ばれることもあります。 以上の趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願いいたします。</p>	<p><その他 FAQ：重複是正> 【例】自動車輸送統計 http://www.mlit.go.jp/k-toukei/jidousya/yokuaru.html <Q&A> Q 0 6 どうしてつい最近当たったばかりなのにまた調査票が来たのですか？ A 0 6 調査対象は車両1台又は事業所ごととなっています。 【調査対象が自動車の場合】 車両1台ごとを調査対象にしているため、複数の車両を所有されている場合は短期間に再度調査へのご協力をお願いすることがあります。 また、一度調査対象になった車両は、営業用自動車の場合は1年以内、家用自動車の場合は3年以内に再度調査をお願いすることは原則としてありません。 しかし、地域別・車種別の層によっては、車両数が少なく短期間に再度調査へのご協力をお願いすることがあります。 【調査対象が事業所の場合】 保有車両数が一定以上である事業所につきましては、毎月、調査にご協力をお願いしています。無作為に抽出した事業所につきましては、地域別・保有車両数別の層にもよりますが、数か月から数年に一度調査へのご協力をお願いしております。</p> <p><その他 FAQ：重複是正> 【事業所母集団データベース使用の事例なし】</p>
<p><その他 FAQ：行政記録情報> 【ひな型】 Q 私の会社はいつも調査に協力していますが、きちんと回答してくれないような会社もあると思います。そのような場合はどのように集計していますか？ A 調査の集計を行う前に、調査票の記入内容を精査し、記入不備、記入内容の矛盾などが生じた場合は、〇〇などの行政記録情報を活用し、補足・訂正を行うようにしています。</p>	<p><その他 FAQ：行政記録情報> 【例】経済構造統計（経済センサス - 基礎調査） http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/riyou.htm#hikaku 【「事業所・企業統計調査」結果と比較する場合の留意事項】 経済センサス - 基礎調査は我が国の事業所及び企業を対象に、平成 21 年に新しく創設した調査です。 事業所・企業統計調査（平成 18 年まで実施）と調査の対象は同様ですが、調査手法が以下の点において異なることから、平成 18 年事業所・企業統計調査との差数が全て増加・減少を示すものではありません。 ・ 商業・法人登記等の行政記録の活用 ・ 会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本社等において、当該本社等の事業主が当該支所等の分も一括して報告する「本社等一括調査」の導入等 よって、国においては統計表の時系列比較を行っておりません。その点を十分にご留意願います。</p>
<p><その他 FAQ：事務処理基準> 【ひな型】 Q 調査方法の説明をみると、各都道府県、各市町村を經由して調査を行ったと記載されていますが、具体的には〇〇省からどのような指示を出して、どのように調査が行われていますか？ A 調査票の配布、記入案内、回収、整理、確認については、都道府県を經由し各市町村を通じて行っています。</p>	<p><その他 FAQ：事務処理基準> 【例】学校基本統計 http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/03/17/1355790_1_1.pdf 【学校基本調査の手引（都道府県・市町村用）】（PDF:319KB） （総ページ数：10 ページ 該当項目を記載） III 都道府県の事務 4 1 学校の廃止等に伴う報告義務者の指定 4 2 調査票の配布 4 3 調査票提出期日の指定 5 4 市町村に対する指導 5 5 報告義務者・作成者に対する指導 5 6 調査票の下審査 6 7 調査票の整理・確認 7 8 紙の調査票のデータの作成・提出 7 9 エラーチェック・集計作業等による審査 7</p>

<p>これらの具体的な事務処理内容については、都道府県及び市町村へ送付した「調査の手引」[PDFヘリンク]をご参照ください。</p>	<p>10 審査終了後の書類等の提出 8 11 調査票等の都道府県教育委員会への送付 8 12 調査終了後の訂正について 8 13 調査票の保存 8 ◎ 「オンライン調査システムを利用した審査の流れ」 9 IV 市町村の事務 12 1 調査票の配布等 12 2 調査票提出期日の指定 13 3 報告義務者・作成者に対する指導 13 4 調査票の審査 13 5 調査票の提出 14 6 調査票の訂正 14 7 不就学年齢児童生徒調査票について（市町村教育委員会において作成・回答） 14</p>
<p><その他 FAQ：調査票提出確保> 【ひな型 1】 Q ○○調査の調査票が送られてきましたが、いつまでにどこに提出すればいいのですか？ A ただいま○○省では、平成○○年○月○日現在で「○○調査」を実施しております。本調査の 趣旨・重要性「調査の概要」ヘリンクをご理解いただき、調査票の提出にご協力くださいますようお願いいたします。 なお、調査票の提出期限は○月○日です。郵送にて速やかにご提出ください。 また、調査票の提出状況について電話で確認させていただく場合がございます。通知される電話番号は以下のとおりです。調査についてのご質問等に関しても、以下の調査実施事務局のフリーダイヤルへお問い合わせください。 ○○省 ○○調査実施事務局 0120-XXX-XXX</p> <p><その他 FAQ：調査票提出確保> 【ひな型 2：督促について】 Q 私の会社はいつも調査に協力していますが、会社によっては答えていないところもあるのではないですか？ A 調査の精度を高めるためには、調査の対象になった皆様のご協力が必要です。○○調査事務局では、調査票の提出を確保するために、以下のような作業を行っています。 1. 締切直前の提出喚起 提出締切日（○月○日）の 1 週間前（○月○日）に、それまでに提出のなかった調査対象事業所に対して、提出を促すハガキを送付しました。 2. 締切後の督促 提出締切後の○月○日に、それまでに提出のなかった調査対象事業所に対して、提出督促のハガキを送付しました。 3. 電話による督促 提出締切の 1 か月後の○月○日から○月○日の間に、それまでに提出がなく電話番号の判明している調査対象事業所に対して、電話による提出督促を行いました。 以上のような方法により、できるだけ調査にご協力いただけるようお願いしております。 なお、これらの作業により、最終的には○○%の回収率を確保しております。</p>	<p><その他 FAQ：調査票提出確保> 【例】 特定サービス産業実態統計 http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/h29_1strep.html 【お知らせ】 平成 29 年特定サービス産業実態調査の実施について 経済産業省では、平成 29 年 7 月 1 日現在で「特定サービス産業実態調査」を実施しています。大変ご多忙とは存じますが、本調査の趣旨・重要性をご理解いただき、提出にご協力くださいますようお願いいたします。 ●調査票の提出期日について 調査票の提出期日は、7 月 31 日（本社一括調査は 8 月 15 日）です。大変ご多忙とは存じますが、本調査の趣旨・重要性をご理解いただき、速やかにご提出くださいますようお願いいたします。 また、調査票の提出状況について、電話で確認させていただく場合がございます。通知される電話番号は、以下のいずれかの番号です。ご多忙とは存じますが、その際にはご協力くださいますようお願いいたします。 経済産業省 特定サービス産業実態調査 実施事務局 【電話番号】 0120-332-214 0120-923-619 0982-27-1103</p> <p><その他 FAQ：調査票提出確保> 【督促方法についての事例なし】</p>
<p><その他 FAQ：秘密保護> 【ひな型】 Q 調査で答えた内容が外部に漏れることはないのですか？ 調査内容には個人情報も含まれているので心配です。 A ○○調査をはじめとする国の統計調査は、「統計法」（総務省）【別ウィンドウ】に基づいて行われます。統計調査に従事する者（外部委託先も含めて）には統計法により守秘義務が課せられており、違反した場合には罰則（2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）が</p>	<p><その他 FAQ：秘密保護> 【例】 経済構造統計（経済センサス - 活動調査） URL:http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/qa1.htm#b1 <Q&A> B-1 経済センサス - 活動調査で回答した情報は、どのように保護されるのですか。 経済センサス - 活動調査をはじめとする国の統計調査は、「統計法」に基づいて行われます。統計調査に従事する者には統計法により守秘義務が課せられており、違反した場合には罰則（2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）が設けられています。また、過去に統計調査に従事していた者に対しても、同様の義務と罰則が規定されています。 このように、統計調査の業務に従事する者、あるいは過去に従事していた者に対して守秘義務と厳しい罰則が設けられているのは、調査対象となる方々に、調査項目すべてについて、安心して回答いただくためです。経済センサス - 活動調査でいただいた回答は、統計の作成・分析の目的にのみ使用されます。統計以外の目的に使うことや、外部に出されることは一切ありませんので、安心してご回答ください。 B-2 経済センサス - 活動調査で知ったことを、税金の徴収など、統計以外の目的に使うことはいいのですか。 調査員を始め、調査関係者が調査で知り得た秘密を他に漏らしたり、例えば徴税といった統計</p>

<p>設けられています。</p> <p>調査でいただいた回答は、統計の作成・分析の目的にのみ使用され、統計以外の目的（例えば徴税など）に調査票の回答内容を使用することも禁止されています。ご回答いただいた調査票は、外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、集計が完了した後は完全に溶かしてしまうなど、個人情報の保護には万全を期しておりますので、調査の対象となられた方々は、安心してご回答ください。</p>	<p>以外の目的に調査票の回答内容を使用したりすることは絶対にありません。これらの行為は「統計法」という法律で固く禁じられています。調査関係者が調査で知り得た秘密を他に漏らした場合の罰則（懲役又は罰金）も定められています。</p> <p>皆さまにご回答いただいた調査票は、外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、集計が完了した後は完全に溶かしてしまうなど、個人情報の保護には万全を期しておりますので、安心してご回答ください。</p>
---	---

2. 調査の結果

ひな型文書	参考となる統計調査の記載
<p><用語の解説></p> <p>【ひな型】</p> <p>用語の解説</p> <p>1.産業分類[リンク]</p> <p>2.都市階級[リンク]</p> <p>3.地方[リンク]</p> <p>4.集計事業所数[リンク]</p> <p>5.業況判断に関する事項[リンク]</p> <p>6.営業状況に関する事項[リンク]</p> <p>(1)売上高[リンク]</p> <p>(2)仕入高[リンク]</p> <p>(3)売上原価[リンク]</p> <p>(4)営業費[リンク]</p> <p>(5)営業利益[リンク]</p> <p>(6)設備投資[リンク]</p> <p>7.棚卸高に関する事項[リンク]</p> <p>8.従業者に関する事項[リンク]</p> <p>(1)家族従業者[リンク]</p> <p>(2)雇用者[リンク]</p> <p>[リンク先の例]</p> <p>1.産業分類</p> <p>日本標準産業分類（平成19年11月改定）を適用している。</p> <p>なお、「産業特殊中分類」は、日本標準産業分類（中分類及び小分類）を組み合わせたものである。（「産業特殊中分類一覧」(PDF:149KB)を参照）</p> <p>(以下省略)</p>	<p><用語の解説></p> <p>【例】個人企業経済統計 http://www.stat.go.jp/data/kojinke/tyousake.htm#kaisetsu 用語の解説</p> <p>1.産業分類 日本標準産業分類（平成19年11月改定）を適用している。 なお、「産業特殊中分類」は、日本標準産業分類（中分類及び小分類）を組み合わせたものである。（「産業特殊中分類一覧」(PDF:149KB)を参照）</p> <p>2.都市階級 都市階級区分は、次のとおりである。 なお、人口は平成17年国勢調査結果による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大都市 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都区部、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市 ・中都市 人口10万以上の市（大都市を除く。） ・小都市 人口10万未満の市 ・町村 <p>3.地方 地方区分は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道・東北 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 ・関東 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県 ・北陸 新潟県、富山県、石川県、福井県 ・東海 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 ・近畿 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 ・中国・四国 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県 ・九州 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 ・沖縄 沖縄県 <p>4.集計事業所数 集計事業所数は、調査事業所のうち集計に用いた事業所数を示したものである。</p> <p>5.業況判断に関する事項 業況判断（業況、売上の状況、営業利益の状況、製品・商品・原材料の在庫状況、資金繰りの状況、雇用状況）は、事業主の判断による。</p> <p>6.営業状況に関する事項</p> <p>(1)売上高 売上高は、現金の受領の時期とは関係なく、商品、製品などを引き渡したとき及びサービスを提供したときに計上する発生主義によっている。 また、ここでいう売上高とは、総売上高から売上値引、返品を除いた純売上高をいう。</p> <p>ア 売上高に計上しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品などの販売を他へ委託した場合、販売手数料を差し引いた純手取額 ・賃加工料収入、修理料収入及び販売を委託された場合の受託販売手数料収入 ・製造業における酒税、卸売・小売業、飲食店、宿泊業及びサービス業における特別地方消費税などの間接税 ・割賦販売をした場合の割賦額 ・屑紙などの製品屑、空ビン、空箱などの売上金額 ・卸売・小売業、飲食店、宿泊業及びサービス業におけるチップ収入 <p>イ 売上高には計上しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掛売又は掛収入の入金 ・商品などの販売を他から委託された場合の売上高 ・事業主の兼業収入 ・事業主の勤労収入 ・家族の勤労収入や家賃、地代、利子、配当金、営業資産の売却代などの財産収入 <p>なお、今期売上高五分位階級とは、すべての事業所を今期売上高の少ない方から順に並べ、それを集計事業所数の上で5等分して五つのグループを作った場合の各グループのことで、今期売上高の少ない方から多い方へと順次、第Ⅰ階級、第Ⅱ階級、第Ⅲ階級、第Ⅳ階級及び第Ⅴ階級という。</p> <p>(2)仕入高 仕入高は、現金の支払いの時期とは関係なく、商品、原材料などの引き渡しを受けたときに計上する発生主義によっている。 ここでいう仕入高とは、総仕入高から仕入値引、返品を除いた純仕入高をいう。</p> <p>(3) 売上原価 商品、製品、原材料などの期首棚卸高に当期仕入高を加え、その合計額から期末棚卸高を差し引いた額をいう。</p> <p>(4) 営業費</p> <p>ア 営業費とは、営業のために支払った次のような費用をいう。 租税公課(所得税、住民税などを除く。)、荷造運賃、水道・光熱費、交通・通信費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、修繕費、消耗品費、福利厚生費、給料賃金、外注工賃、利子割引料、地代・家賃、その他の賃借料、雑費など なお、減価償却費は、調査項目から除かれている。</p> <p>イ 給料賃金とは、雇用者に対して支払った賃金、現物支給した場合の見積額をいう。 なお、家族従業者に対して支払った給与は給料賃金に含まれていない。</p> <p>ウ 利子割引料とは、借入金の支払利息、手形の割引料などをいう。</p> <p>(5)営業利益 営業利益には、家族従業者の給与及び減価償却費が含まれている。</p> <p>(6)設備投資 設備投資は、耐用年数1年以上でしかも価額10万円以上の建物(店舗併用住宅の場合は、住居部分の敷地及び建物を除く。)、建物付属設備、車両、機械、工具、器具、備品などの購入に要した費用及び土地購入、土地の整備費用をいう。 なお、中古品の購入に要した費用は含まれていない。</p> <p>7.棚卸高に関する事項 棚卸しの方法は、実地の棚卸しを原則としている。棚卸しは、3か月ごとに(6月、9月、12月及び翌年3月の各末日現在)手持商品、原材料、製品、仕掛品、半製品などの価格を評価計上している。 棚卸しの評価方法には、最終仕入原価法、先入先出法、後入先出法、総平均法などがあるが、いずれの方法を用いる場合でも調査期間(1年間)は同一の方法で評価することになっている。</p> <p>8.従業者に関する事項</p> <p>(1)家族従業者 事業主と生計を共にしている家族で、事業に従事している人をいう。</p> <p>(2)雇用者 常用雇用者(期間を定めずに雇用している人など)のほか、臨時雇用者(雇用期間が1か月以内の雇用者など)を含む。</p>

<集計・推計方法>

【ひな型 2：全数調査】

■集計業務の実施系統

〇〇省××室に提出された調査票は、独立行政法人〇〇において集計される。

■集計・推計方法

〇〇統計調査は、従業者〇人以上の事業所が調査対象であるため、従業者〇人以下の事業所の数値について、以下の推計を行っている。

(1)推計項目

事業所数、従業者数、〇〇、××、・・・、△△の●項目

(2)推計方法

1)事業所数及び従業者数

〇〇名簿により推計

2)××、△△

〇〇～〇〇を各都道府県の推計値とし、これを合計して全国の数値としている。

<利用上の注意>

【ひな型 1：標本調査】

利用上の注意

■合計と内訳について

〇〇については、標本調査で拡大推計して集計後に四捨五入をしており、〇〇については、欠測値の補完を行い集計後に四捨五入をしている。そのため、総計と内訳の合計とは一致しない場合がある。また、単位当たり換算の値は、各数値に単位以下の数値を有しているため、公表値から求められても一致しない場合がある。

■記号について

①「-」は該当数値なし、「…」は不詳、「0」は単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。

②①にある「…」は、回収標本数が少ないために表章できない項目を表している。

③概況の区分中に「不詳」とあるものは、全数調査業種における欠測値の補完又は標本調査業種における〇〇推計の際に、経営組織別、資本金規模別、従業者規模別などの区分の格付情報が特定できない場合である。

④「x」は、1又は2である事業所（企業）に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため、数値を秘匿した箇所である。また、3以上の事業所（企業）に関する数値であっても、1又は2の事業所（企業）の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表した。

■調査の回答状況

標本数、回収率、回答率などの実績は次のとおりである。

【右の例のような回収率等の表を掲載する。大部になる場合は別途 PDF ファイルなどへのリンク】

■調査結果の報告

この調査の結果は、速報、確報（第1報、確報）として報告している。「速報」と「確報」の両方が公表されている場合は、「確報」が確定値となる。

(1)速報

調査期の終了時からおよそ〇〇カ月後に公表している。

<集計・推計方法>

【例 3】工業統計
<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-4.html>

■推計方法

工業統計調査は、従業者 4 人以上の事業所が調査対象（平成 20 年以前は西暦末尾 1、2、4、6、7 及び 9 年）であるため、従業者 3 人以下の事業所の数値について、以下の推計を行い産業編に掲載している。

(1)推計項目

事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等の 5 項目

(2)推計方法

1)事業所数及び従業者数

工業調査準備名簿により推計

2)現金給与総額、原材料使用額等及び製造品出荷額等

全国の従業者 4～9 人事業所の産業細分類別(4 桁分類)対前年増減率を都道府県別の産業細分類別(4 桁分類)数値に乗じて算出し、産業小分類(3 桁分類)、産業中分類別(2 桁分類)に積み上げた値を各都道府県の推計値とし、これを積み上げて全国の数値としている。

<利用上の注意>

【例 1】特定サービス産業実態統計
<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/result-4.html>

利用上の注意

■合計と内訳について

標本調査業種については、標本調査で拡大推計して集計後に四捨五入をしており、全数調査業種については、欠測値の補完を行い集計後に四捨五入をしている。そのため、総計と内訳の合計とは一致しない場合がある。また、単位当たり換算の値は、各数値に単位以下の数値を有しているため、公表値から求められても一致しない場合がある。

■記号について

①「-」は該当数値なし、「…」は不詳、「0」は単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。

②①にある「…」は、回収標本数が少ないために表章できない項目を表している。

③概況の区分中に「不詳」とあるものは、全数調査業種における欠測値の補完又は標本調査業種における拡大推計の際に、経営組織別、資本金規模別、従業者規模別などの区分の格付情報が特定できない場合である。

④「x」は、1又は2である事業所（企業）に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため、数値を秘匿した箇所である。また、3以上の事業所（企業）に関する数値であっても、1又は2の事業所（企業）の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表した。

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/result-2/h27/pdf/h27attention.pdf>

9. 調査結果の概要

(1) 調査の回答状況

①業種別の回答状況（標本調査業種）

調査業種	標本数	回収率 (%)	有効回答数	有効回答率 (%)
合計 (21 業種)	48,334	89.509	43,147	89.27
ソフトウェア産業	3,074	2.747	84	2.737
情報処理・通信サービス業	1,028	1.031	1,028	99.1
インターネット関連サービス業	900	37.5	339	37.5
映像情報制作・配信業	600	63.0	378	63.0
新聞業	314	34.5	108	34.5
出版業	654	28.0	183	28.0
編集・印刷・文字情報制作に關するサービス業	654	27.1	177	27.1

【例 2】個人企業経済統計

<http://www.stat.go.jp/data/kojinke/tyousake.htm#suikei>

■集計及び結果の公表

総務省統計局に提出された調査票は、独立行政法人統計センターにおいて集計される。調査の結果は、インターネット、刊行物及び閲覧に供する方法で公表する。

■推計方法

結果の推定式

○ 事業所平均の推定式

$$M(\alpha) = \frac{\sum_{j=1}^m \sum_{i=1}^{N_j} \beta_i(\alpha) \cdot \frac{1}{N_j(\alpha)}}{\sum_{(j,i) \in \Omega} \sum_{j=1}^m \sum_{i=1}^{N_j} \beta_i(\alpha) \cdot \frac{1}{N_j(\alpha)}}$$

○ 売上高平均の推定式(産額、平均人員)

$$\bar{x} = \frac{\sum_{j=1}^m \sum_{i=1}^{N_j} \frac{1}{m} \cdot \frac{N_j}{N_j} \cdot X_{ij}}{\sum_{j=1}^m \sum_{i=1}^{N_j} \frac{1}{m} \cdot \frac{N_j}{N_j}}$$

P = 集計地域 (全国、地方、都府県別)

! = 地域 (地方、都府県別)

J = 調査事業所

k_j = 抽出された事業所の抽出回数

N_j = ! 地域の売上高平均の推定値

N_j = ! 地域の「事業所の売上高平均」の数値

N_j = ! 地域の調査事業所数

N_j = ! 地域の母集団事業所の従業員数

N_j = ! 地域の「事業所の従業員数」の数値

β_i(α) = α 区分に属する i 番目の地域から抽出された事業所に含まれる確率

N_j(α) = α 区分に属する i 番目の地域の「番号」抽出された事業所の従業員数

α = 集計項目区分

<http://www.stat.go.jp/data/kojinke/qa-1.htm#Q09>

9 調査の結果はいつごろ公表されるのですか？

「動向調査票による調査」の結果は、各調査期の終了月の翌々月中旬に、事業主による業況判断 DI(「良い/好転」と回答した割合から「悪い/悪化」と回答した割合を差し引いた値)を「速報」として、また、同月下旬に、業況判断 DI に加えて、売上高や営業利益などの営業状況や設備投資などの調査結果を「確報」として公表します。また、「構造調査票による調査」の結果は、動向調査票の 1～3 月期の確報結果の公表後、速やかに公表します。

なお、両調査の結果は、公表と同時に統計局ホームページに掲載し、その後報告書を刊行します。(個人企業経済調査の公表予定日については、「結果の公表予定」を参照してください。)

速報での報告内容はつぎのとおりである。

- ・調査項目、集計区分
- ・売上高(都道府県単位での集計のみ)
- ・従業者数(〇〇人以上の事業所についてのみ集計)

(2) 確報

調査期の終了時からおよそ〇〇カ月後に公表している。

速報に加え、残る調査項目、集計区分、〇〇を掲載している。

なお、次のような処理により速報から修正される値がある。

- ・速報確定後に回収された回答の反映
- ・回答データの精査による修正
- ・~~~~
- ・~~~~

(確報など一度のみの場合)

この調査の結果は、確報としてのみ報告している。

■ 季節調整情報

季節調整済み系列はセンサス局法(X-12-ARIMA)によって作成している。

※各系列に適用したX-12-ARIMAのスペックファイルなどの詳細は『季節調整の方法の詳細』[PDFファイルなどへのリンク]を参照

<利用上の注意>

【ひな型2：全数調査】

利用上の注意

■ 合計と内訳について

〇〇については、標本調査で拡大推計して集計後に四捨五入をしており、〇〇については、欠測値の補完を行い集計後に四捨五入をしている。そのため、総計と内訳の合計とは一致しない場合がある。また、単位当たり換算の値は、各数値に単位以下の数値を有しているため、公表値から求められても一致しない場合がある。

■ 記号について

- ①「-」は該当数値なし、「…」は不詳、「0」は単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。
- ②①にある「…」は、回収標本数が少ないために表章できない項目を表している。
- ③概況の区分中に「不詳」とあるものは、全数調査業種における欠測値の補完又は標本調査業種における〇〇推計の際に、経営組織別、資本金規模別、従業者規模別などの区分の格付情報が特定できない場合である。
- ④「x」は、1又は2である事業所(企業)に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため、数値を秘匿した箇所である。また、3以上の事業所(企業)に関する数値であっても、1又は2の事業所(企業)の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表した。

■ 調査の回答状況

標本数、回収率、回答率などの実績は次のとおりである。

[右の例のような回収率等の表を掲載する。大部になる場合は別途PDFファイルなどへのリンク]

■ 調査結果の報告

〇〇統計は、速報公表後、統計月報、年間補正值、統計年報として更新値を逐次公表していることから、利用する直近時点の公表値がその

【例3：季節調整】商業動態統計
季節指数の算出方法(PDF/348KB)
<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/result/pdf/h2schuyj.pdf>
商業動態統計調査関連指数におけるX-12-ARIMAのスペックファイル等について平成29年1月分確報(平成29年3月15日公表)から、基準年を平成22年(2010年)から平成27年(2015年)に切り替え、新基準指数を作成した。新基準指数作成にあたり、季節調整のスペック等について平成22年(2010年)基準から変更はない。

1. X-12-ARIMAのスペックファイル等について

(1) 手法

商業動態統計調査関連指数における季節調整済指数系列は、季節要因に加え、曜日・祝祭日要因、うるう年要因によっても調整されている。

具体的には以下のとおり。

季節調整済指数=原指数÷(季節・曜日・祝祭日・うるう年指数)*

*ただし、要因については、各系列の検討の際に有意と判断されたものについて適用している。

(2) スペックファイル

使用しているスペックファイルの見本(商業計)は以下のとおり。なお、他の系列は別紙参照。

```
Series (start=2009-1
      year=(2009.1.2016.12)
      decimal=1)
transform (function=log)
arima (model=(0|2)(0|1))
regression (variables=(obsolyear AO2014.Ma))
forecast (start=(2016.12)
          nseasons=(50))
estimate (appendseries=
          year=(start=d10+d11+d16+d18)
          start=(d10 d11 d16 d18)
          Seasonal=X11defsbh)
```

(3) 季節指数等の運用

平成29年1月以降の季節指数は、上記(2)により算出された予測値を使用しており、曜日・祝祭日・うるう年指数は、上記(2)で推計されたパラメータとカレンダーから計算して利用している。

<利用上の注意>

【例4】工業統計

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyou/result-4.html>

利用上の注意

【統計表共通事項】

統計表中の「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。「x」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿とした。

なお、従業者については、平成17年8月以降の公表については秘匿を解除した。金額表示の単位は百万円とし、単位未満は四捨五入している。

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyou/result-2/h26/gaiyou/pdf/h26-k1-riyou-j.pdf>

II 平成26年工業統計表 産業編〔概要版〕について

5. 回収状況

回収率は以下のとおり。

調査対象事業所数	調査票回収数	回収率
211,832	202,410	95.6%

注1. 調査対象事業所数及び調査票回収数には、廃業、転業、休業、操業準備中の事業所数及び操業開始後未出荷の事業所を含まない。

注2. 回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyou/keitai.html>

集計と公表

(1) 従業者4人以上の事業所について、調査実施から約9ヶ月後に、主要調査項目(事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、有形固定資産額)を産業中分類(2桁分類)、従業者規模別、都道府県別に集計して、速報として公表しています。

(2) 調査実施から約1年3ヶ月後に「工業統計表」として、各編(「産業編」、「品目編」、「市区町村編」、「用地・用水編」、「工業地区編」、「産業細分類別統計表(経済産業局別・都道府県別表)」、「企業統計編」)を順次集計し、確報として公表しています。

なお、都道府県別、市区町村別の詳細情報を経済産業省調査統計グループ構造統計室のパーソナルコンピュータのディスプレイ上で閲覧方式による公表を行う予定としております。

【例5】生産動態統計

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/result-4.html#menu06>

(3) 公表値の更新・修正について

生産動態統計は、速報公表後、統計月報、年間補正值、統計年報として更新値を逐次公表していることから、利用する直近時点の公表値がその時点での利用していただく数値となっています。

速報では主に鉱工業指数の採用品目について生産・出荷・在庫を、月報では調査内容全体を公表しています。また、1月分月報では前年1年間のデータ補正を行った年間補正值を公表し(数値は時系列表に掲載されます。)、5月頃にその補正值の月次データを年報として公表しています(年間補正值がその後一部修正される場合があります。)

したがって、毎月公表される統計月報が年間補正までの間の確報値であり、また、統計年報が当該年の確定値となります。

なお、統計月報や統計年報公表後、報告値に誤りがあった事が判明した場合に、訂正値が公表値に与える影響度合い等から判断し、過去に遡及し修正を行うこととしています。

時点での利用していただく数値となっています。

速報では主に〇〇について、月報では〇〇を公表しています。また、1月分月報では前年1年間のデータ補正を行った年間補正値を公表し（数値は時系列表に掲載されます。）、5月頃にその補正値の月次データを年報として公表しています（年間補正値がその後一部修正される場合があります。）。

したがって、毎月公表される統計月報が年間補正までの間の確報値であり、また、統計年報が当該年の確定値となります。

なお、統計月報や統計年報公表後、報告値に誤りがあった事が判明した場合に、訂正値が公表値に与える影響度合い等から判断し、過去に遡及し修正を行うこととしています。

■季節調整情報

季節調整済み系列はセンサス局法（X-12-ARIMA）によって作成している。

※各系列に適用した X-12-ARIMA のスペックファイルなどの詳細は『[季節調整の方法の詳細](#)』[\[PDF ファイルなどへのリンク\]](#)を参照

<利活用事例>

【ひな型】

1 行政上の施策への利用

〇〇関係施策のための基礎資料

〇〇支援のための諸施策

- 〇〇の経営実態をみる際に売上高や営業利益などが活用されています。

2 国民経済計算の 推計への利用

四半期別GDP速報（QE）

- 〇〇の推計に××が利用されています。

国民経済計算確報

- 〇〇の推計に××、××が利用されています。

3 最近の白書等における 分析での利用

〇〇白書

〇〇の分析

- 〇〇について分析するために、〇〇調査の××、××、××を使用しています。

4 地方公共団体における利用

県民経済計算等の推計

- 〇〇別、〇〇別△△状況や産業特殊中分類、月別売上高、従業者数等が県民経済計算や市町村民経済計算の推計に利用されています。

〇〇の営業状況の分析

- 〇〇について、全国と地方の比較のための資料として利用されています。

5 民間企業や学術研究機関等による利用

- 研究機関や金融機関による経済分析・予測等に利用

<利活用事例>

【例】個人企業経済統計
<http://www.stat.go.jp/info/guide/kty2015/kojin.htm>

1 行政上の施策への利用

中小企業関係施策のための基礎資料
 小規模企業支援のための諸施策

- 個人企業の経営実態をみる際に売上高や営業利益などが活用されています。

2 国民経済計算の 推計への利用

四半期別GDP速報（QE）

- 民間企業設備投資の個人企業分の推計に1企業当たりの設備投資額が利用されています。

国民経済計算確報

- 混合所得の推計に1企業当たりの営業利益、支払利息が利用されています。
- 雇用者所得の推計に人件費、従業員数が利用されています。

民間企業資本ストック

- 民間企業資本ストックの推計に、法人企業、個人企業に分ける際の個人企業ウエイト及び個人企業の産業別内訳のあん分比率の基礎資料として利用されています。

3 最近の白書等における 分析での利用

中小企業白書

個人事業者の分析

- 個人事業者の景況認識について分析するために、個人企業経済調査の「業況判断DI（前年同期比）」、「売上状況DI（前年同期比）」及び「資金繰り状況DI（前年同期比）」を使用しています。

4 地方公共団体における利用

県民経済計算等の推計

- 産業別、従業者規模別営業状況や産業特殊中分類、月別売上高、従業者数等が県民経済計算や市町村民経済計算の推計に利用されています。

個人企業の営業状況の分析

- 個人企業の営業状況等について、全国と地方の比較のための資料として利用されています。

5 民間企業や学術研究機関等による利用

- 研究機関や金融機関による経済分析・予測等に利用

<公表予定>

【ひな型】

〇〇調査の公表時期は次のとおりである。

<公表予定>

【例】法人企業統計
<http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/outline.htm#time>
 調査の時期

年次別調査	調査開始時期	調査終了時期	公表時期
上期調査	12月上旬	1月10日	9月10日
下期調査	6月上旬	7月10日	

年次調査
 上期調査 ○月○旬
 下期調査 ○月○旬

四半期調査
 4～6 月期調査 ○月○旬
 7～9 月期調査 ○月○旬
 10～12 月期調査 ○月○旬
 1～3 月期調査 ○月○旬

月次調査
 調査期日の翌月○旬

詳細は [公表予定](#) [[公表予定のページへリンク](#)] を参照されたい。

調査期	調査票交付時期	調査票提出期限	公表時期
4～6月期調査	7月中旬	8月10日	9月初旬
7～9月期調査	10月中旬	11月10日	12月初旬
10～12月期調査	1月中旬	2月10日	3月初旬
1～3月期調査	4月中旬	5月10日	6月初旬

http://www.meti.go.jp/pr/reference/ssc/results/release_info.htm
 公表予定

調査期	調査票交付時期	調査票提出期限	公表時期
4～6月期調査	7月中旬	8月10日	9月初旬
7～9月期調査	10月中旬	11月10日	12月初旬
10～12月期調査	1月中旬	2月10日	3月初旬
1～3月期調査	4月中旬	5月10日	6月初旬

<問い合わせ先>
【ひな型】
 問い合わせ先
 ○○省○○室
 TEL 03-xxxx-xxxx (代表) (内線)
 03-xxxx-xxxx (直通)
 E-mail xxxx@xxxxi.go.jp

<問い合わせ先>
【例】 特定サービス産業実態統計
<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/index.html>
 問い合わせ先
 経済産業省 大臣官房 調査統計グループ
 構造統計室 (サービス産業実態統計班)
 TEL 03-3501-1511 (代表) (内線 2891)
 03-3501-0327 (直通)
 E-mail qqcebd@meti.go.jp

<その他 FAQ: 標本誤差の計算方法、カバレッジ誤差の発生要因、非回答を減じるための措置、データ処理による誤差、データ処理による誤差を減じるための対応、測定誤差の説明、非標本誤差に関する研究分析>

【ひな型】
Q 統計表に示されている数字は、どうやって計算されていますか？
 調査の対象は全事業所ではなく、一部の事業所であり、また、回答しない事業所もあると思いますが、数字に誤差などはありますか？
A 統計調査の結果には、必ず何らかの誤差が生ずることは避けられません。例えば、標本調査では、調査されなかった調査対象があるので、全数調査を行えば得られたはずの値 (これを「真の値」といいます。) と調査結果には差が生じます。全数調査を行わずに標本調査を行ったことにより生ずる差のことを「標本誤差」 [[リンク 1](#)] といいます。
 また、全数調査を行ったとしても、例えば誤回答や未回答などによる誤差があり、これを「非標本誤差」 [[リンク 2](#)] といいます。非標本誤差には、調査を行う段階で発生する様々なものがあります。詳細については、以下のリンクをクリックしてご覧ください。

- ・ 回答をしなかったことにより生ずる誤差 (これを「非回答誤差」 [[リンク 3](#)] といいます。)
- ・ 集計の際の誤りによる誤差 (これを「データ処理による誤差」 [[リンク 4](#)] といいます。)
- ・ 標本が正しく母集団の縮図となっていなかったことによる誤差 (これを「カバレッジ誤差」 [[リンク 5](#)] といいます。)
- ・ 調査員や委託先の質、調査票のデザイン、回答者のミスなどによる誤差 (これらを総称して「測定誤差」 [[リンク 6](#)] といいます。)

<その他 FAQ: 標本誤差の計算方法、カバレッジ誤差の発生要因、非回答を減じるための措置、データ処理による誤差、データ処理による誤差を減じるための対応、測定誤差の説明、非標本誤差に関する研究分析>
【全体説明の事例なし】

<標本誤差とその計算方法>[リンク 1]

【ひな型 1】

調査の結果は、標本調査で調査票が回収された標本から得られた推定値なので、標本誤差を含んでおり、全数調査をすれば得られるはずの値(以下「真の値」といいます。)とは必ずしも一致しません。集計結果の推定値には、標本調査による一定の統計的誤差を含んでいます。

参考表に示した「標準誤差率」は、全数調査を行った場合に得られるはずの「真の値」の存在範囲を示す目安となるものです。推定値を中心として、その前後に標準誤差の2倍の幅を取れば、その区間内に真の値があることが約95%の確率で期待されます(20回のうちおおよそ19回は正しい)。

なお、参考表の「主要項目別の標準誤差率」は、以下の式で計算されています。

$$e = \sqrt{V} / G$$

$$V = \sum_h N_h (N_h - n_h) s_h^2 / n_h$$

e : G の標準誤差率

V : G の分散の推定値

s_h : 第 h 層の標本の標準偏差

N_h : 第 h 層の母集団施設数

n_h : 第 h 層の標本(回収)施設数

<標本誤差の計算方法>

【例 1】法人土地・建物基本統計

<http://tochi.mlit.go.jp/wp-content/uploads/2014/10/9cebb0447d2c2a939fe88e9d7d57ad58.pdf>

<推定値の精度>

推定値の標準誤差率は、参考2に示したとおりである。ここに示す標準誤差率とは、全数調査すれば得られるはずの値(以下「真の値」という。)の存在範囲を示す目安となるものである。すなわち、推定値を中心として、その前後に標準誤差だけの幅を取れば、その区間内に真の値があることが約68%の確率で期待され、また、標準誤差の2倍の幅を取れば、その区間内に真の値があることが約95%の確率で期待される。なお、参考2の標準誤差率は、以下の式で計算した。推定値の大きさ別標準誤差率は、推定値の大きさとそれに対応する標準誤差率に曲線を当てはめ、平均的に評価したものであり、法人数、所有面積、所有件数の総計値に対してのみ適用され、1法人当たり平均所有面積などの平均値に対してはそのまま適用することができない。

$$CV(\hat{y}) = SD(\hat{y}) / \hat{y}$$

$$SD(\hat{y}) = \sqrt{\text{var}(\hat{y})}$$

$$\text{var}(\hat{y}) = \sum_h N_h (N_h - n_h) s_h^2 / n_h$$

$$s_h^2 = \sum_{i=1}^M (y_{hi} - \bar{y}_h)^2 / (n_h - 1)$$

$$\bar{y}_h = \sum_{i=1}^M y_{hi} / n_h$$

$CV(\hat{y})$: \hat{y} の標準誤差率

$SD(\hat{y})$: \hat{y} の標準誤差

$\text{var}(\hat{y})$: \hat{y} の分散の推定値

\hat{y} : 総計の推定値

y_{hi} : 第 h 層の第 i 番目の回収法人の調査結果

M : 層の数

N_h : 第 h 層の母集団法人数

n_h : 第 h 層の回収法人数

<非標本誤差とそれに関する研究分析>[リンク 2]

【ひな型】

非標本誤差には、非回答誤差、カバレッジ誤差、データ処理による誤差、調査員や委託先の質による誤差、回答者の誤りによる誤差などがあり、調査の過程において介在する人間が多くなれば、それだけ非標本誤差も大きくなります。このような誤差は、標本誤差と違って、どの程度の誤差が発生しているのか、数字で評価することができません。したがって、調査の設計の際には細心の注意を払って、なるべく起こらないようにすべきです。例えば回答者の回答誤りについては、誤解が生じにくいように調査票を設計するなどの工夫が必要です

非標本誤差に関する研究分析は、国の統計調査についての研究や大学等の学術機関における研究など様々な分析報告がありますので、それらの資料をご参照ください。

例1. [〇〇統計調査の非標本誤差の縮小に向けた研究会\(〇〇省\)\(リンク\)](#)

例2. [社会調査における非標本誤差\(〇〇研究所\)\(リンク\)](#)

例3. [非標本誤差をめぐる問題と諸種の手法\(〇〇大学\)\(リンク\)](#)

<非標本誤差に関する研究分析>

【例】国民生活基礎統計(事業所調査での事例なし)

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21ronbun.html>

研究論文

国民生活基礎調査の標本設計・推定手法等に関する研究会

国民生活基礎調査の標本設計・推定手法等に関する研究会 報告書(平成24年2月)

- 報告書の構成(目次～本文)【99-94】
- 統計委員会における標本設計・推定手法等に関する議論と本研究会の検討【172-60】
- 調査実施上の留意点【109-60】

報告書(表紙、目次～本文)

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21ronbun00.pdf> (総ページ数 18 ページ 該当項目を記載)

- はじめに
 - 国民生活基礎調査の概要
 - 統計委員会における標本設計・推定手法等に関する議論と本研究会の検討
- 標本設計
 - 国民生活基礎調査で標本設計上目的とする表章単位について
 - 集落抽出について
 - 代替サンプリングについて
 - 国勢調査地区の問題点について
 - 母集団の推定方法について
- 調査実施上の留意点
 - 記入者負担
 - 調査員負担
 - 調査費用
- 調査結果の母集団推定における質の向上
 - 非標本誤差の縮小
 - 施設入所者の扱い
- 一部不詳データの補整の考え方と試算結果
 - 所得票無回答世帯の総所得金額
 - 可処分所得不詳世帯の可処分所得
 - 主症状・主傷病不詳世帯の主症状・主傷病
- 全部不詳データ(無回答世帯)の補整の考え方と試算結果
- まとめ

<p><非回答誤差とこれを減じるための措置>[リンク 3]</p> <p>【ひな型】</p> <p>調査では、集計対象となる調査項目についてはすべて回答してもらうのが原則ですが、対象者のミスや回答しづらいもの、あるいは意図的に回答を拒否するものなどがあり、必ずしも調査項目がすべて回答されているわけではありません。このような回答漏れによる誤差を「非回答誤差」といい、事前の調査票の工夫や記入要領による丁寧な説明など、また提出後には非回答部分の電話による照会などの方法で、できるだけ減らすように努めなければなりません。</p> <p>本調査では、非回答を減らすために、次のような方法をとっています。</p> <p>1. 記入要領での説明</p> <p>記入要領では、できるだけ回答漏れをなくするために、実際の調査票の上に記入が必要な部分（項目）を着色し、さらに注意喚起を促す内容については吹き出しを利用して、これも別の色でカラー化しました。</p> <p>2. 調査員によるフォロー</p> <p>調査員が調査票を回収した際に、非回答部分をチェックして、その場で再回答をお願いしました。ただし、対象者に会えない場合には、〇〇、〇〇、〇〇の項目については調査員の観察（目視）や近隣の者に質問して非回答項目を補定しました。</p> <p>3. 電話によるフォロー</p> <p>回収後に調査票を目視して記入漏れや記入ミスを発見した場合には、対象者に電話で照会を行い、再回答をお願いしました。</p>	<p><非回答を減じるための措置></p> <p>【例】経済構造統計（経済センサス - 活動調査） http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/pdf/hotei.pdf 欠測値等の取扱いについて 平成 28 年経済センサス - 活動調査においては、我が国の経済構造、経済規模等を適切に計測するため、未回収調査票及び未回答（不備のある回答を含む。以下同じ。）項目について、利用できる他の関連情報を活用し、国際的に採用され技術的に確立している統計的手法等を用いて補正（補定）を行っている。 その具体的な取扱いは、以下のとおりである。</p> <p>1. 未回収調査票の取扱い 調査員による実地調査の結果、調査対象として把握した事業所（休業中又は廃業は除く）については、調査票が未回収であっても、関連情報に基づいて名称や所在地などの項目を補定して集計した。</p> <p>2. 未回答項目の取扱い (1) 他の関連する項目の回答状況等に基づく論理的補定や按分処理を行うほか、「cold deck imputation」の手法に基づき、主要な項目について、平成 24 年経済センサス - 活動調査（以下、「24 年活動調査」という。）及び平成 26 年経済センサス - 基礎調査の結果並びに報告者の公開情報等により補定して集計した。 (2) 主要な経理項目（売上（収入）金額、費用総額及び給与総額）については、上記に加え、「比率補定（ratio imputation）」の手法に基づき、24 年活動調査において回答された経理項目の層区分（産業分類、経営組織、国内常用雇用者数）ごとの集計値の比率（売上（収入）金額と費用総額、費用総額と給与総額の比率）を値の得られた経理項目に乗じることにより、補定して集計した。 なお、層区分については「回帰木（CART : Classification And Regression Tree）」の手法を活用して設定するとともに、比率値については「繰返し加重最小二乗法（IRLS : Iterative Reweighted Least Squares）」の手法を活用して算出した。これらの手法については、独立行政法人統計センターにおいて行った 24 年活動調査の調査票情報を用いた実証的な研究分析を参考とした。 http://www.stat.go.jp/info/kenkyu/e-census/katsuken/pdf/kk040200.pdf</p>
<p><データ処理による誤差とこれを減じるための対応>[リンク 4]</p> <p>【ひな型 1】</p> <p>非標本誤差のうち、調査票の回答内容を電子化して、これらを集計するまでの段階で発生する「データ処理による誤差」があります。</p> <p>このうち代表的な誤差は、データを電子化（データパンチ）する際にパンチする人間が介在するため、この段階で入力ミスなどのヒューマンエラーが発生する可能性があります。</p> <p>〇〇調査に限らず、〇〇省の統計調査に関しては、データ処理を民間に委託していますが、委託先の条件として、ベリファイの実施を義務づけています。これは、調査票のデータを並行して 2 人の違う人が入力し、それぞれのデータを照合することで入力ミスを検出する方法です。この方法により、入力ミスはほぼなくなります。</p> <p><データ処理による誤差とこれを減じるための対応>[リンク 4]</p> <p>【ひな型 2 : OCR 使用の例】</p> <p>非標本誤差のうち、調査票の回答内容を電子化して、これらを集計するまでの段階で発生する「データ処理による誤差」があります。</p> <p>このうち代表的な誤差は、データを電子化（データパンチ）する際にパンチする人間が介在するため、この段階で入力ミスなどのヒューマンエラーが発生する可能性があります。</p> <p>本調査では、データを電子化する際に人間を介在させずに、調査票に記入されたマークと数字を機械（光学式文字読取装置）で読み取って統計を作成するようにしています。しかし、この機械の読み取りの際にも機械的なエラーが発生する可能性があるため、調査対象者への記入要領では、機械が読み取りやすい黒鉛筆の使用と、読み取りやすい数字の記入例を示して、できるだけエラーをなくするように努めています。</p>	<p><データ処理による誤差></p> <p>【例 1】労働力統計（事業所調査での事例なし） http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/hndbk07.pdf III 労働力調査の標本設計と結果の推定 第 7 章 結果の推定方法と標本誤差等（PDF : 1,212KB） 4 推定値の誤差 (2) 非標本誤差 非標本誤差とは、誤差の要因のうち標本抽出（偶然性）に起因するものを除いた全ての要因により生じる誤差をいう。非標本誤差は、その要因により幾つかに分類することができます。回答者が質問を誤解したり懸念したりして事実と異なる記入をした場合の誤りや、無回答、調査員の面接の拙さによる誤り、不慣れによる標本の脱落・把握誤り、連絡・指導の不徹底による誤り、調査票の処理及び集計上の誤りなどに分類することができます。このように、非標本誤差は調査のあらゆる段階で発生する可能性がある。非標本誤差の特徴は、標本誤差とは対照的である。標本誤差の特徴は、①標本の大きさと密接な関係があり、避けられないものであること、②量的な測定ができ、そのコントロールができることなどが挙げられる。一方、非標本誤差は、①標本の大きさや直接関係がなく、原因を究明すれば避けられるものがあること、②量的な測定が難しくそのコントロールができないことなどが特徴として挙げられる。 調査が大規模になって調査関係者の人数が増えるほど、非標本誤差の発生源も増加することになる。調査の各段階での誤りを少なくして非標本誤差を小さく抑えるには、調査関係者の努力と回答者の統計に対する理解に大きく懸かっている。</p> <p><データ処理による誤差を減じるための対応></p> <p>【例 2】国勢統計（事業所調査での事例なし） http://www.stat.go.jp/data/kokusei/qa.htm <Q&A></p> <p>6. 調査票の記入（書き方）について Q 問 6-2 調査票には、黒鉛筆で記入しなければならないのですか。 A 国勢調査は、大量の調査票を短期間のうちに迅速に処理するため、調査票に記入されたマークと数字を機械（光学式文字読取装置）で読み取って統計を作成します。現在のところ、この機械は黒鉛筆を最も確実に読み取ることができまので、黒鉛筆でご記入ください。</p>

<p><カバレッジ誤差の発生要因>[リンク 5]</p> <p>【ひな型】</p> <p>調査では調べる対象となる「母集団」（これを「目標母集団」といいます。）があり、標本調査の場合は、この母集団に相当する名簿（これを「枠母集団」又は「標本抽出枠」といいます。）から標本抽出（サンプリング）を行います。目標母集団と枠母集団が必ずしも一致しているとは限らず、それによって生じる誤差を「カバレッジ誤差」といいます。本調査では、全国にある従業者数〇〇人以上の事業所を母集団とし、標本抽出枠は総務省で整備している「事業所母集団データベース」を用いていますが、この名簿は「経済センサス - 基礎調査」を基に各種行政記録情報等により整備されたものなので、掲載漏れや廃業、新設などによるカバレッジ誤差が発生する可能性があります。きわめて小さいものと評価できます。</p> <p>ただし、調査の実施上難しいなどの理由により、次の事業所は除外しています。</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	<p><カバレッジ誤差の発生要因></p> <p>【例】家計統計（事業所調査での事例なし） http://www.stat.go.jp/data/kakei/pdf/25gai02.pdf 調査対象世帯から除外する世帯 世帯としての家計収支の把握が難しいこと等の理由により、次の世帯は「一般単位区世帯名簿」作成後に調査対象世帯から除外している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 料理飲食店、旅館又は下宿屋を営む併用住宅の世帯 イ 賄い付きの同居人のいる世帯 ウ 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯 エ 世帯主が長期間（3か月以上）不在の世帯 オ 外国人世帯 カ 15歳未満の単身世帯 キ 社会施設又は矯正施設の入所者 ク 病院又は療養所の入所者 ケ 自衛隊の営舎内居住者 コ その他、都道府県知事が不相当と認めた世帯
<p><測定誤差の説明>[リンク 6]</p> <p>【ひな型】</p> <p>もともと測定誤差とは、自然科学の分野で、ものの大きさや重さなどを測定する際に発生する誤差のことで、その原因は測定機器の不完全さ、測定者の能力による違い、測定条件の変動などによるものです。</p> <p>調査の分野でも、測定機器に相当する調査票のデザインや言葉遣いによって回答者が質問を誤解したり懸念したりして事実と異なる記入をした場合の誤差、測定者である調査員の面接の拙さや委託先の質による誤差、測定条件である調査方法（郵送調査か調査員調査かなど）による誤差など様々な測定誤差があります。</p> <p>〇〇調査では、調査票の作成段階における言葉遣いなどの細心の注意、委託先や調査員に対する研修・指導の徹底などを行い、これらの測定誤差をできるだけ減らすように努めています。</p>	<p><測定誤差の説明></p> <p>【例】労働力統計（事業所調査での事例なし） http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/hndbk07.pdf III 労働力調査の標本設計と結果の推定 第7章 結果の推定方法と標本誤差等（PDF：1,212KB） 4 推定値の誤差 (2) 非標本誤差</p> <p>非標本誤差とは、誤差の要因のうち標本抽出（偶然性）に起因するものを除いた全ての要因により生じる誤差をいう。非標本誤差は、その要因により幾つかに分類することができる。回答者が質問を誤解したり懸念したりして事実と異なる記入をした場合の誤りや、無回答、調査員の面接の拙さによる誤り、不慣れによる標本の脱落・把握誤り、連絡・指導の不徹底による誤り、調査票の処理及び集計上の誤りなどに分類することができる。このように、非標本誤差は調査のあらゆる段階で発生する可能性がある。非標本誤差の特徴は、標本誤差とは対照的である。標本誤差の特徴は、①標本の大きさと密接な関係があり、避けられないものであること、②量的な測定ができ、そのコントロールができることなどが挙げられる。一方、非標本誤差は、①標本の大きさと直接関係がなく、原因を究明すれば避けられるものがあること、②量的な測定が難しくそのコントロールができないことなどが特徴として挙げられる。調査が大規模になって調査関係者の人数が増えるほど、非標本誤差の発生源も増加することになる。調査の各段階での誤りを少なくして非標本誤差を小さく抑えるには、調査関係者の努力と回答者の統計に対する理解に大きく懸かっている。</p>
<p><非回答事項に関する集計上の取扱い></p> <p>【ひな型 1】</p> <p>Q 調査票に回答がなかった場合は、集計の際にどのように処理していますか？</p> <p>A 調査票を集計する前段階で、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて精査して、欠測値や矛盾が生じた場合は〇〇調査などをもとに補足・訂正を行いました。</p> <p>しかし、補足・訂正が不可能な数値については、回答が得られた数値の集計結果に回答率の逆数を掛けることにより全体の推計を行いました。</p> <p><非回答事項に関する集計上の取扱い></p> <p>【ひな型 2：補正なしの場合】</p> <p>Q 調査票に回答がなかった場合は、なんらかの方法で回答を補っているのですか？</p> <p>A 〇〇調査の集計は、提出された調査票についてのみそのまま集計して、回収率による補正などは行っていません。</p>	<p><非回答事項に関する集計上の取扱い></p> <p>【例 1】経済構造統計（経済センサス - 基礎調査） http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/pdf/kaku_gaiyo.pdf 利用上の注意 4. 売上（収入）金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握ができないため、全産業に係る集計は企業等に関する集計で行った。 「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」 5. 売上（収入）金額については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計した。 6. 調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて精査し、平成 24 年経済センサス - 活動調査等を基に補足訂正を行った上で結果表として集計した。</p> <p>【例 2】小売物価統計（動向編） http://www.stat.go.jp/data/cpi/2015/kaisetsu/index.htm#p3 <消費者物価指数の作成方法> 3 比較時価格が「欠」となった場合の処理 ある品目がある調査市町村において一時的に出回りが途切れるなど、比較時価格がやむを得ず「欠」となった場合は、その品目の指数（比較時価格が「欠」になっているので計算できない。）及びウエイトは除外して計算する。 比較時価格が「欠」となった品目の価格変動は、品目から類への合算段階では、結果として類内の他の品目より求められた類指数によって代替されることとなる。 なお、下位類から上位類への計算では、各類のウエイトが変動しないように、「欠」となった品目のウエイトも含めた類ウエイトを用いる。</p> <p><非回答事項に関する集計上の取扱い></p> <p>【例 3】船員労働統計 http://www.mlit.go.jp/k-toukei/05/labour01/index.pdf <集計> なお、特殊船調査（第3号調査）については、回収された調査票をそのまま集計し、回収率による補正を行っていない数値であるので、その利用については注意されたい。</p>
<p><オンライン回答数、オンライン提出率></p> <p>【ひな型】</p> <p>Q 〇〇調査は、ネットでも回答を受け付けているようですが、ネットでの回答はどのくらいありますか？</p>	<p><オンライン回答数、オンライン提出率></p> <p>【例】国勢統計（事業所調査での事例なし） http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/jisshijoukyou/index.htm オンライン調査におけるインターネット回答世帯数及び回答率 平成 28 年 10 月 26 日の人口等基本集計結果の公表に伴い、平成 27 年国勢調査におけるインターネット回答世帯数及び回答率の確定値を併せてお知らせします。 都道府県別のインターネット回答世帯数及び回答率（エクセル：40KB）→下に一部掲載 市区町村別のインターネット回答世帯数及び回答率（エクセル：411KB）→省略</p>

A 今回の〇〇調査は、郵送での回答送付とインターネットで回答送信の2種類の方法を用いていましたが、全回答者のうち、インターネットで回答した人は〇〇%でした。

都道府県別、業種別のインターネット回答率は、以下のファイルを参照ください。

- ・都道府県別のインターネット回答率 [リンク]
- ・業種別のインターネット回答率 [リンク]

平成27年国勢調査 郵送別インターネット回答世帯数及び回答率(確定値)

都道府県	人口等基本集計世帯数	インターネット回答世帯数		インターネット回答率	
		男性	女性	男性	女性
全国	53,446,305	19,740,759	6,757,545	39.6	32.7
北海道	2,444,310	856,613	256,593	34.1	32.1
青森県	510,343	184,277	63,431	39.4	31.1
岩手県	493,043	168,653	59,580	39.6	32.3
宮城県	644,770	358,819	171,677	35.8	32.9
秋田県	386,968	128,118	41,024	32.8	30.8
山形県	583,908	323,674	131,385	34.6	31.5
福島県	737,966	256,652	84,684	31.2	31.5
茨城県	1,124,349	412,625	142,593	38.7	32.3
栃木県	763,051	261,638	103,577	37.6	33.8
群馬県	779,263	323,657	122,130	41.7	35.9
埼玉県	2,871,860	1,274,637	419,476	41.3	34.1
千葉県	2,899,132	1,088,219	382,026	39.7	32.7
東京都	9,191,152	1,815,601	507,244	27.1	29.9

<異常値、外れ値における集計上の対応>

【ひな型】

Q 調査対象の企業の中には、他の中小とは異なる超大手企業も含まれることもあると思いますが、その場合、そのまま平均値を算出すると実態とはかけ離れた数値になるのではないですか？

A 〇〇調査では、業種別にみて、特に売上の大きい企業については、その企業を除いた売上の平均値と標準偏差を算出し、平均値より標準偏差の〇倍以上の場合は、〇〇統計表ではその企業を除いて集計しています。

<異常値、外れ値における集計上の対応>

【例】農業経営統計
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001181483>
 利用者のために (PDF)
 調査結果の取りまとめ方法
 集計対象 (集計経営体)

(f) 米生産費統計
 調査結果の集計対象は、調査対象経営体のうち、脱落経営体(調査の途中で何らかの事由によって調査を中止した経営体、以下同じ。)、玄米販売量が600kg未満の経営体及び過去5か年の10a当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた3年間の10a当たり平均収量(平年作)に対する調査年の収量の増減が20%以上であった経営体を除く経営体とした。
 なお、平成27年産米生産費では調査対象経営体1,034経営体のうち986経営体が該当した。

(g) 小麦生産費統計
 調査結果の集計対象は、調査対象経営体のうち、脱落経営体、小麦を60kg以上販売しなかった経営体及び過去5か年の10a当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた3年間の10a当たり平均収量(平年作)に対する調査年の収量の増減が70%以上であった経営体を除く経営体とした。
 なお、平成27年産小麦生産費では調査対象経営体549経営体のうち522経営体が該当した。

(h) 二条大麦、六条大麦及びはだか麦生産費統計
 調査結果の集計は、調査対象経営体のうち、脱落経営体、二条大麦及び六条大麦については50kg以上、はだか麦については60kg以上販売しなかった経営体及び過去5か年の10a当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた3年間の10a当たり平均収量(平年作)に対する調査年の収量の増減が70%以上であった経営体を除く経営体とした。
 なお、平成27年産では、二条大麦生産費では調査対象経営体75経営体のうち72経営体、六条大麦生産費では同50経営体のうち46経営体、はだか麦生産費では同40経営体のうち38経営体が該当した。

<他の類似統計と比較した説明>

【ひな型1】

Q 〇〇調査の結果は、似たような△△調査の結果とは少し異なっていますが、なぜですか？

A 〇〇調査の売上は、〇月から〇月までの1年間の国内での売上総額であるが、△△調査の場合は、各企業の会計年度での国内のみではなく××向けの総売上なので、△△調査の売上のほうが若干大きくなっています。

また、〇〇調査は標本調査なので、調査で得た平均値に標本抽出率及び回収率の逆数を乗じて全体の売上などを推計しているため、全数調査の結果とは一致しません。

<他の類似統計と比較した説明>

【例1】民間給与実態統計
<https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm>
 <利用上の注意>

(1) この調査は、標本調査のため、標本事業所及び標本給与所得者から得た標本値に、それぞれの標本抽出率及び調査票の回収率の逆数を乗じて全体の給与所得者数、給与額及び源泉徴収税額を推計しているため、他の税務統計の関連数値とは一致しない。

<他の類似統計と比較した説明>

【ひな型2：一覧表にした例】

Q 〇〇調査だけではわからない〇〇や〇〇について知りたいのですが？

A 次の内容を知りたい場合は、以下の表を参考にしてください。

知りたい内容	調査名等
毎月1日現在の〇〇(全国)、毎年10月1日現在の〇〇(都道府県別)	〇〇調査(〇〇省) http://www..... (リンク)
〇〇〇に基づく毎年1月1日現在の〇〇(全国、都道府県、市区町村別)	〇〇台帳(〇〇省) http://www.....e-Stat (リンク)
毎年末現在における〇〇登録事業所	〇〇統計(〇〇省) http://www..... (リンク)

<他の類似統計と比較した説明>

【例2】国勢統計 (事業所調査での事例なし)
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/users-g/link.htm>
 <国勢調査に関連するデータについて>
 国勢調査ではわからない、次の内容を知るにはどの調査等を見ればいいのかわかります。
 人口・世帯数についての統計

知りたい内容	調査名等
毎月1日現在の人口(全国)、毎年10月1日現在の人口(都道府県別)	人口推計(総務省)
住民基本台帳に基づく毎年1月1日現在の人口、世帯数(全国、都道府県、市区町村別)	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数 e-Stat
毎年末現在における外国人登録者	在留外国人統計(法務省)
世帯類型別世帯数や、世帯類型別の所得	国民生活基礎調査(厚生労働省)
海外に滞在する邦人数	海外在留邦人数調査統計(外務省)

○ 世帯調査用ひな型

1. 調査の概要

ひな型文書	参考となる統計調査の記載
<p><調査の目的></p> <p>【ひな型】</p> <p>〇〇調査は統計法に基づく基幹統計「〇〇統計」を作成するための統計調査であり、国民生活における〇〇の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供することを目的とする。</p>	<p><調査の目的></p> <p>【例】家計統計 http://www.stat.go.jp/data/kakei/1.htm#kakei_1</p> <p>1 調査の目的</p> <p>家計調査は、統計法に基づく基幹統計「家計統計」を作成するための統計調査であり、国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供することを目的とする。</p>
<p><調査の沿革></p> <p>【ひな型】</p> <p>この調査は、〇〇年〇月に開始した。</p> <p>その後、〇〇年〇月に統計法（昭和22年（1947年）法律第18号）による指定統計調査として、〇〇年〇月から統計法（平成19年（2007年）法律第53号）による基幹統計調査として実施している。</p> <p>また、〇〇年には、〇〇の変更、〇〇年には××調査との統合する改正を行っている。</p>	<p><調査の沿革></p> <p>【例】労働力統計 http://www.stat.go.jp/data/roudou/outline.htm</p> <p>2 調査の沿革</p> <p>この調査は、1946年9月に開始し、約1年間の試験的期間を経て、1947年7月から本格的に実施している。その後、1950年4月から統計法（昭和22年（1947年）法律第18号）による指定統計調査として、2009年4月から統計法（平成19年（2007年）法律第53号）による基幹統計調査として実施している。</p> <p>また、1982年には、地域別表章のための標本拡大、2002年には、労働力調査特別調査を労働力調査に統合する改正を行っている。</p>
<p><調査の根拠法令></p> <p>【ひな型】</p> <p>〇〇調査は、国が行う重要な統計として、「統計法（e-Gov）[別ウインドウ]」（平成19年法律第53号）による「基幹統計」に指定され、統計法に基づいて公布された「〇〇調査規則（e-Gov）[別ウインドウ]」（昭和〇年〇月〇日総理府令第x x号）」に従って調査を実施している。</p>	<p><調査の根拠法令></p> <p>【例】家計統計 http://www.stat.go.jp/data/kakei/1.htm#kakei_9</p> <p>9 調査の法的根拠</p> <p>家計調査は、国が行う重要な統計として、「統計法（e-Gov）[別ウインドウ]」（平成19年法律第53号）による「基幹統計」に指定され、統計法に基づいて公布された「家計調査規則（e-Gov）[別ウインドウ]」（昭和50年11月12日総理府令第71号）」に従って調査を実施している。</p>
<p><調査の対象></p> <p>【ひな型】</p> <p>調査対象の範囲は、全国の〇〇[条件など]の世帯である。ただし、下記に掲げる△△は××などの理由から調査を行っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・～の世帯 ・～～ ・～～ <p>この調査は標本調査として実施しており、標本理論に基づいて抽出された約〇〇〇〇世帯（xx年調査実績）を調査対象としている。（詳細は、標本抽出方法[リンク]を参照）</p> <p>なお、この調査の対象となる世帯の世帯主は調査票に掲げる事項について報告することが統計法第13条（報告義務）で義務付けられている。（〇〇統計調査規則第〇条参照[リンク]）</p>	<p><調査の対象></p> <p>【例】労働力統計 http://www.stat.go.jp/data/roudou/outline.htm</p> <p>3 調査の範囲及び調査対象</p> <p>調査の範囲は、我が国に居住している全人口である。ただし、外国政府の外交使節団、領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族、外国軍隊の軍人・軍属（その家族を含む。）は除外される。</p> <p>この調査は標本調査として実施しており、国勢調査の約100万調査区から約2,900調査区を選定し、その調査区内から選定された約4万世帯（基礎調査票の対象世帯、特定調査票についてはうち約1万世帯が対象）及びその世帯員が調査対象となるが、就業状態は世帯員のうち15歳以上の者（約10万人）について調査している。（詳細は、標本抽出方法、結果の推定方法及び推定値の標本誤差（PDF：279KB）参照）</p> <p>標本抽出方法、結果の推定方法及び推定値の標本誤差（PDF：279KB）から一部抜粋 http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/10.pdf</p> <p>1 標本抽出の方法</p> <p>この調査は、層化2段抽出法による標本調査であり、調査区*を第1次抽出単位とし、住戸**を第2次抽出単位としている。</p> <p>* 国勢調査調査区 ** 住宅やその他の建物の各戸で、一つの世帯が居住できるようになっている建物又は建物の一区画</p> <p>(1) 調査区の抽出（第1次抽出） 第1次抽出における調査区の抽出は、各地域ごとに全ての調査区を国勢調査の結果等に基づく特性により層に分けて（詳細は、次ページの「参考」参照）、各地域の各層ごとに、所定の抽出率と所定の抽出起番号を用いて系統抽出法により行う。この系統抽出は、各調査区のウェイト（15世帯がほぼ1ウェイトとなるように各調査区に付されている値）に基づく確率比例抽出による。毎月の標本調査区数は約2,900となっている。</p> <p>(2) 住戸の抽出（第2次抽出） 第2次抽出における住戸の抽出は、第1次抽出で抽出された調査区（以下「標本調査区」という。）にある全ての住戸を確認して名簿を作成し、その中から、1調査区当たり抽出住戸数がほぼ15となるような所定の抽出率（ウェイトの逆数に等しい。）及び抽出起番号を用いて系統（等間隔）抽出により行う。抽出された住戸に調査日現在で居住する全ての世帯（合計約4万世帯）が調査対象となる。</p>
<p><抽出方法></p> <p>【ひな型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標本設計及び抽出方法 <p>この調査は、標本調査であり、〇〇抽出[層化抽出、層化2段抽出などの抽出方法名]により調査対象を抽出している。第1次抽出単位が〇〇、第2次抽出単位が〇〇である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母集団名簿（抽出の枠） <p>この調査の母集団は、全国の〇〇の世帯である。母集団に関する情報は、平成〇〇年国勢調査の結果に基づいている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第〇次抽出単位の層化の方法 <p>[層化の基準]</p> <p>層化においては、次に示すように、〇〇、〇〇を考慮して基準を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇率 ・ 	<p><抽出方法></p> <p>【例1】全国消費実態統計 http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/cgaiyo.htm#e</p> <p>5 抽出方法（調査対象の選定）</p> <p>調査対象の選定は、二人以上の世帯と単身世帯とに分けて行った。なお、抽出に当たっては、他の標本調査の対象になった世帯が続けて選定されないように配慮した。</p> <p>(1) 二人以上の世帯</p> <p>a. 調査市町村の選定</p> <p>市については、平成26年1月1日現在の全ての市（791市、東京都区部は1市とみなす。）を調査市とし、町村については、平成26年1月1日現在の929町村から212町村を選定した。</p> <p>b. 調査単位区選定の選定</p> <p>調査市町村から、合計4,696調査単位区（1調査単位区は平成22年国勢調査の近隣する2調査区）を選定した。</p> <p>c. 調査世帯の選定</p> <p>各調査単位区から11世帯を系統抽出し、全国で51,656世帯を選定した。</p> <p>(2) 単身世帯</p> <p>a. 調査単位区選定の選定</p> <p>単身世帯については、二人以上の世帯を調査する全国の調査単位区のうちから選定した。</p> <p>b. 調査世帯の選定</p> <p>各調査単位区から1世帯を抽出し、全国で4,696世帯を選定した。</p> <p>※標本設計の詳細については、「標本設計」のページに示すとおりである。</p> <p>【例2：標本抽出の詳細】全国消費実態統計 標本設計（PDF：2,495KB） http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/hyohon73.pdf (略)</p> <p>【例3】家計統計 http://www.stat.go.jp/data/kakei/1.htm#kakei_3</p> <p>3 調査世帯の選定</p> <p>家計調査は標本調査であり、層化3段抽出法（第1段—市町村、第2段—単位区、第3段—世帯）により世帯を選定している。選定にあたっては特定の世帯が続けて調査の対象にならないように配慮している。市町村の抽出の仕方は次のとおりである。都道府県庁所在市及び政令指定都市については各市を1層とし52層に分けた。その他の人口5万以上の市については「平成22年国勢調査」の結果に基づき、地方、都市階級に分けた後、</p>

<p>・</p> <p>【標本数の配分】</p> <p>〇〇への調査世帯数の配分は、〇〇法により行った。ただし、結果利用上の観点及び実査上の制約を考慮している。</p> <p>・ 目標精度・標本数・抽出率</p> <p>〇〇別[層の区分など]に××[変数名]について目標精度(標準誤差率)を設定し、必要な標本数を算出している。</p> <p>〇〇ごとの目標精度、標本数、抽出率は次のとおりである。</p> <p><u>【目標精度、標本数、抽出率についての表と目標精度計算方法を記載する。大部になる場合は別途PDFファイルなどへのリンク】</u></p> <p>※標本設計及び抽出方法の詳細は、『<u>標本抽出の詳細[PDFファイルなどへのリンク]</u>』を参照</p>	<p>(1) 人口集中地区人口比率 (2) 人口増減率 (3) 産業的特色 (4) 世帯主が65歳以上の世帯数の比率</p> <p>を考慮して74層に分けた。また、人口5万未満の市及び町村は、地方で分けた後、(1)地理的位置(海沿い、山地等)、(2)世帯主の年齢構成を用いて、計42層に分けた。このようにして分けられた全国計168層の各層から1市町村ずつ抽出した。</p> <p>調査世帯数の割当て</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>調査対象世帯</th> <th>二人以上の調査世帯数</th> <th>単身世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国</td> <td>168</td> <td>8,076</td> <td>673</td> </tr> <tr> <td>都道府県庁所在地及び大都市圏</td> <td>32</td> <td>5,472</td> <td>466</td> </tr> <tr> <td>人口5万以上の市(上記の市を除く)</td> <td>74</td> <td>2,190</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>人口5万未満の市及び町村</td> <td>42</td> <td>504</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table> <p>※単身世帯については、寮・寄宿舎単位区として上記のほか12単位区72世帯を調査している。</p> <p>次に、各調査市町村内を「平成22年国勢調査」の調査区を基に、調査区を2調査区ずつまとめ単位区とする。</p> <p>調査員は、1人で2単位区を受け持つ、それぞれの単位区の家計世帯の名簿を作成する。指導員はその名簿を基に、二人以上の世帯については各単位区の調査対象世帯の中から6世帯を、単身世帯については交互の単位区から1世帯を無作為に選定する。</p> <p>なお、調査単位区は、1年間継続して調査し、毎月12分の1ずつが新たに選定した単位区と交替する。調査世帯は、二人以上の世帯については6か月、単身世帯については3か月継続して調査され、順次、新たに選定された世帯と交替する仕組みになっている。</p> <p>単身の寮・寄宿舎単位区については、1単位区から3か月ごとに6世帯を抽出し、3か月継続して調査する。</p> <p>【例4：標本抽出の詳細】家計統計 標本設計の概要(平成25年) II 母集団、層化及び抽出方法(PDF:866KB) http://www.stat.go.jp/data/kakei/pdf/25gai02.pdf (略)</p>	地域	調査対象世帯	二人以上の調査世帯数	単身世帯数	全国	168	8,076	673	都道府県庁所在地及び大都市圏	32	5,472	466	人口5万以上の市(上記の市を除く)	74	2,190	175	人口5万未満の市及び町村	42	504	42
地域	調査対象世帯	二人以上の調査世帯数	単身世帯数																		
全国	168	8,076	673																		
都道府県庁所在地及び大都市圏	32	5,472	466																		
人口5万以上の市(上記の市を除く)	74	2,190	175																		
人口5万未満の市及び町村	42	504	42																		
<p><調査事項></p> <p>【ひな型】</p> <p>(1) 〇〇票</p> <p>(ア) 勤労者世帯及び勤労者以外の世帯のうち無職世帯について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日々の家計上の収入及び支出 <p>(イ) 個人営業世帯などの勤労者以外の世帯(無職世帯を除く。)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日々の支出 <p>(2) 〇〇票</p> <p>(ア) すべての調査世帯について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯及び世帯員の属性、住居の状態に関する事項等 <p>(3) 〇〇票</p> <p>(ア) 〇〇の世帯について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯蓄・負債の保有状況及び住宅などの土地建物の購入計画 	<p><調査事項></p> <p>【例】家計統計 http://www.stat.go.jp/data/kakei/1.htm#kakei_4</p> <p>4 調査事項</p> <p>勤労者世帯及び勤労者以外の世帯のうち無職世帯については、日々の家計上の収入及び支出が、個人営業世帯などの勤労者以外の世帯(無職世帯を除く。)については、支出のみが「家計簿」により調査される。世帯及び世帯員の属性、住居の状態に関する事項等は、すべての調査世帯について「世帯票」により調査される。すべての調査世帯について、記入開始月を含む過去1年間の収入が「年間収入調査票」により調査される。また、二人以上の世帯に対して、貯蓄・負債の保有状況及び住宅などの土地建物の購入計画について「貯蓄等調査票」により調査される。家計簿、年間収入調査票及び貯蓄等調査票は、調査世帯が記入する自計申告により、世帯票は、調査員の質問調査による。</p>																				
<p><調査票></p> <p>【ひな型】</p> <p>調査の概要</p> <p>目次</p> <table border="0"> <tr> <td>1 調査の目的</td> <td>4 調査の地域</td> <td>7 調査の方法</td> </tr> <tr> <td>2 調査の時期</td> <td>5 調査の対象</td> <td>8 集計の方法</td> </tr> <tr> <td>3 調査の根拠法令</td> <td>6 調査事項</td> <td>9 集計結果の公表</td> </tr> </table> <p><u>〇〇統計調査の調査票[PDFへリンク]</u></p>	1 調査の目的	4 調査の地域	7 調査の方法	2 調査の時期	5 調査の対象	8 集計の方法	3 調査の根拠法令	6 調査事項	9 集計結果の公表	<p><調査票></p> <p>【例】国勢統計 http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/gaiyou.htm</p> <p>調査の概要</p> <p>目次</p> <table border="0"> <tr> <td>1 調査の目的</td> <td>4 調査の地域</td> <td>7 調査の方法</td> </tr> <tr> <td>2 調査の時期</td> <td>5 調査の対象</td> <td>8 集計の方法</td> </tr> <tr> <td>3 調査の根拠法令</td> <td>6 調査事項</td> <td>9 集計結果の公表</td> </tr> </table> <p><u>国勢調査調査票(PDF:277KB)[リンク]</u> (略)</p>	1 調査の目的	4 調査の地域	7 調査の方法	2 調査の時期	5 調査の対象	8 集計の方法	3 調査の根拠法令	6 調査事項	9 集計結果の公表		
1 調査の目的	4 調査の地域	7 調査の方法																			
2 調査の時期	5 調査の対象	8 集計の方法																			
3 調査の根拠法令	6 調査事項	9 集計結果の公表																			
1 調査の目的	4 調査の地域	7 調査の方法																			
2 調査の時期	5 調査の対象	8 集計の方法																			
3 調査の根拠法令	6 調査事項	9 集計結果の公表																			
<p><調査の時期></p> <p>【ひな型】</p> <p>【調査の期日】</p> <p>平成〇〇年〇月〇日〇〇時現在で調査。</p> <p>【調査票の配布・回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査員による調査票配布時期 <ul style="list-style-type: none"> 平成〇〇年〇月〇日から調査期日(〇〇月〇〇日)の約1週間前まで ・ 調査員による調査票回収時期 <ul style="list-style-type: none"> 調査期日以降、〇〇月〇〇日まで <p>なお、郵送又はインターネットによる提出は、〇〇月〇〇日を締切とした。</p>	<p><調査の時期></p> <p>【例1】国勢統計 http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/gaiyou.htm#ziki_2</p> <p>【調査の時期】</p> <p>平成27年国勢調査は、平成27年10月1日午前零時現在によって行われた。</p> <p>【調査の方法】</p> <p>調査は、調査員又は調査員事務を受託した事業者(以下「調査員等」という。)が、下記の方法により行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 調査員等は、担当する地域の全ての世帯にインターネット回答の利用案内を配布する。世帯は、9月10日～20日の期間にインターネット回答を行う。 2. その後、調査員等はインターネット回答のなかった世帯に調査票等を配布する。世帯は、記入した調査票をそのまま調査員等に提出するか、又は郵送により提出することにより回答を行う。 <p>【例2】社会生活基本統計 http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/gaiyou.htm</p> <p>【調査の時期】</p> <p>調査は、平成28年10月20日現在で実施しました。ただし、生活時間の配分についての調査は、10月15日から10月23日までの9日間のうちから、調査区ごとに指定された連続する2日間について行いました。</p> <p>【調査の実施】</p> <p>調査は、調査員(調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下「調査員等」という。)が調査世帯ごとに10月上旬から中旬に調査票を配布し、10月下旬に収集することにより行いました。</p>																				

<p><調査の方法></p> <p>【ひな型】</p> <p>【調査の流れ】</p> <p>調査は以下の流れで行った。</p> <p>〇〇大臣→都道府県知事→市町村長→調査員→調査世帯</p> <p>【調査の実施】</p> <p>各市町村で調査研修を受けた調査員が、調査世帯ごとに調査日までに調査票を配布。</p> <p>報告は、世帯主が自らインターネットで回答又は記入した調査票を調査員へ提出。</p>	<p><調査の方法></p> <p>【例1】国勢統計 http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/gaiyou.htm#tyousahouhou_7 平成27年国勢調査は、総務省統計局・都道府県・市町村・国勢調査指導員・国勢調査員の流れにより行った。 調査は、調査員又は調査員事務を受託した事業者（以下「調査員等」という。）が、下記の方法により行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 調査員等は、担当する地域の全ての世帯にインターネット回答の利用案内を配布する。世帯は、9月10日～20日の期間にインターネット回答を行う。 2. その後、調査員等はインターネット回答のなかった世帯に調査票等を配布する。世帯は、記入した調査票をそのまま調査員等に提出するか、又は郵送により提出することにより回答を行う。 <p>【例2】就業構造基本統計 http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2017/gaiyou.htm#a8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査の流れ 調査は、次の流れにより行います。 総務大臣→都道府県知事→市町村長→指導員→調査員→調査世帯 ・ 調査の実施 調査員（調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下「調査員等」という。）が調査世帯ごとに9月下旬に調査書類を配布します。 報告は、調査世帯の15歳以上の世帯員又は世帯主がインターネットで回答又は調査員等へ調査票を提出する方法により行います。 																										
<p><その他 FAQ：標本交代></p> <p>【ひな型】</p> <p>Q 調査対象者を選ぶ際に、同じ人に長期間調査しないような工夫をしているのですか？</p> <p>A 〇〇調査では、調査対象者への長期間の負担を軽減するとともに、調査の精度や連続性を考慮し、「標本交代」という手法をとっています。</p> <p>あらかじめ調査対象者を〇グループに分け、毎月〇分の1ずつだけ標本を入れ替えることにより、総入れ替えることによる前月からの不連続性を抑えています。また、〇分の1は1年後の同時期にも調査することにより、前年比にある程度の連続性を維持するようにしています。</p> <p>なお、「標本交代」の詳しい説明については、〇〇〇[PDFにリンク]の資料をご覧ください。</p>	<p><その他 FAQ：標本交代></p> <p>【例1】労働力統計 http://www.stat.go.jp/data/roudou/hyohon/pdf/hyohon01.pdf [標本交代の工夫]</p> <p>労働力調査の標本の交代においては、毎月、同じ条件で継続と交代が行われるようにしている。前月との継続をみると、調査を行う住戸のうち半分は前月にも調査を行った10住戸としている。また、前年との継続を見ると、調査を行う住戸のうち半分は前年の同じ月に調査を行っているなどの工夫を行っている。具体的な交代方法は第2章第7節を参照されたい。</p>																										
<p><その他 FAQ：重複是正></p> <p>【ひな型】</p> <p>Q 毎年調査票が送られてくるのですが、同じ人ばかり調査しているのですか？</p> <p>A 調査の対象者は、毎年無作為に選ばれます。特定の方を選んでいるわけではありません。</p> <p>また、一度選ばれた方は、〇年間は選ばれないように配慮しています。</p>	<p><その他 FAQ：重複是正></p> <p>【例1】全国消費実態統計 http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/cgaiyo.htm#g [抽出方法]</p> <p>調査対象の選定は、二人以上の世帯と単身世帯とに分けて行った。 なお、抽出に当たっては、他の標本調査の対象になった世帯が続けて選定されないように配慮した。</p> <p>【例2】自動車輸送統計 http://www.mlit.go.jp/k-toukei/jidousya/yokuaru.html [Q&A]</p> <p>Q 06 どうしてつい最近当たったばかりなのにまた調査票が来たのですか？ A 06 調査対象は車両1台又は事業所ごととなっています。</p> <p>【調査対象が自動車の場合】 車両1台ごとを調査対象にしているため、複数の車両を所有されている場合は短期間に再度調査へのご協力をお願いすることがあります。 また、一度調査対象になった車両は、営業用自動車の場合は1年以内、自家用自動車の場合は3年以内に再度調査をお願いすることは原則としてありません。 しかし、地域別・車種別の層によっては、車両数が少なく短期間に再度調査へのご協力をお願いすることがあります。</p> <p>【調査対象が事業所の場合】 保有車両数が一定以上である事業所につきましては、毎月、調査にご協力をお願いしています。無作為に抽出した事業所につきましては、地域別・保有車両数別の層にもよりますが、数か月から数年に一度調査へのご協力をお願いしております。</p>																										
<p><その他 FAQ：行政記録情報></p> <p>Q 調査の対象となった世帯によっては、きちんと回答してくれないような世帯もあると思います。そのような場合は既にある行政記録情報等を活用するべきだと思いますが、本調査ではどのような対応をしていますか？</p> <p>A 調査の集計を行う前に、調査票の記入内容を精査し、記入不備などが生じないようにしています。本調査では、調査対象者から回答が得られない場合、補足・訂正が行えるような行政記録情報はないものと考えられるため、調査対象者の御協力をお願いしています。</p>	<p><その他 FAQ：行政記録情報></p> <p>【該当なし】</p>																										
<p><その他 FAQ：事務処理基準></p> <p>【ひな型】</p> <p>Q 調査方法の説明をみると、各都道府県、各市町村を経由して調査を行ったと記載されていますが、具体的には〇〇省からどのような指示を出して、どのように調査が行われていますか？</p> <p>A 調査票の配布、記入案内、回収、整理、確認については、都道府県を経由し各市町村を通じて行っています。</p> <p>これらの具体的な事務処理内容については、都道府県及び市町村へ</p>	<p><その他 FAQ：事務処理基準></p> <p>【例】学校基本統計 http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/03/17/1355790_1_1.pdf [学校基本調査の手引（都道府県・市町村用）]（PDF:319KB） （総ページ数：10ページ 該当項目を記載）</p> <table border="0"> <tr> <td>Ⅲ 都道府県の事務</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>1 学校の廃止等に伴う報告義務者の指定</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2 調査票の配布</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3 調査票提出期日の指定</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>4 市町村に対する指導</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>5 報告義務者・作成者に対する指導</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>6 調査票の下審査</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>7 調査票の整理・確認</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>8 紙の調査票のデータの作成・提出</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>9 エラーチェック・集計作業等による審査</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>10 審査終了後の書類等の提出</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>11 調査票等の都道府県教育委員会への送付</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>12 調査終了後の訂正について</td> <td>8</td> </tr> </table>	Ⅲ 都道府県の事務	4	1 学校の廃止等に伴う報告義務者の指定	4	2 調査票の配布	4	3 調査票提出期日の指定	5	4 市町村に対する指導	5	5 報告義務者・作成者に対する指導	5	6 調査票の下審査	6	7 調査票の整理・確認	7	8 紙の調査票のデータの作成・提出	7	9 エラーチェック・集計作業等による審査	7	10 審査終了後の書類等の提出	8	11 調査票等の都道府県教育委員会への送付	8	12 調査終了後の訂正について	8
Ⅲ 都道府県の事務	4																										
1 学校の廃止等に伴う報告義務者の指定	4																										
2 調査票の配布	4																										
3 調査票提出期日の指定	5																										
4 市町村に対する指導	5																										
5 報告義務者・作成者に対する指導	5																										
6 調査票の下審査	6																										
7 調査票の整理・確認	7																										
8 紙の調査票のデータの作成・提出	7																										
9 エラーチェック・集計作業等による審査	7																										
10 審査終了後の書類等の提出	8																										
11 調査票等の都道府県教育委員会への送付	8																										
12 調査終了後の訂正について	8																										

<p>送付した「調査の手引」[PDFヘリンク]をご参照ください。</p>	<p>13 調査票の保存 8 ◎「オンライン調査システムを利用した審査の流れ」 9 IV 市町村の事務 12 1 調査票の配布等 12 2 調査票提出期日の指定 13 3 報告義務者・作成者に対する指導 13 4 調査票の審査 13 5 調査票の提出 14 6 調査票の訂正 14 7 不就学年齢児童生徒調査票について（市町村教育委員会において作成・回答） 14</p>
<p><その他 FAQ：調査票提出確保> 【ひな型 1】 Q 先日、調査員と思われる人が、「〇月〇日の〇時に訪問します」というメモを置いて行ったのですが、その時間は外出するので都合が悪いのですが？ A この調査は、対象となったすべての方々にご協力いただくよう、調査員が何度も訪問しております。メモにある連絡先又は市町村の窓口へお問い合わせのうえ、ご都合のよい日時をお知らせいただければ、その時間に調査員がお伺いいたします。何卒、よろしくお願いいたします。</p> <p><その他 FAQ：調査票提出確保> 【ひな型 2：督促について】 Q うちが政府の統計調査にはいつも協力していますが、答えていないお宅もあるのではないですか？ A 調査の精度を高めるためには、調査の対象になった皆様のご協力が必要です。〇〇調査事務局では、調査票の提出を確保するために、以下のような作業を行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 締切直前の提出喚起 提出締切日（〇月〇日）の 1 週間前（〇月〇日）に、それまでに提出のなかった調査対象者に対して、提出を促すハガキを送付しました。 2. 締切後の督促 提出締切後の〇月〇日に、それまでに提出のなかった調査対象者に対して、提出督促のハガキを送付しました。 3. 電話による督促 提出締切の 1 か月後の〇月〇日から〇月〇日の間に、それまでに提出がなく電話番号の判明している調査対象者に対して、電話による提出督促を行いました。 <p>以上のような方法により、できるだけ調査にご協力いただけるようお願いしております。</p> <p>なお、これらの作業により、最終的には〇〇%の回収率を確保しております。</p>	<p><その他 FAQ：調査票提出確保> 【例】国勢統計 URL: http://www.stat.go.jp/data/kokusei/qa.htm 【国勢調査に関する Q&A】 7. 調査員について Q 問 7-4 国勢調査員が、再訪問するというメモを残していききました。メモに記入してある時間は、外出の予定があるのですが、どうしたらよいのですか。 A 国勢調査員が残したメモに記載してある調査員の連絡先又は市町村へお問い合わせのうえ、ご都合のよい時間をお知らせいただければ、その時間に調査員がお伺いします。 Q 問 7-5 調査票を配った調査員以外の者が調査票の回収に来ましたが、調査票を提出してもよいのですか。 A 国勢調査では、調査員同士が相互に協力し合うことができることとしています。そのため、協力し合う相手の調査員が世帯をお伺いすることがあります。調査員は、顔写真付きの「調査員証」や国勢調査の「腕章」を必ず身に着けています。調査票の回収に訪問した者が「調査員証」や「腕章」を身に着けているか、ご確認いただき、調査員であることが確認できれば、調査票をご提出ください。なお、協力し合う調査員かどうか不審に思われた時は、その調査員が身に着けている「調査員証」に記載してある名前を基にお住まいの市町村にお問い合わせいただければ、市町村で身元の確認を行います。</p> <p>※ 平成 27 年国勢調査において、調査員の事務を共同住宅や社会福祉施設等の管理・運営団体に委託することができることとしています。そのため、調査員ではなく、委託を受けた共同住宅や社会福祉施設等の管理・運営団体（以下、「委託管理団体」という。）の職員が調査を行う場合がありますが、その際は必ず「委託管理団体証」を携帯しています。</p> <p><その他 FAQ：調査票提出確保> 【督促方法についての事例なし】</p>
<p><その他 FAQ：秘密保護> 【ひな型】 Q 調査で答えた内容が外部に漏れることはないのですか？ 調査内容には個人情報も含まれているので心配です。 A 〇〇調査をはじめとする国の統計調査は、「統計法」（総務省）【別ウィンドウで開くようにする】に基づいて行われます。統計調査に従事する者（調査員や外部委託先も含めて）には統計法により守秘義務が課せられており、違反した場合には罰則（2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）が設けられています。</p> <p>調査でいただいた回答は、統計の作成・分析の目的にのみ使用され、統計以外の目的（例えば徴税など）に調査票の回答内容を使用することも禁止されています。ご回答いただいた調査票は、外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、集計が完了した後は完</p>	<p><その他 FAQ：秘密保護> 【例】家計統計 http://www.stat.go.jp/data/kakei/qa-1.htm#C2 【家計調査に関する Q&A】 C プライバシーの保護について C-1 プライバシーは保護されるのですか？ 【秘密の保護の徹底】 家計調査は、統計法等の法令規定に基づいて行われます。調査に従事する者（国・地方公共団体の職員、指導員、調査員）には、調査上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない守秘義務が課されており、違反者に対する罰則も定められています。また、調査票情報等の利用制限も定められており、秘密の保護の徹底が図られています。調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に保管され、集計が完了した後は溶解処分されます。 【調査員への指導】 個人情報の保護を一層徹底させるために調査員用に調査事務マニュアルを作成し、秘密保護等について指導を徹底しています。</p> <p>C-2 税金に関係はないのですか？ 後で勧誘などに使われることはありませんか？ この調査で集めた個人情報は、「統計法」により保護されますので、税金の徴収や、勧誘などに使われることは絶対にありません。</p>

全に溶かしてしまうなど、個人情報の保護には万全を期しておりますので、調査の対象となられた方々は、安心してご回答ください。

2. 調査の結果

ひな型文書	参考となる統計調査の記載																								
<p><用語の解説></p> <p>【ひな型】</p> <p>1. 世帯と世帯員[リンク]</p> <p>2. 世帯数分布[リンク]</p> <p>3. 住居の所有[リンク]</p> <p>4. . . .</p> <p>[リンク先の例]</p> <p>1.世帯と世帯員</p> <p>世帯とは、住居及び家計を共にしている人の集まりをいい、家計調査では施設等の世帯及び学生の単身世帯を除く一般世帯を対象にしている。</p> <p>(以下省略)</p>	<p><用語の解説></p> <p>【例】家計統計 http://www.stat.go.jp/data/kakei/kaisetsu.htm 家計調査 用語の解説 用語の解説</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 収支項目 2. 各種比率 3. 現金収支と現物収支 4. 用途分類と品目分類 5. 世帯と世帯員 6. 調整集計世帯数 7. 世帯数分布（抽出率調整） 8. 購入頻度（100世帯当たり）、購入世帯数（10,000分比） 9. 年間収入階級と五分位、十分位階級 10. 住居の所有関係 11. 実質増減率の算出方法 12. 平成14年以降の食料の購入数量の推計方法 13. 分布補正 14. 基礎的・選択的支出及び支出弾力性 15. 消費水準指数 16. 季節調整の方法 17. 家計消費指数 <p>用語の解説[リンク先の例]</p> <p>1 収支項目</p> <p>家計の収支は消費構造の分析に有用なように、収入については収入源別に、支出については用途別に区分されている。この区分を収支項目といい、その分類方法は「収支項目分類の基本原則」（PDF：218KB）を参照のこと。</p> <p>(以下省略)</p>																								
<p><結果の集計・推計></p> <p>【ひな型】</p> <p>集計区分・集計内容</p> <p>〇〇調査の集計では、〇〇集計と××集計を行っている。集計区分と集計内容の概要は以下のとおりである。</p> <p>集計事項の詳細については、『〇〇調査集計事項一覧[PDF ファイルなどへのリンク]』を参照されたい。</p> <p>(1) 〇〇集計</p> <p>〇〇調査票から集計する結果であり、主な集計事項は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働力人口 ・就業者数・雇用者数（産業別・雇用形態別など） ・～～～ ・～～～ <p>(2) ××集計</p> <p>〇〇調査票から集計する結果であり、主な集計事項は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非正規の職員・従業員が現職について理由 ・転職等希望の有無 ・～～～ ・～～～ 	<p><結果の集計・推計></p> <p>【例】労働力統計 http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/hndbk01.pdf</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公表体系 <ol style="list-style-type: none"> (1) 集計区分 <ol style="list-style-type: none"> ア 基本集計 労働力調査基礎調査票（付録1-1参照）から集計する結果であり、主な集計事項は、労働力人口、就業者数・雇用者数（産業別・雇用形態別など）、就業時間、完全失業者数（求職理由別など）、完全失業率、非労働力人口などである。 イ 詳細集計 主として労働力調査特定調査票（付録1-2参照）から集計する結果であり、主な集計事項は、非正規の職員・従業員が現職について理由、転職等希望の有無、仕事につけない理由、失業期間、就業希望の有無などである。詳細集計は2002年1月から開始し、2001年以前はほぼ同じ内容を労働力調査特別調査として実施していた注1）（労働力調査特別調査は2002年に労働力調査に統合）。調査時期や調査対象等に相違があることに留意すれば、これら二つの調査結果の時系列比較は可能である（ただし、現時点の詳細集計との比較は、調査項目がほぼ同じである1984年2月の調査結果から可能である。）。 (2) 公表系列 <ol style="list-style-type: none"> ア 全国結果 【基本集計】 月次、四半期平均、年平均及び年度平均の結果を公表している注2）。 【詳細集計】 四半期平均及び年平均の結果を公表している。結果表の一覧及び集計事項については、「付録2 労働力調査結果表一覧」及び「付録3 労働力調査集計事項一覧」（http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/hndbk10_2.pdf）を参照されたい。 イ 地域別結果 【基本集計】 11 地域別注1）（北海道、東北、南関東、北関東・甲信、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄）の四半期平均及び年平均の結果を公表している。各地域に含まれる都道府県は下表のとおりである。 <table border="1" data-bbox="1066 1703 1423 1941"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>構成都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>北海道</td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県</td> </tr> <tr> <td>南関東</td> <td>埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県</td> </tr> <tr> <td>北関東・甲信</td> <td>茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県</td> </tr> <tr> <td>北陸</td> <td>新潟県、富山県、石川県、福井県</td> </tr> <tr> <td>東海</td> <td>岐阜県、静岡県、愛知県、三重県</td> </tr> <tr> <td>近畿</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県</td> </tr> <tr> <td>四国</td> <td>徳島県、香川県、愛媛県、高知県</td> </tr> <tr> <td>九州</td> <td>福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> <tr> <td>沖縄</td> <td>沖縄県</td> </tr> </tbody> </table> <p>【詳細集計】 地域別結果は公表していない注2）。</p>	地域区分	構成都道府県	北海道	北海道	東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	南関東	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	北関東・甲信	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県	北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県	東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	沖縄	沖縄県
地域区分	構成都道府県																								
北海道	北海道																								
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県																								
南関東	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県																								
北関東・甲信	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県																								
北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県																								
東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県																								
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県																								
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県																								
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県																								
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県																								
沖縄	沖縄県																								
<p><集計・推計方法></p> <p>【ひな型】</p> <p>■集計業務の実施系統</p> <p>調査票は調査員が収集し、都道府県統計主管課で審査した後、〇〇省××局に提出される。これを、〇〇で受付後、内容審査と同時に分類格付及び入力を行う。入力された調査票の内容は、〇〇の電子計算機によって集計される。</p> <p>■推計方法</p> <p>各調査項目についての推計方法は次のとおりである。</p> <p>(1) [消費支出など推計項目名]</p>	<p><集計・推計方法></p> <p>【例】家計統計 http://www.stat.go.jp/data/kakei/pdf/suikai.pdf</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 集計の手順 調査票は調査員が収集し、都道府県統計主管課で審査した後、総務省統計局に提出される。これを、独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）で受付後、家計収支については、家計簿の1行1行の記入に対し「収支項目分類」に従って内容審査と同時に分類格付及び入力を行う。この収支項目分類の項目数は約570項目に上る。入力された調査票の内容は、統計センターの電子計算機によって集計される。貯蓄・負債については、貯蓄等調査票を光学式文字読取装置（OCR）により読み取り、集計される。 2 推定式 ア 二人以上の世帯の家計収支 全国平均や地方別平均の結果については、市町村（層）別に調査世帯の抽出率が異なるため、まず、世帯数が母集団の大きさの496分の1（2013年標本改正）になるように定められた市町村別調整係数を作成し、これに対して労働力調査の世帯分布結果（1年前の同じ月から始まる12か月分の平均）を基に地方（10区分）、世帯人員（4区分）別に調整係数の補正を行って推定している。 月平均の推定式は式1のとおりであり、年平均は月別結果の単純平均として算出する（ただし、1967年、1968年は月別の調整集計世帯数に基づく加重平均により算出した。）。なお、2007年までの二人以上の世帯（農林漁家世帯を除く）の月別結果については、二人以上の世帯（農林漁家世帯を含む）の月別結果で用いる農林漁家世帯を含む世帯数を基に作成した市町村別調整係数とは別に、農林漁家世帯を除く世帯数を基に作成した市町村別調整係数を用いて推定している。年間収入五分位階級別データの年平均値は、年間収入五分位階級別の月別結果を単純平均したものである（1972年までは、年間収入階級別の年平均結果から年平均五分位を算出した。）。また、「世帯人員」、「有業人員」及び「世帯主の年齢」の年平均 																								

〇〇については、標本設計時の抽出率の違いを反映するため〇〇係数により調整している。

推定式は式1のとおりである。

(2) [〇〇〇〇]

.....

■調査結果の精度（標本誤差の数値）

〇〇の世帯（集計世帯数：xxxx 世帯）の、〇〇金額は、1世帯当たり1か月平均 xxxxx 円で、その標準誤差は xxxxx 円、標準誤差率は xxxxx%であった(平成〇〇年調査実績)。

※その他の調査項目の標準誤差率については『[標本誤差の概要\[PDFファイルなどへのリンク\]](#)』を参照。

もそれぞれ月別結果の単純平均で求めている。

イ 単身世帯の家計収支（年平均）
全国平均や男女・年齢階級別平均の結果については、まず、層別（32層：一般単位区は地方7区分別に大都市、中都市（県庁市）、中都市（県庁市以外）、小都市・町村、また寮・寄宿舍単位区は地方6区分別）に調整係数（世帯数が母集団の大きさの496分の1（2013年標本改正））を作成し、これに対して労働力調査の世帯分布結果を基に地方（6区分：北海道・東北、関東、北陸・東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄）、男女、年齢階級（3区分：35歳未満、35～59歳、60歳以上）別に調整係数の補正を行って推定している。年平均は月別結果を求めて、それを単純平均して算出する。なお、月平均の推定式は式2のとおりである。

ウ 単身世帯の家計収支（四半期平均）
2000年から公表を開始した四半期平均結果については、時系列の安定性を重視する観点から地域ごとの調整係数を用いず、労働力調査の世帯分布結果を基に全国一律の男女、年齢階級（3区分）別に補正を行って推定している。四半期平均は月別結果を求めて、それを単純平均して算出する。なお、月平均の推定式は式3のとおりである。

エ 総世帯の家計収支
二人以上の世帯の結果と単身世帯（2001年までは単身世帯収支調査）の結果を統合した総世帯について、全国の年平均の推定は、式4により求めた月別結果の単純平均として算出し、全国の四半期平均の推定は式5により求めた月別結果の単純平均として算出する。

式1 二人以上の世帯
$$\bar{X} = \frac{\sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^m x_{ij} \cdot \alpha_j \left(\frac{N_j}{N} \right) \cdot C_i}{\sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^m N_j \cdot \alpha_j \left(\frac{N_j}{N} \right) \cdot C_i}$$
$$C_i = \frac{H_i}{\sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^m N_j \cdot \alpha_j \left(\frac{N_j}{N} \right) \cdot C_i}$$
$$D_{ij} = \sqrt{\frac{H_{ij}}{n \cdot \left(\frac{N_j}{N} \right) \cdot C_i \cdot \alpha_j \left(\frac{N_j}{N} \right) \cdot C_i}}$$

式2 単身世帯
$$\bar{X} = \frac{\sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^m x_{ij} \cdot \beta_j \left(\frac{N_j}{N} \right) \cdot D_{ij}}{\sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^m N_j \cdot \beta_j \left(\frac{N_j}{N} \right) \cdot D_{ij}}$$
$$D_{ij} = \sqrt{\frac{H_{ij}}{n \cdot \left(\frac{N_j}{N} \right) \cdot C_i \cdot \alpha_j \left(\frac{N_j}{N} \right) \cdot C_i}}$$

標本誤差の概要（二人以上の世帯）(PDF：216KB)
<http://www.stat.go.jp/data/kakei/pdf/gaiyou.pdf>

<利用上の注意>

【ひな型】

■利用上の注意

1.統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入してあるため、また、総数に分類不能又は不詳の数を含むため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2.統計表において、「0」は数値が表章単位に満たないもの、「-」は該当数値のないことを示す。

3.増減数及び増減率、構成比等の比率は、表章単位の数値から算出している。
なお、統計表中の「*」印は、分母が小さいため比率を計算していない。また、構成比を計算する際、分子が「0」又は「-」である場合には「-」と表章している。

4.〇〇集計では、××をとまっていることなどから、基本集計の数値とは必ずしも一致しない。

・調査に関する変更等については、「お知らせ」及び「過去のお知らせ」を参照してください。

・時系列データについては、「利用上の注意（長期時系列データ）」を参照してください。

■調査の回答状況

標本数、回収率、回答率などの実績は次のとおりである。

[\[右の例2のような回収率等の表を掲載する。大部になる場合は別途PDFファイルなどへのリンク\]](#)

■調査結果の報告

この調査の結果は、速報、確報（第1報、確報）として報告している。「速報」と「確報」の両方が公表されている場合は、「確報」が確定値となる。

(1) 速報

調査期の終了時からおよそ〇〇カ月後に公表している。

速報での報告内容はつぎのとおりである。

- ・調査項目、集計区分
- ・世帯人数
- ・〇〇の世帯のみ

<利用上の注意>

【例1：利用上の注意】労働力統計
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/chuui.htm>

- 統計表を見る上での注意
- 1.統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入してあるため、また、総数に分類不能又は不詳の数を含むため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。
 - 2.統計表において、「0」は数値が表章単位に満たないもの、「-」は該当数値のないことを示す。
 - 3.増減数及び増減率、構成比等の比率は、表章単位の数値から算出している。
なお、統計表中の「*」印は、分母が小さいため比率を計算していない。また、構成比を計算する際、分子が「0」又は「-」である場合には「-」と表章している。
 - 4.詳細集計では、刑務所・拘留所等のある区域及び自衛隊区域の施設内の居住者を除いていること、基本集計の約4分の1の世帯が対象となっていることなどから、基本集計の数値とは必ずしも一致しない。また、詳細集計の時系列データについては、「労働力調査（詳細集計）の時系列データについて」をご参照ください。
・調査に関する変更等については、「お知らせ」及び「過去のお知らせ」を参照してください。
・時系列データについては、「利用上の注意（長期時系列データ）」を参照してください。

【例2：調査の回答状況】国民生活基礎統計
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/01.pdf>
7 結果の集計及び集計客体
結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）において行った。
なお、調査客体数、回収客体数及び集計客体数は次のとおりであった。

	調査客体数	回収客体数	集計客体数 (集計不能のものを除いた数)
世帯数・健康数	289,470世帯	224,641世帯	224,208世帯
所得数・貯蓄数	34,296世帯	25,275世帯	24,694世帯
介護数	7,573人	7,002人	6,790人

【例3：調査結果の報告】家計統計
http://www.stat.go.jp/data/kakei/1.htm#kakei_1

7 結果の公表
二人以上の世帯の調査結果は、主に、地域・世帯・収入区分ごとに1世帯当たり1か月の収支金額（品目別では購入数量を含める。）にまとめ、原則として、調査月翌月末に二人以上の世帯（速報）を公表し、その約1か月後に「家計調査報告」（月報）をインターネットに掲載する。さらに、年平均（品目別は年計）の結果をまとめた「家計調査年報」を翌年6月ごろに刊行する。

また、単身世帯及び総世帯の家計収支に関する結果並びに二人以上の世帯の貯蓄・負債に関する結果を四半期ごとに公表する。

【例4：季節調整情報】労働力統計
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/10.pdf>

- 5 季節調整値の算出方法
- (1) 季節調整の方法は、アメリカセンサス局が開発した X-12-ARIMA を用いている。なお、主要系列を除く系列については、X-12-ARIMA の X-11 デフォルトを用いている。なお、特異項の管理限界は、全ての系列において、下限 9.8σ、上限 9.9σとしており、これ以外は標準オプションとしている。X-12-ARIMA を適用している系列や適用モデルについては、下記 URL に掲載している。
URL:<http://www.stat.go.jp/data/roudou/kisetsu/index.htm>
 - (2) 各系列の季節調整はそれぞれ系列ごとに独立して行っている。
 - (3) 毎月公表する季節調整値は、前年12月までのデータから推計した当該年の推計季節指数により算出している。毎年年初には、前年12月までのデータに基づき当該年の推計季節指数とともに、過去に遡って各月の季節指数及び季節調整値の再計算*を行っている。
なお、2015年国勢調査基準(新基準)のベンチマーク人口への切替えに伴い、季節調整値の算出には、新基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値を原数値として用いている（比率を除く）。また、2011年3月～8月については、東日本大震災に伴う補間推計値を用いている。
* 原則として29年前までの原数値を用いて再計算を行い、直近10年分について再計算結果に改定している。

季節調整値の算出方法
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/kisetsu/index.htm>

労働力調査では、毎年1月分結果公表時に季節調整値の改定を行います。
■お知らせ
2017年3月3日 季節調整値の結果は長期時系列データ表1に掲載しています。
2017年1月31日 2017年1月分結果公表時から、季節調整を行う際に適用するモデルを一部変更します。詳細は、労働力調査の2017年における季節調整値の改定について (PDF：85KB) をご覧ください。

■適用モデル
2017年1月分以降に、季節調整を行う際に適用するモデルは、下表のとおりです。

適用モデル

系列	適用モデル	適用開始
労働人口	2012(211)	2015.1.3
世帯数	2012(211)	2015.1.3
健康数	2012(211)	2015.1.3
所得数	2012(211)	2015.1.3
貯蓄数	2012(211)	2015.1.3
介護数	2012(211)	2015.1.3

・季節調整の計算には、最大29年分のデータを使用している。

<p>(2) 確報</p> <p>調査期の終了時からおよそ〇〇カ月後に公表している。</p> <p>速報に加え、残る調査項目、集計区分、〇〇を掲載している。</p> <p>なお、次のような処理により速報から修正される値がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速報確定後に回収された回答の反映 ・回答データの精査による修正 ・~~~~ ・~~~~ <p>(確報など一度のみの場合)</p> <p>この調査の結果は、確報としてのみ報告している。</p> <p>■季節調整情報</p> <p>季節調整済み系列はセンサス局法 (X-12-ARIMA) によって作成している。</p> <p>※各系列に適用した X-12-ARIMA のスペックファイルなどの詳細は『季節調整の方法の詳細』[PDF ファイルなどへのリンク]を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・異常値の管理限界は、$9.8\sigma \sim 9.9\sigma$である。 ・季節調整法については、労働力調査の平成 25 年 (2013 年) における季節調整値の改定について (PDF: 851KB) の「別紙 労働力調査の主要系列の季節調整法における reg-ARIMA モデルの導入について」を参照。
<p><利活用事例></p> <p>【ひな型】</p> <p>1 行政上の施策への利用</p> <p>(1)社会保障・税</p> <p>社会保障・税の見直しに関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公的サービスによる受益と負担の関係を把握し、〇〇を試算するために、世帯類型ごとの平均消費支出額が利用されています。 <p>税制の見直しに関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 税制調査会における相続税や贈与税の見直しの際に、〇〇の分布が利用されています。 ● 〇〇、〇〇の分布状況が基礎資料として利用されています。 <p>介護保険の財政の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 〇〇部会において××を説明する際に、〇〇が利用されています。 <p>(2)福祉</p> <p>生活扶助基準の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態を比較検証するための基礎資料として利用されています。 <p>(3)公務員関連</p> <p>公務員の給与の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国家公務員の給与を検討するに当たり、標準的な生計費を算出するために、家計収支の結果が利用されています <p>(4)経済成長戦略</p> <p>長寿社会における経済成長戦略の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 〇〇部会の中間取りまとめ (平成 x 年 x 月 x 日) において〇〇を把握するために、〇〇が利用されています。 <p>2 国民経済計算の推計への利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 〇〇の推計に利用されています。 <p>3 最近の白書等における分析での利用</p> <p>〇〇白書</p>	<p><利活用事例></p> <p>【例】全国消費実態統計 http://www.stat.go.jp/info/guide/kty2015/zens.htm</p> <p>1 行政上の施策への利用</p> <p>(1) 社会保障・税</p> <p>社会保障・税の見直しに関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公的サービスによる受益と負担の関係を把握し、平均公的年金給付額や所得税、医療・介護の自己負担額を試算するために、世帯類型ごとの平均消費支出額が利用されています。 <p>税制の見直しに関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 税制調査会における相続税や贈与税の見直しの際に、年齢階級別の資産残高の分布が利用されています。 ● 貯蓄現在高別、住宅・宅地資産額階級別の分布状況が基礎資料として利用されています。 <p>介護保険の財政の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会保障審議会介護保険部会において高齢者世帯の所得格差を説明する際に、世帯主の年齢階級別のジニ係数が利用されています。 <p>(2)福祉</p> <p>生活扶助基準の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態を比較検証するための基礎資料として利用されています。 <p>(3)公務員関連</p> <p>公務員の給与の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国家公務員の給与を検討するに当たり、標準的な生計費を算出するために、家計収支の結果が利用されています <p>(4)経済成長戦略</p> <p>長寿社会における経済成長戦略の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 産業構造審議会基本政策部会の中間取りまとめ (平成 23 年 7 月 1 日) において夫婦高齢者世帯の貯蓄の状況を把握するために、夫婦高齢者世帯現在貯蓄高別世帯数分布や世帯主の年齢別 1 世帯当たり貯蓄額・負債額が利用されています。また、高齢者による消費の見通しを推計する際に、世帯主の年齢別月間消費額が利用されています。 <p>(5)エネルギー問題</p> <p>新エネルギーについての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 四国地域における太陽熱の利用状況を説明する際に、太陽熱温水器の地域別普及率が利用されています。 <p>2 国民経済計算の推計への利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家計消費支出の推計に利用されています。 <p>3 最近の白書等における分析での利用</p> <p>(1)経済財政白書</p> <p>所得からみた経済的格差の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 収入の種類別、世帯員別所得格差 (ジニ係数) ● 家計の所得格差 (ジニ係数) の推移 ● 相対的貧困率の国際比較 ● 貯蓄率の推移 ● 子供の有無別 1 か月当たりの消費支出 <p>(2)男女共同参画白書</p> <p>家計の内訳で見た高齢男女の生活状況の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢無職単身世帯 (65 歳以上) の 1 か月平均家計収支の構成 (男女別) <p>(3)消費者白書</p> <p>消費者を取り巻く社会経済情勢の分析 毎月</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 勤労者世帯の可処分所得と消費支出の推移 <p>(4)労働経済白書</p> <p>家計に与える物価の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 年齢階級別の平均消費性向と平均貯蓄率の推移 ● 年齢階級別のライフステージ別消費構造の変化 <p>(5)土地白書</p> <p>人口減少、少子高齢化等による土地利用変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 世帯主の年齢別宅地資産保有額 <p>(6)国土交通白書</p> <p>住まい方の変化の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家賃の対可処分所得比の推移 <p>4 地方公共団体における利用</p> <p>(1) 政策決定への利用</p> <p>ICT化の現状の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多くの地方公共団体で策定される ICT 化推進のための計画において、ICT 化の現状を分析する資料としてパソコンの普及率や携帯電話の普及率が利用されています。 <p>公務員給与</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方公務員の給与を検討するに当たり、標準的な生計費を算出するために、家計収支の

<p>〇〇の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 〇〇の推移 ● 〇〇額 <p>4 地方公共団体における利用</p> <p>(1) 政策決定への利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体における〇〇の効果を推計する際に××の結果が利用されています。 <p>(2) 政策の効果の推計</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体における産業やイベントの経済波及効果を推計する際に〇〇の結果が利用されています。 <p>(3) 県民経済計算、市民経済計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県民経済計算や市民経済計算を推計する際に〇〇、〇〇、〇〇が利用されています。 <p>5 民間企業や学術研究機関等による利用</p> <p>民間企業や各種団体における××や〇〇に関する分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 〇〇格差の分析 ● 〇〇世帯の経済状況の分析 	<p>結果が利用されています。</p> <p>住宅政策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県営住宅の耐震性の確保に当たり、平均年収を全国と比較するために、世帯平均年収が利用されています。 <p>環境政策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県が導入している自然エネルギーを推計するために、太陽熱温水器の普及率が利用されています。 ● 市のエネルギー消費量が増加している要因を分析する際に、持ち家率及び1世帯当たりの住居の平均延べ床面積の全国平均との比較が利用されています。また、市における電力需要の増加要因を分析する際に、二人以上の世帯における各種家電製品の普及率が利用されています。 <p>(2) 政策の効果の推計</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体における産業やイベントの経済波及効果を推計する際に家計収支の結果が利用されています。 <p>(3) 県民経済計算、市民経済計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県民経済計算や市民経済計算を推計する際に消費支出、世帯数、世帯人員が利用されています。 <p>5 民間企業や学術研究機関等による利用</p> <p>民間企業や各種団体における消費や所得に関する分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 所得の世代間格差、地域間格差の分析 ● 高齢者世帯の経済状況の分析 ● 品目ごとの購入先の分析 ● 資産の世代間格差の分析 ● 主要耐久消費財の普及率を踏まえた新商品開発に係る分析 <p>商店街の活性化策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 所得環境の悪化を示す際に1世帯当たりの消費支出の推移が利用されています。 ● 消費者が一般小売店において購入する比率の低下を示す際に購入先別消費支出割合の推移が利用されています。 															
<p><公表予定></p> <p>【ひな型】</p> <p>調査のトップページのメニューに入れて、公表情報へリンク。</p> <p>調査のご案内</p> <p>調査の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査の目的 ・ 調査の沿革、根拠法令 ・ 調査の時期 ・ 調査の対象 ・ 調査の方法 ・ 調査事項、調査票 <p>調査の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計表一覧 ・ 用語の解説 ・ 利用上の注意 ・ 公表予定 [統計結果の公表情報にリンク] ・ 問い合わせ先 <p>Q&A</p>	<p><公表予定></p> <p>【例】社会生活基本統計 http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/index.htm 調査のご案内 調査の概要 ・ 調査の目的 ・ 調査の時期 ・ 調査の対象 など 調査の結果 ・ 統計表一覧 ・ 用語の解説 ・ 利用上の注意 など 公表予定 [統計結果の公表情報にリンク] Q&A 問い合わせ先 http://www.stat.go.jp/data/kouhyou/e-stat_shakai2016.xml</p> <p>統計結果の公表情報</p> <p>【平成26年社会生活基本調査】 平成26年社会生活基本調査結果の公表情報(4/20/2016)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>公表時期</th> <th>公表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全世帯調査</td> <td>平成26年 12月 14日 16時 30分</td> <td>全世帯調査結果</td> </tr> <tr> <td>世帯別調査</td> <td>平成26年 12月 14日 16時 30分</td> <td>世帯別調査結果</td> </tr> <tr> <td>個人別調査</td> <td>平成26年 12月 14日 16時 30分</td> <td>個人別調査結果</td> </tr> <tr> <td>企業別調査</td> <td>平成26年 12月 14日 16時 30分</td> <td>企業別調査結果</td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	公表時期	公表内容	全世帯調査	平成26年 12月 14日 16時 30分	全世帯調査結果	世帯別調査	平成26年 12月 14日 16時 30分	世帯別調査結果	個人別調査	平成26年 12月 14日 16時 30分	個人別調査結果	企業別調査	平成26年 12月 14日 16時 30分	企業別調査結果
調査項目	公表時期	公表内容														
全世帯調査	平成26年 12月 14日 16時 30分	全世帯調査結果														
世帯別調査	平成26年 12月 14日 16時 30分	世帯別調査結果														
個人別調査	平成26年 12月 14日 16時 30分	個人別調査結果														
企業別調査	平成26年 12月 14日 16時 30分	企業別調査結果														
<p><問い合わせ先></p> <p>【ひな型】</p> <p>調査のトップページのメニューに入れて、公表情報へリンク。</p> <p>調査のご案内</p> <p>調査の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査の目的 ・ 調査の沿革、根拠法令 ・ 調査の時期 ・ 調査の対象 ・ 調査の方法 ・ 調査事項、調査票 <p>調査の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計表一覧 	<p><問い合わせ先></p> <p>【例】社会生活基本統計 http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/index.htm 調査のご案内 調査の概要 ・ 調査の目的 ・ 調査の時期 ・ 調査の対象 など 調査の結果 ・ 統計表一覧 ・ 用語の解説 ・ 利用上の注意 など 公表予定 Q&A 問い合わせ先 [問い合わせ先情報にリンク] http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/toiawase.htm 社会生活基本調査結果等の問い合わせ先 調査に関する問い合わせ先 総務省 統計局 統計調査部 労働力人口統計室 企画指導第三係 電話：03-5273-1163 (直通) E-mail：l-kikaku3@soumu.go.jp</p> <p>結果に関する問い合わせ先 総務省 統計局 統計調査部 労働力人口統計室 審査発表第三係 電話：03-5273-1163 (直通) E-mail：l-shinsa3@soumu.go.jp</p>															

<ul style="list-style-type: none"> 用語の解説 利用上の注意 公表予定 問い合わせ先 【問い合わせ先情報にリンク】 	
<p>Q&A</p> <p><その他 FAQ：標本誤差の計算方法、カバレッジ誤差の発生要因、非回答を減じるための措置、データ処理による誤差、データ処理による誤差を減じるための対応、測定誤差の説明、非標本誤差に関する研究分析></p> <p>【ひな型】</p> <p>Q 統計表に示されている数字は、どうやって計算されていますか？ 調査の対象は全世帯ではなく、一部の世帯であり、また、回答しない世帯もあると思いますが、数字に誤差などはありますか？</p> <p>A 統計調査の結果には、必ず何らかの誤差が生ずることは避けられません。例えば、標本調査では、調査されなかった調査対象があるので、全数調査を行えば得られたはずの値（これを「真の値」といいます。）と調査結果には差が生じます。全数調査を行わずに標本調査を行ったことにより生ずる差のことを「標本誤差」【リンク 1】といます。</p> <p>また、全数調査を行ったとしても、例えば誤回答や未回答などによる誤差があり、これを「非標本誤差」【リンク 2】といます。非標本誤差には、調査を行う段階で発生する様々なものがあります。詳細については、以下のリンクをクリックしてご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 回答をしなかったことにより生ずる誤差（これを「非回答誤差」【リンク 3】といます。） 集計の際の誤りによる誤差（これを「データ処理による誤差」【リンク 4】といます。） 標本が正しく母集団の縮図となっていなかったことによる誤差（これを「カバレッジ誤差」【リンク 5】といます。） 調査員や委託先の質、調査票のデザイン、回答者のミスなどによる誤差（これらを総称して「測定誤差」【リンク 6】といます。） 	<p><その他 FAQ：標本誤差の計算方法、カバレッジ誤差の発生要因、非回答を減じるための措置、データ処理による誤差、データ処理による誤差を減じるための対応、測定誤差の説明、非標本誤差に関する研究分析> 【全体説明の事例なし】</p>
<p><その他 FAQ：標本誤差とその計算方法>【リンク 1】</p> <p>【ひな型】</p> <p>調査の結果は、標本調査で調査票が回収された標本から得られた推定値なので、標本誤差を含んでおり、全数調査をすれば得られるはずの値（以下「真の値」といいます。）とは必ずしも一致しません。集計結果の推定値には、標本調査による一定の統計的誤差を含んでいます。参考表に示した「標準誤差率」は、全数調査を行った場合に得られるはずの「真の値」の存在範囲を示す目安となるものです。推定値を中心として、その前後に標準誤差の2倍の幅を取れば、その区間内に真の値があることが約95%の確率で期待されます（20回のうちおよそ19回は正しい）。</p> <p>なお、参考表の「主要項目別の標準誤差率」は、以下の式で計算されています。</p> $e = \sqrt{V}/G$ $V = \sum_h N_h(N_h - n_h)s_h^2/n_h$ <p><i>e</i> : Gの標準誤差率 <i>V</i> : Gの分散の推定値 <i>s_h</i> : 第<i>h</i>層の標本の標準偏差 <i>N_h</i> : 第<i>h</i>層の母集団人数 <i>n_h</i> : 第<i>h</i>層の標本（回収）人数</p>	<p><標本誤差の計算方法> 【例】 社会生活基本統計 http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/pdf/suikai.pdf 推定値の標本誤差 標本誤差の算出は、副標本方式により行った。 副標本方式による標本誤差の計算は、第1段の標本抽出において独立で均等な大きさの数组の標本を抽出しておくのが本来であるが、この調査では、その近似として事後的に4組の副標本を設定し、この4組の副標本ごとに算出された推定値を用いて、次式により算出した。</p> $d = \sqrt{\frac{1}{4(k-1)} \sum_{k=1}^4 (\hat{y}_k - \bar{y})^2}$ <p><i>d</i> : 推定値の標準誤差 <i>k</i> : 副標本の番号 (<i>k</i>=1,2,3,4) <i>y_k</i> : 第<i>k</i>副標本に基づく推定値 <i>y</i> : 全標本に基づく推定値</p>

<非標本誤差とそれに関する研究分析>[リンク 2]

【ひな型】

非標本誤差には、非回答誤差、カバレッジ誤差、データ処理による誤差、調査員や委託先の質による誤差、回答者の誤りによる誤差などがあり、調査の過程において介在する人間が多くなれば、それだけ非標本誤差も大きくなります。このような誤差は、標本誤差と違って、どの程度の誤差が発生しているのか、数字で評価することができません。したがって、調査の設計の際には細心の注意を払って、なるべく起こらないようにすべきです。例えば回答者の回答誤りについては、誤解が生じにくいように調査票を設計するなどの工夫が必要です

非標本誤差に関する研究分析は、国の統計調査についての研究や大学等の学術機関における研究など様々な分析報告がありますので、それらの資料をご参照ください。

例1. [〇〇統計調査の非標本誤差の縮小に向けた研究会（〇〇省）（リンク）](#)

例2. [社会調査における非標本誤差（〇〇研究所）（リンク）](#)

例3. [非標本誤差をめぐる問題と諸種の手法（〇〇大学）（リンク）](#)

<非回答誤差とこれを減じるための措置>[リンク 3]

【ひな型】

調査では、集計対象となる調査項目についてはすべて回答してもらうのが原則ですが、対象者のミスや回答しづらいもの、あるいは意図的に回答を拒否するものなどがあり、必ずしも調査項目がすべて回答されているわけではありません。このような回答漏れによる誤差を「非回答誤差」といい、事前の調査票の工夫や記入要領による丁寧な説明など、また提出後には非回答部分の電話による照会などの方法で、できるだけ減らすように努めなければなりません。

本調査では、非回答を減らすために、次のような方法をとっています。

1. 記入要領での説明

記入要領では、できるだけ回答漏れをなくすために、実際の調査票の上に記入が必要な部分（項目）を着色し、さらに注意喚起を促す内容については吹き出しを利用して、これも別の色でカラー化しました。
2. 調査員によるフォロー

調査員が調査票を回収した際に、非回答部分をチェックして、その場で再回答をお願いしました。ただし、対象者に会えない場合には、〇〇、〇〇、〇〇の項目については調査員の観察（目視）や近隣の者に質問して非回答項目を補定しました。
3. 電話によるフォロー

回収後に調査票を目視して記入漏れや記入ミスを発見した場合には、対象者に電話で照会を行い、再回答をお願いしました。

<データ処理による誤差とこれを減じるための対応>[リンク 4]

【ひな型 1】

非標本誤差のうち、調査票の回答内容を電子化して、これらを集計するまでの段階で発生する「データ処理による誤差」があります。このうち代表的な誤差は、データを電子化（データパンチ）する際にパンチする人間が介在するため、この段階で入力ミスなどのヒューマンエラーが発生する可能性があります。

〇〇調査に限らず、〇〇省の統計調査に関しては、データ処理を民間に委託していますが、委託先の条件として、ベリファイの実施を義務づけています。これは、調査票のデータを並行して2人の違う人が入力し、それぞれのデータを照合することで入力ミスを検出する方法です。この方法により、入力ミスはほぼなくなります。

<非標本誤差に関する研究分析>

【例】国民生活基礎統計
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21ronbun.html>

研究論文
 国民生活基礎調査の標本設計・推定手法等に関する研究会
 国民生活基礎調査の標本設計・推定手法等に関する研究会 報告書（平成25年9月）
 ● 報告書（表紙、目次～本文）
 ● 報告書（一部不詳データ）の補整結果（1999年）
 ● 報告書（一部不詳データ）の補整結果（1999年）

報告書（表紙、目次～本文）
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21ronbun00.pdf>（総ページ数 18 ページ 該当項目を記載）

- 1 はじめに
 - (1) 国民生活基礎調査の概要
 - (2) 統計委員会における標本設計・推定方法等に関する議論と本研究会の検討
- 2 標本設計
 - (1) 国民生活基礎調査で標本設計上目的とする表章単位について
 - (2) 集落抽出について
 - (3) 代替サンプリングについて
 - (4) 国勢調査地区の問題点について
 - (5) 母集団の推定方法について
- 3 調査実施上の留意点
 - (1) 記入者負担
 - (2) 調査員負担
 - (3) 調査費用
- 4 調査結果の母集団推定における質の向上
 - (1) 非標本誤差の縮小
 - (2) 施設入所者の扱い
- 5 一部不詳データの補整の考え方と試算結果
 - (1) 所得票無回答世帯の総所得金額
 - (2) 可処分所得不詳世帯の可処分所得
 - (3) 主症状・主傷病不詳世帯の主症状・主傷病
- 6 全部不詳データ（無回答世帯）の補整の考え方と試算結果
- 7 まとめ

<非回答を減じるための措置>

【例】国勢統計
http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/gaiyou.htm#tyousahouhou_7

7 調査の方法
 平成 27 年国勢調査は、総務省統計局・都道府県・市町村・国勢調査指導員・国勢調査員の流れにより行った。
 調査は、調査員又は調査員事務を受託した事業者（以下「調査員等」という。）が、下記の方法により行った。

1. 調査員等は、担当する地域の全ての世帯にインターネット回答の利用案内を配布する。世帯は、9月10日～20日の期間にインターネット回答を行う。
2. その後、調査員等はインターネット回答のなかった世帯に調査票等を配布する。世帯は、記入した調査票をそのまま調査員等に提出するか、又は郵送により提出することにより回答を行う。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、調査員等が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。

<データ処理による誤差>

【例 1】労働力統計
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/hndbk07.pdf>

III 労働力調査の標本設計と結果の推定
 第 7 章 結果の推定方法と標本誤差等（PDF：1,212KB）

- 4 推定値の誤差
- (2) 非標本誤差

非標本誤差とは、誤差の要因のうち標本抽出（偶然性）に起因するものを除いた全ての要因により生じる誤差をいう。非標本誤差は、その要因により幾つかに分類することができる。回答者が質問を誤解したり懸念したりして事実と異なる記入をした場合の誤りや、無回答、調査員の面接の拙さによる誤り、不慣れによる標本の脱落・把握誤り、連絡・指導の不徹底による誤り、調査票の処理及び集計上の誤りなどに分類することができる。このように、非標本誤差は調査のあらゆる段階で発生する可能性がある。

非標本誤差の特徴は、標本誤差とは対照的である。標本誤差の特徴は、①標本の大きさと密接な関係があり、避けられないものであること、②量的な測定ができ、そのコントロールができることなどが挙げられる。一方、非標本誤差は、①標本の大きさと直接関係がなく、原因を究明すれば避けられるものがあること、②量的な測定が難しくそのコントロールができないことなどが特徴として挙げられる。

調査が大規模になって調査関係者の人数が増えるほど、非標本誤差の発生源も増加することになる。調査の各段階での誤りを少なくして非標本誤差を小さく抑えるには、調査関係者の努力と回答者の統計に対する理解に大きく懸かっている。

<p><データ処理による誤差とこれを減じるための対応>[リンク 4]</p> <p>【ひな型 2 : OCR 使用の例】</p> <p>非標本誤差のうち、調査票の回答内容を電子化して、これらを集計するまでの段階で発生する「データ処理による誤差」があります。</p> <p>このうち代表的な誤差は、データを電子化（データパンチ）する際にパンチする人間が介在するため、この段階で入力ミスなどのヒューマンエラーが発生する可能性があります。</p> <p>本調査では、データを電子化する際に人間を介在させずに、調査票に記入されたマークと数字を機械（光学式文字読取装置）で読み取って統計を作成するようにしています。しかし、この機械の読み取りの際にも機械的なエラーが発生する可能性があるため、調査対象者への記入要領では、機械が読み取りやすい黒鉛筆の使用と、読み取りやすい数字の記入例を示して、できるだけエラーをなくするように努めています。</p>	<p><データ処理による誤差を減じるための対応></p> <p>【例 2】国勢統計 http://www.stat.go.jp/data/kokusei/qa.htm <Q&A></p> <p>6. 調査票の記入(書き方)について Q 問 6-2 調査票には、黒鉛筆で記入しなければならないのですか。 A 国勢調査は、大量の調査票を短期間のうちに迅速に処理するため、調査票に記入されたマークと数字を機械（光学式文字読取装置）で読み取って統計を作成します。現在のところ、この機械は黒鉛筆を最も確実に読み取ることができますので、黒鉛筆でご記入ください。</p>
<p><カバレッジ誤差の発生要因>[リンク 5]</p> <p>【ひな型】</p> <p>調査では調べる対象となる「母集団」（これを「目標母集団」といいます。）があり、標本調査の場合は、この母集団に相当する名簿（これを「枠母集団」又は「標本抽出枠」といいます。）から標本抽出（サンプリング）を行います。目標母集団と枠母集団が必ずしも一致しているとは限らず、それによって生じる誤差を「カバレッジ誤差」といいます。</p> <p>本調査では、全国の全世帯を母集団としたが、調査の実施上難しいなどの理由により、次の世帯は除外しています。</p> <p>・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・</p>	<p><カバレッジ誤差の発生要因></p> <p>【例】家計統計 http://www.stat.go.jp/data/kakei/pdf/25gai02.pdf 調査対象世帯から除外する世帯 世帯としての家計収支の把握が難しいこと等の理由により、次の世帯は「一般単位区世帯名簿」作成後に調査対象世帯から除外している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 料理飲食店、旅館又は下宿屋を営む併用住宅の世帯 イ 賄い付きの同居人のいる世帯 ウ 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯 エ 世帯主が長期間（3か月以上）不在の世帯 オ 外国人世帯 カ 15歳未満の単身世帯 キ 社会施設又は矯正施設の入所者 ク 病院又は療養所の入所者 ケ 自衛隊の営舎内居住者 コ その他、都道府県知事が不適当と認めた世帯
<p><測定誤差の説明>[リンク 6]</p> <p>【ひな型】</p> <p>もともと測定誤差とは、自然科学の分野で、ものの大きさや重さなどを測定する際に発生する誤差のことで、その原因は測定機器の不完全さ、測定者の能力による違い、測定条件の変動などによるものです。</p> <p>調査の分野でも、測定機器に相当する調査票のデザインや言葉遣いによって回答者が質問を誤解したり懸念したりして事実と異なる記入をした場合の誤差、測定者である調査員の面接の拙さや委託先の質による誤差、測定条件である調査方法（郵送調査か調査員調査かなど）による誤差など様々な測定誤差があります。</p> <p>〇〇調査では、調査票の作成段階における言葉遣いなどの細心の注意、委託先や調査員に対する研修・指導の徹底などを行い、これらの測定誤差をできるだけ減らすように努めています。</p>	<p><測定誤差の説明></p> <p>【例】労働力統計 http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/hndbk07.pdf III 労働力調査の標本設計と結果の推定 第7章 結果の推定方法と標本誤差等（PDF：1,212KB）</p> <p>4 推定値の誤差 (2) 非標本誤差</p> <p>非標本誤差とは、誤差の要因のうち標本抽出（偶然性）に起因するものを除いた全ての要因により生じる誤差をいう。非標本誤差は、その要因により幾つかに分類することができる。回答者が質問を誤解したり懸念したりして事実と異なる記入をした場合の誤りや、無回答、調査員の面接の拙さによる誤り、不慣れによる標本の脱落・把握誤り、連絡・指導の不徹底による誤り、調査票の処理及び集計上の誤りなどに分類することができる。このように、非標本誤差は調査のあらゆる段階で発生する可能性がある。</p> <p>非標本誤差の特徴は、標本誤差とは対照的である。標本誤差の特徴は、①標本の大きさと密接な関係があり、避けられないものであること、②量的な測定ができ、そのコントロールができることなどが挙げられる。一方、非標本誤差は、①標本の大きさと直接関係がなく、原因を究明すれば避けられるものがあること、②量的な測定が難しくそのコントロールができないことなどが特徴として挙げられる。</p> <p>調査が大規模になって調査関係者の人数が増えるほど、非標本誤差の発生源も増加することになる。調査の各段階での誤りを少なくして非標本誤差を小さく抑えるには、調査関係者の努力と回答者の統計に対する理解に大きく懸かっている。</p>
<p><非回答事項に関する集計上の取扱い></p> <p>【ひな型 1】</p> <p>Q 調査票に回答がなかった場合は、集計の際にどのように処理していますか？</p> <p>A 調査票を集計する前段階で、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて精査して、欠測値や矛盾が生じた場合は〇〇調査などをもとに補足・訂正を行いました。</p> <p>しかし、補足・訂正が不可能な数値については、回答が得られた数値の集計結果に回答率の逆数を掛けることにより全体の推計を行いました。</p> <p><非回答事項に関する集計上の取扱い></p> <p>【ひな型 2 : 補正なしの場合】</p> <p>Q 調査票に回答がなかった場合は、なんらかの方法で回答を補っているのですか？</p>	<p><非回答事項に関する集計上の取扱い></p> <p>【例 1】国勢統計 http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/gaiyou.htm 8 集計の方法</p> <p>国に集められた調査票は、データ入力、産業分類符号などの符号付けをした後、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて検査し、必要な補正を行った上で結果表として集計する。</p> <p><集計></p> <p>なお、特殊船調査（第3号調査）については、回収された調査票をそのまま集計し、回収率による補正を行っていない数値であるので、その利用については注意されたい。</p> <p><非回答事項に関する集計上の取扱い></p> <p>【例 2】船員労働統計（世帯調査での事例なし） http://www.mlit.go.jp/k-toukei/05/labour01/index.pdf <集計></p>

A ○○調査の集計は、提出された調査票についてのみそのまま集計して、回収率による補正などは行っていません。

<オンライン回答数、オンライン提出率>
【ひな型】
Q ○○調査は、ネットでも回答を受け付けているようですが、ネットでの回答はどのくらいありますか？
A 今回の○○調査は、郵送での回答送付とインターネットで回答送信の2種類の方法を用いていましたが、全回答者のうち、インターネットで回答した人は○○%でした。
 都道府県別、性・年代別のインターネット回答率は、以下のファイルを参照ください。
 ・都道府県別のインターネット回答率 [\[リンク\]](#)
 ・性・年代別のインターネット回答率 [\[リンク\]](#)

<オンライン回答数、オンライン提出率>
【例】国勢統計
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/jisshijoukyou/index.htm>
 オンライン調査におけるインターネット回答世帯数及び回答率
 平成28年10月26日の人口等基本集計結果の公表に伴い、平成27年国勢調査におけるインターネット回答世帯数及び回答率の確定値を併せてお知らせします。
 都道府県別のインターネット回答世帯数及び回答率（エクセル：40KB）→下に一部掲載
 市区町村別のインターネット回答世帯数及び回答率（エクセル：411KB）→省略

平成27年国勢調査 都道府県別インターネット回答世帯数及び回答率(確定値)

都道府県	人口等基本集計世帯数	インターネット回答世帯数		インターネット回答率	
		うちスマートフォン	うちスマートフォン	うちスマートフォン	うちスマートフォン
全国	53,448,695	19,749,750	6,287,545	35.9	12.7
北海道	2,444,810	838,013	296,563	34.3	12.1
青森県	516,945	155,277	56,571	30.4	11.1
岩手県	492,049	185,550	59,586	33.6	12.1
宮城県	344,729	209,519	121,812	35.5	12.9
秋田県	358,589	126,119	41,324	32.5	10.6
山形県	355,399	137,079	45,335	34.6	11.5
福島県	737,593	230,852	84,484	31.3	11.5
茨城県	1,124,349	413,035	143,893	36.7	12.8
栃木県	762,097	282,038	103,577	37.0	13.6
群馬県	772,952	233,097	122,018	41.7	15.8
埼玉県	2,971,659	1,226,932	429,416	41.3	14.1
千葉県	2,806,132	1,036,210	332,325	39.7	12.7
東京都	8,701,122	1,819,881	537,244	27.1	8.0

<異常値、外れ値における集計上の対応>
【ひな型】
Q 調査対象者の中には、とんでもないお金持ちもいて、その人を入れて、そのまま平均値を算出すると実態とはかけ離れた数値になるのではないですか？
A ○○調査では、特に収入の多い人で、その人を除いた収入の平均値と標準偏差を算出し、平均値より標準偏差の○倍以上の場合は、○○統計表ではその人を除いて集計しています。

<異常値、外れ値における集計上の対応>
【例】賃金構造基本統計
http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001062201&cycleCode=0&requestSender=estat
 利用上の一般的注意 (PDF)
 短時間労働者の統計表
 短時間労働者の中には、特定の職種を中心に、1時間当たりの所定内給与額が著しく高い者が少数であるが存在する。これらの労働者を集計に含めると平均値が大きく上昇するので、これを避けるため、短時間労働者の統計表では集計から除いている。ただし、短時間労働者の職種別統計表では、これらの労働者が集中している職種で集計から除くと、その職種の賃金が実態と乖離するため、集計に含めている。

<他の類似統計と比較した説明>
【ひな型1】
Q ○○調査の結果は、似たような△△調査の結果とは少し異なっていますが、なぜですか？
A ○○調査の給与は、○月から○月までの1年間の給与総額であるが、△△調査の場合は、給与支払者の会計年度での総額なので、△△調査とは若干異なっています。
 また、○○調査は標本調査なので、調査で得た平均値に標本抽出率及び回収率の逆数を乗じて全体の売上などを推計しているため、全数調査の結果とは一致しません。

<他の類似統計と比較した説明>
【例1】国勢統計
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/qa.htm>
 国勢調査に関するQ&A
Q 問1-8 住民基本台帳の人口と国勢調査の人口が異なっているのはなぜですか。
A 大都市で若い年齢の人口が住民基本台帳と国勢調査とは大きな違いとなって現れるなど、住民基本台帳の人口と国勢調査の人口には差があります。これは、住民基本台帳で、住所の変更をせずに転居する人がいるため、住民票の届出場所と実際に住んでいる場所が一致しない場合があるからです。また、両調査における人口の把握時点（1月と10月）や把握方法（届出地と居住地）が異なること、長期の海外渡航者でも住民票を残している場合があることなどによるものです。地域の行政を適切に進めるためには、その地域に実際に住んでいる人・世帯についての資料が必要となります。したがって、国勢調査は、我が国に住んでいるすべての人及び世帯について、居住の実態に即した様々な統計を作成することを目的としています。

<他の類似統計と比較した説明>
【ひな型2：一覧表にした例】
Q ○○調査だけではわからない○○や○○について知りたいのですが？
A 次の内容を知りたい場合は、以下の表を参考にしてください。

<他の類似統計と比較した説明>
【例2】国勢統計
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/users-g/link.htm>
 <国勢調査に関連するデータについて>
 国勢調査ではわからない、次の内容を知るにはどの調査等を見ればいいのかわかります。人口・世帯数についての統計

知りたい内容	調査名等
毎月1日現在の人口(全国)、毎年10月1日現在の人口(都道府県別)	人口推計(総務省)
住民基本台帳に基づく毎年1月1日現在の人口、世帯数(全国、都道府県、市区町村別)	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数 e-Stat
毎年現在における外国人登録者	在留外国人統計(法務省)
世帯類型別世帯数や、世帯類型別の所得	国民生活基礎調査(厚生労働省)
海外に滞在する邦人数	海外在留邦人数調査統計(外務省)

知りたい内容	調査名等
毎月1日現在の○○(全国)、毎年10月1日現在の○○(都道府県別)	○○調査(○○省) http://www.....(リンク)
○○○に基づく毎年1月1日現在の○○(全国、都道府県、市区町村別)	○○台帳(○○省) http://www.....e-Stat(リンク)
毎年現在における○○登録者	○○統計(○○省) http://www.....(リンク)